

衆議院 法務委員會 議 録 第 四 号

平成二十一年四月三日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 山本 幸三君
- 理事 大前 繁雄君
- 理事 塩崎 恭久君
- 理事 谷畑 孝君
- 理事 細川 律夫君
- 理事 赤池 誠章君
- 理事 近江屋信広君
- 理事 木村 隆秀君
- 理事 清水鴻一郎君
- 理事 平 将明君
- 理事 萩山 教嚴君
- 理事 早川 忠孝君
- 理事 武藤 容治君
- 理事 矢野 隆司君
- 理事 石関 貴史君
- 理事 川内 博史君
- 理事 仙谷 由人君
- 理事 古本伸一郎君
- 理事 山田 正彦君
- 理事 保坂 展人君
- 櫻井 郁三君
- 棚橋 泰文君
- 加藤 公一君
- 大口 善徳君
- 稲田 朋美君
- 河井 克行君
- 笹川 堯君
- 杉浦 正健君
- 長勢 甚遠君
- 橋本 岳君
- 町村 信孝君
- 森山 眞弓君
- 柳本 卓治君
- 岡本 充功君
- 河村たかし君
- 中井 治君
- 三日月大造君
- 富田 茂之君
- 滝 実君

- 法務大臣 森 英介君
- 法務副大臣 佐藤 剛男君
- 法務大臣政務官 早川 忠孝君
- 最高裁判所事務総局刑事局長 小川 正持君
- 政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 河合 潔君
- 政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 西村 泰彦君
- 政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 望月 達史君
- 政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 門山 泰明君

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 深山 卓也君

政府参考人 (法務省民事局長) 倉吉 敬君

政府参考人 (法務省刑事局長) 大野恒太郎君

政府参考人 (法務省矯正局長) 尾崎 道明君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 久保 公人君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 戸谷 一夫君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 中尾 昭弘君

法務委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動
四月三日
武藤 容治君 補欠選任 岳君

同日 古本伸一郎君 補欠選任 岡本 充功君

同日 山田 正彦君 補欠選任 仙谷 由人君

同日 神崎 武法君 補欠選任 富田 茂之君

同日 橋本 岳君 補欠選任 武藤 容治君

同日 岡本 充功君 補欠選任 三日月大造君

同日 仙谷 由人君 補欠選任 川内 博史君

同日 富田 茂之君 補欠選任 神崎 武法君

同日 川内 博史君 補欠選任 山田 正彦君

同日 三日月大造君 補欠選任 古本伸一郎君

四月二日
外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出第三七号)

三月十八日
離婚後の共同親権・両親による共同での養育を

実現する法整備に関する請願(柚木道義君紹介(第九九一号))

同(保坂展人君紹介(第一〇七一号))

外国人住民基本法の制定に関する請願(阿部知子君紹介(第一〇〇八号))

児童買春・児童ポルノ禁止法改正に当たり、拙速を避け、極めて慎重な取り扱いを求めること

に関する請願(保坂展人君紹介(第一〇七〇号))

同日 児童買春・児童ポルノ禁止法改正に当たり、拙速を避け、極めて慎重な取り扱いを求めること

に関する請願(枝野幸男君紹介(第一一八五号))

は本委員会に付託された。

三月二十七日
取り調べの全過程の可視化を求めることに関する陳情書(津市中央三の二三室木徹亮(第五六号))

同日 国籍法改正に関する意見書(北海道中札内村議

会(第一六七八号))

「輸出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大

を求める意見書(若手県遠野市議会(第一六七九号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出第三七号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○山本委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

本日は、裁判員制度などの諸問題について質疑を行うことといたします。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官河合潔君、警察庁長官官房審議官西村泰彦君、総務省大臣官房審議官望月達史君、総務省自治行政局選挙部長門山泰明君、法務省大臣官房司法法制部長深山卓也君、法務省民事局長倉吉敬君、法務省刑事局長大野恒太郎君、法務省矯正局長尾崎道明君、文部科学省大臣官房審議官久保公人君、文部科学省大臣官房審議官戸谷一夫君、厚生労働省大臣官房審議官中尾昭弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局小川刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。棚橋泰文君。
○棚橋委員 自由民主党の棚橋泰文でございます。おはようございます。

本日は、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件、また、特に、いわゆる裁判員裁判制度の開始を前にいたしまして、その点について幾つか質疑をさせていただきます。と思っております。

まず最初に、やはり司法行政、法務行政等の中で一番国民の関心の高い治安について、少し質問をさせていただければと思っております。

当然のことながら、国民の人権、実効ある人権をきちんと守っていくという観点から、治安というものが非常に大きな重さを握るわけでございますが、近年、残念なことに、こしばらくのところ、検察、捜査当局の御努力で大分頑張っていたに、治安情勢が悪化しているというふうには、いわゆる体感治安が悪くなっているというふうに感じている国民も多いわけでございます。

そこで、まず警察庁の方から、近年の犯罪情勢、どのような犯罪が特に特筆されるのか、それから、特に重要犯罪の発生あるいは検挙状況、そういうものについて御説明をいただきたいと思っております。

○西村政府参考人 まず、刑法犯の認知件数でございますが、これは平成十四年に二百八十五万件を突破し、戦後最多を記録いたしました。翌十五年から減少を続けまして、二十年は百八十一万八千二百三十三件と、この六年間で約百万件減少しております。しかしながら、振り込め詐欺を初め、通り魔殺人事件、子供や女性が被害者となる痛ましい事件が相次いで発生するなど、依然として治安情勢は厳しいものと認識しております。

殺人、強盗、強姦等の重要犯罪の認知件数は、平成十五年には二万三千九百七十一件でありましたが、翌十六年から減少を続け、二十年は一万五千八百四十七件と、この五年間で約八千件減少しております。検挙件数は、平成十五年に一万二千

三百六十二件でありましたが、認知件数と同様に、翌十六年から減少を続け、二十年は九千九百二十五件と、この五年間で約二千五百件減少しているものの、検挙率は十五年から連続して上昇し、二十年は六二・六％となっております。近年の傾向としましては、殺人の認知件数はほぼ横ばいで推移しておりますが、強盗が大きく減少していることが挙げられます。

○棚橋委員 ありがとうございます。特に平成十四年ないし平成十五年をピークに、捜査当局の御努力もあって、検挙件数等がふえていると同時に、犯罪の発生件数が減少に転じているという御趣旨の御説明だったと思いますが、大事なことは、検挙をきちんとやっていくということももちろん大事でございますが、まず犯罪の抑止ということも非常に大事だ、とにかく抑止が先にあるんだと私は思っております。

そういう観点から、特に犯罪の発生件数の減少、あるいは検挙件数の増加、そういったことに向けて、今まで捜査当局として、特に警察庁として取り組んできた特筆すべきこと、それからさらには、このような具体的な課題があるというようなことがあれば、その点についてお話をいただきたいと思っております。

○西村政府参考人 犯罪抑止につきましては、検挙と抑止対策、この両面から取り組む必要があると考えております。

まず、検挙向上に向けては、特に重要犯罪等に捜査力を振り向けていくとともに、高性能のDNA型自動分析装置の整備や、情報分析支援システム、あるいは捜査特別報奨金制度の効果的活用などの取り組みを進めまして、重要犯罪等の検挙を徹底してまいりたいと考えております。

また、抑止対策といたしましては、例えば今年度におきましては、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化を図り、各都道府県警察に設置された専従の対策班において、重大事件の前兆事案の段階で行為者を特定し、警告、検挙等の措置を講ずることとしたところであります。さ

らに、街頭における凶悪事件の未然防止を図るため、繁華街等におけるパトロールなど街頭活動を強化するとともに、刃物携帯事案の取り締まりの徹底を図るなどの取り組みを推進しております。今後とも、治安向上のため、こうした重要犯罪の検挙あるいは抑止の両面からの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○棚橋委員 ありがとうございます。我が国の財政状態は大変厳しい状況ではございますが、やはり治安の確保、あるいは国民の人権を実効的に守るという観点から、必要な予算あるいは体制を整備するということは、これは国会の責務でもあると私は思っております。また、そういう観点から、一議員としても努力をしていきたいと思っております。

今、警察当局からいろいろとお話をいただきましたが、治安の維持あるいは回復のためには、再犯の防止ということも含めて、法務当局、法務省としていろいろとお取り組みをいただき、またやっていたらかなければいけないことがたくさんあると思っております。

そこで、現在、法務省の中で特に重点的に取り組んでいただいている御努力、あるいはさらに今後取り組んでいく方向性等につきまして、早川政務官からお話をいただければ、ありがとうございます。

○早川大臣政務官 再犯防止を含めました治安の維持、回復への取り組みは、真の意味での世界一安全な国日本を復活させるため不可欠であり、法務省の最重要課題と認識しております。

この点、再犯防止に向けた取り組みとして、法務省はこれまで、性犯罪者等に対する各種再犯防止プログラムの実施や、総合的就労支援対策などの取り組みにより再犯防止に努めてまいりました。さらに、平成二十一年度からは、高齢や障害の問題を抱える刑務所出所者等への対策に取り組むこととしております。再犯防止に向けた取り組みにつきましては、法務省として、今後とも刑事、矯正、保護を通じ

て、一貫した施策として実施することはもちろん、関係省庁だけでなく、必要に応じて地方自治体や民間団体とも強力な連携関係を構築していく必要があると考えております。

このような中、本年一月、省内に再犯防止施策検討プロジェクトチームを立ち上げ、私が座長を務めております。その目的は、効果的で具体的な再犯防止施策の策定であります。現在、このチームにおいて、第一に、就労先の確保の観点から、農林業等の職業訓練の充実強化策、第二として、出所者の社会的受け皿の積極確保の観点から、地方自治体や社会福祉法人、民間のNPO法人等との具体的連携策等を検討しております。検討事項には中期的な視点のものも含まれますが、その結果につきましては、近日中に取りまとめ公表をさせていただきます予定であります。

さらに、刑事手続における事案に応じた厳正な科刑の実現や、不法滞在外国人のさらなる削減等の総合的な取り組みにより、治安の維持、回復に努めてまいりたいと考えております。

○棚橋委員 ありがとうございます。

ぜひ、今、早川政務官のお話にありました方向で最大限の御努力をお願いする次第でございます。

その上で、本日は、もう一つの私の質疑の主題といたしまして、いわゆる裁判員裁判が開始されるということが目前に迫った今、改めてこの問題について質疑をさせていただければと思っております。

いわゆる裁判員裁判が開始されることを目前にして、改めていろいろな議論が沸騰していることは、これはもう皆様方御承知のとおりでございます。

私は、このようなときには、そもそも、なぜいわゆる裁判員裁判を導入するのかという、その議論の原点あるいはその目的の本質、こういったものから、もう一度考えていかなければいけないというふうな思っております。まず、法務当局に改めて確認でございますが、なぜ裁判員裁判、裁判員制度を導入することになったのか、こ

の議論の経過を簡潔に御説明いただきたいと思
います。

○大野政府参考人 裁判員制度には、広く国民が
裁判の過程に参加し、その感覚が裁判の内容に反
映されることにより、司法に対する国民の理解や
支持が深まり、司法がより強固な国民的基礎を得
ることができるようになると重要な意義がある
というように考えております。

加えて、裁判が迅速に行われるようになること
も、裁判の手續や判決が国民にとつてわかりや
すいものになることも期待されるわけでありま
す。

さらに、裁判員制度の導入は、社会秩序や治安
あるいは犯罪の被害、人権といった問題につきま
して、国民一人一人にかかわりのある問題として
お考えいただく契機にもなるのではないかと
ように考えております。そのことがよりよい社会
を築く上での一歩になることが期待されるという
ように考えております。

○棚橋委員 ありがとうございます。

要は、誤解を恐れずに一言で言えば、司法に国
民の感覚をより強く導入するということではない
かと思いますが、当然のことながら、そうしま
すと、裁判員制度の具体的な実施に当たりま
して、国民の理解が不可欠でございます。国民の
理解を得られるような努力が、今までも十分に
やっていたのだと思えますが、これがかぎを握
ると思えます。

そこで、佐藤法務副大臣及び最高裁判所事務総
局にこれまでの取り組みあるいは今後の取り組み
等についてお話をいただければありがたいと思
います。

○佐藤副大臣 ただいま先生御指摘のように、ま
ず、個人個人の理解を深めるということが非常
に重要なことでございます。これまで法務省とい
ましては、国民の理解を深める点におきま
して、できる限りの対策を講じてまいりました
でございます。

具体的に申し上げますと、最高裁判所それから日

弁連とも連携いたしました。先生が道を通つたり
いろいろいたしますとわかりやすく、ポス
ターとかパンフレットとかの製作、配布あるいは
ホームページによる情報通信、マスメディアを通
じた広報活動等に努めてまいっております。

全国の検察庁職員が、企業とかそれから地域の
集まりに伺ひまして、そして積極的に説明会等
を開いております。例えば、通産省に消費生活アド
バイザー制度というのがございまして、この消費
生活アドバイザー、一万三千人の中から関心を
持っている人たちが選ばれて、そしてそうい
う人たちが、それぞれの会合あるいは地域の会合
等に参画いたしました。実施回数だけで約三万六
千回、それから参加者数が百六十三万人に達して
おります。これがこれまで一生懸命やってきた成
果の一つの結果ではないかと思っております。

もう五月に施行を控えるわけでございますか
ら、今後とも、これまで行ってきた広報活動
を踏まえつつ、効果的な広報活動を実施する予
定でございます。具体的には、制度の意義とか内容
について引き続き広報するということと、
裁判員制度の実施状況についても広く広報して進
めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

多くの国民の方に裁判員制度を理解していただ
くということが大変重要であるということは、今
委員御指摘のとおりでございます。

これまで最高裁におきましては、法務省それか
ら日弁連なども協力しました連携しながら、制度
の内容や裁判員の役割などを伝え、国民の不安解
消に重点を置いた広報活動を実施してきたところ
でございます。

具体的に申し上げますと、各種のパンフレット
やチラシ、ポスターそれから広報用のDVDなど
を製作いたしました。広く国民を対象に配布した
り、あるいは上映会を催したり、各種説明会を

施したりするほか、各種テレビやラジオ番組等へ
出演し、あるいは協力して、メディアを通じて広
報活動も行ってまいりました。特に、昨春秋に
は、名簿記載通知に合わせて、新聞広告、テレビ
スポットCM、ラジオスポットCMなどを集中的
に実施したところでございます。

今後とも、国民の皆様の不安や疑問に応じて、き
め細やかな情報提供を行っていきたくと思
っております。

○棚橋委員 ありがとうございます。

ただいま最高裁判所並びに法務省の、裁判員裁
判制度の実現に向けての、国民の理解を得られる
ための地道な御努力についてお話をいただきま
した。

しかし一方で、まだこの部分について十分な理
解をなさっていない方も当然のことながらいら
っしゃるわけでございます。たしか、最高裁の方
でこの点について詳しい世論調査を一度やられ
たと思えますが、まず、その世論調査の分析につ
いて簡潔に御説明いただければと思っております。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

最高裁が平成十九年度に実施いたしました意識
調査でございますが、調査対象者の九五%の方が
裁判員制度について何らかの知識を有している
上、調査対象者、参加したいという方は四・四
%、参加してもよいという方が一・一%、余り
参加したくないが義務なら参加せざるを得ない
という方が四四・八%というような回答を得てお
ります。

この結果を見ますと、参加したいという国民が
二割に満たないという評価をすることも可能で
すけれども、裁判に加わることというのは、これは
決して楽なことではなくて、むしろ負担の重い作
業でございます。そのことを国民の皆様も十分に
理解した上で回答していただいているということ
を考えますと、義務感からであっても約六〇%の
国民について参加が得られる見通しがあると考
えるのが正しい評価の仕方ではないかというふう
に思っております。

こうした点にかんがみますと、国民の皆様への
制度に対する理解は進んでいて、現状でも国民の
制度に対する認知度それから参加意向は、制度を
実施するために必要な水準に達していると思
っております。

今後とも、国民の皆さんに制度に対する御理解を
いただけるよう努力をしたいと思っております。

○棚橋委員 ありがとうございます。

国民の皆様方が裁判員裁判制度を通じて司法に
参画をする、そのためには、今お話にありました
ように、どうしてもいろいろな形での負担が一人
一人の個人にかかってくる、国民にかかってくる。
この部分をできる限り軽減する努力が当然の
ことながら必要だと思っております。それが
第一点でございます。

第二点として、いわゆる素人の裁判員が裁判に
参画するに当たって、当然のことながら、例
えば、いわゆる否認事件において、これが無実なの
かあるいは有罪なのかという判決において、どの
ような議論を進めていったらいいのか等々、裁判
員裁判を現実に実現するに当たって幾つかのハ
ードル、これまではプロの裁判官だけでやって
いたわけですから、あうんの呼吸で通じたものが、
それではいけないわけでございます。まず、そ
ういふ観点から、最高裁判所の方で、素人の裁判員
が裁判員として実質的に機能するために必要な
いろいろな措置を今のうちにとつていただいで
いると思えますが、これが二点目。

先ほど申し上げました、個人個人の負担を軽減す
るための方策。それから二つ目は、プロではない
裁判員が裁判員裁判を通じて司法あるいは判決に
参加するという過程において必要な部分をどう
いう形で埋めているのか、この二点について御説明
をいただければと思っております。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所におきましては、裁判員の参加する刑事
裁判を円滑に進めるとするために、これは実際に

試してみることが大切だと思えますので、これまで全国で六百二十回以上模擬裁判をさせていただきました。これは、法曹三者協力して、検察庁それから弁護士会と協力してやっているわけでございます。それから、二百九十回以上の模擬選任。選任手続のところもやってみております。これを実施して、しかも、ただやっただけじゃなくて、その結果を三者で検討し、また、裁判官の研究会等でもこれらの分析を行ってまいりました。

研究会の中では、例えば、裁判員裁判においては、裁判員として参加する国民が審理の内容を理解し、意見を述べる事ができること、それから、合理的な期間内に審理を終え、参加する国民の生活、経済面、精神面での負担をできるだけ少ないものにする事、それから、刑事裁判の目的である真相の解明、被告人の権利保護の要請を満たす、これらを全うしなければいけない、こういう必要があるんだ、そういう議論がされているところでございます。

最高裁といたしましては、本年の一月にこうした議論の状況を報告書に取りまとめまして、全国の裁判所に送付しております。

裁判員裁判実施後も、運用状況に関する客観的データの収集、分析を行って、これを踏まえた裁判官の意見交換等を通じて、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○棚橋委員 ありがとうございます。
ぜひ、そういう観点から、さらなる御努力をお願い申し上げる次第でございます。

一方で、いわゆる裁判員裁判制度が導入されますと、立証活動が、法務・検察当局、特に検察の立証活動が、今までですと、プロフェッショナルな裁判員に対する立証活動だったのが、素人と言ったとちよつと言葉があれかもしませんが、その裁判員も含めてわかりやすい立証活動を当然していかなければならないというふうに考えております。

検察当局におかれましては、そういう観点か

ら、検察官のトレーニングも含めていろいろと御努力をされていると思えますが、その経過と、今どのような形で取り組んでいるかということをし御説明いただければと思います。

○大野政府参考人 検察当局におきましても、これまでの模擬裁判等準備の成果を踏まえまして、本年の二月、裁判員裁判における検察の基本方針というものを公表いたしました。

この基本方針におきましては、刑事裁判になじみの薄い一般国民の方が裁判員として参加されることを踏まえまして、立証責任を有する検察官の立場から、わかりやすく、迅速で、しかも的確な立証を行わなければならないとしているところであります。つまり、裁判員の負担を軽減することには大変重要でありますけれども、それと同時に、刑事裁判の目的である真相の解明、そしてそれに基づく適正な裁判が確保されるような、そういう立証を行わなければならないということでございます。

具体的には、検察官の主張であります冒頭陳述や論告等を行うに当たりまして、わかりやすい表現を用いるということで、ビジュアル資料等の活用等も検討されております。また、立証の中心になります証人尋問につきましては、焦点を絞った、わかりやすいものにする必要がありまして、また、供述調書につきましても、簡にして要を得た内容にする必要があるということが強調されております。それから、証拠につきましても、厳選をいたしまして、立証すべき事項を絞り込んでいく、争点に即したものにすることも重視されております。

ただ、他方で、拙速に陥ってしまったのは、事案の真相の解明から遠ざかるということではよろしくありませんので、事件のポイント、争点につきまして、被告人の身上、経歴、被害者の生活状況等についても適切な方法で立証を行うことなどが掲げられております。

また、そうした線にのっとりまして、検察官の

トレーニング等も行われているところでございまして、

裁判員裁判実施後は、新たな運用上の課題が生じてくることも予想されるわけでありまして、検察当局におきましては、裁判所それから弁護士会等の関係機関と一層の連携を図って、今申し上げたような基本方針を踏まえ、裁判員制度が円滑に運用され、実務に定着するよう全力を尽くしていくものと承知しております。

○棚橋委員 ありがとうございます。

今までの御答弁を拝聴しております。最高裁判所並びに法務・検察当局が裁判員裁判制度の導入に向けて一生懸命御努力されているお姿を感じ取ることができたと思っております。

その上で、最後に、森法務大臣、裁判員裁判制度の導入に向けて、大臣としての御決意、お気持ちを聞かせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○森国務大臣 今御議論いただきましたように、裁判員制度は、司法制度改革の柱となる重要な制度でございます。国民が刑事裁判に参加し、先ほど委員から御指摘もありましたように、それぞれの生活だとか経験の中で培ってきた一般国民の常識や良識を裁判に反映させることによつて、司法に対する国民の支持が一層深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになるというふうに考えます。

法曹三者においては、裁判員制度を円滑に実施するため、先ほど来説明がありましたように、迅速でわかりやすい裁判の実現など、裁判員の負担が重くならないようにしつつ、かつ適正な結論が得られますように、その運用面でもさまざまな取り組みを積極的に行つてまいりました。

また、より多くの国民の方々に安心して参加していただけますように、法務省においては、関係省庁や最高裁判所等と連携して、裁判員制度の広報活動や、国民が参加しやすい環境の整備を精力的に行つてきたところでございます。

裁判員制度の実施まで、残すところいよいよ一

カ月余りでございますけれども、今後とも、より多くの国民の方々に不安なく、かつ積極的に参加していただけるように、引き続き、広報活動を広く行うなど、裁判員制度の円滑な実施に向けまして最大限の努力を傾注してまいりたいと思っております。

○棚橋委員 どうもありがとうございます。

今大臣のお話にございましたように、司法への国民の積極的な参加という観点から、さらなる最大限の御努力をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○山本委員長 次に、橋本岳君。

○橋本委員 おはようございます。自由民主党の橋本岳でございます。(発言する者あり)絶大な御声援をいただき、まことにありがとうございます。

本来、法務委員会に所属をしておらないのでありますけれども、きょうは貴重な質問の機会をいただきました。ありがとうございます。山本委員長初めお取り計らいをいただきました与野党の理事の先生方、委員の皆様方に感謝をまず申し上げます。

さて、きょうは、日本における死因究明制度について取り上げさせていただきます。こう思っているわけでありまして。

今資料をお配りさせていただいていると思えますが、この問題につきましては、パロマのガス湯沸かし器の事故の話でありますとか、時津風部屋の事件でありますとか、そういったところをきっかけに注目を集めたところであります。

当委員会におかれましては、細川議員を中心に民主党さんが法案を提出しております。また、委員会でも勉強会を開いております。また、視察をされて提言を法務大臣に出されたり、また、提言を出されたり、また、放射線の専門の先生方もそういう提言を準備、用意されているというふうに聞いておりますし、政府の方でも内閣官房が

検討会をやっている。そういうことで、いろいろなところでいろいろな議論がされているテーマなわけでありませう。

そこで、与党としてもきちんとしてしっかり考えをまとめて議論していかないといけないねということと、異状死死因究明制度の確立を目指す議員連盟というものが二月に設立をされました。保岡興治先生に会長をお願いして、富岡勉先生が事務局を務めて、最初の資料一にあるような形でこれまで勉強をしてきております。

きょうはそういうことも踏まえて、改めてこの問題を取り上げていただきまして、与野党それぞれ議論を持ち寄って、政治のリーダーシップを発揮してこの問題について取り組んでいくのだ、そういうきつかけになるといいなと思って質問に立たせていただいた次第であります。

きょうは、裁判員制度についてということも冒頭委員長からお話がありました。これはこれでもうすぐスタートをする大事な制度でありまして、ぜひこれが国民の皆様方にうまく定着するといいなと思っておりますが、この裁判員制度をスムーズに開始をし、そして運営をしていくという観点に立つて、死因究明制度というものがどうあるべきかということと多少の関係もあるかと思っておりますので、まずその点について法務省さんの御見解を伺いたい。

○大野政府参考人 裁判員制度は、御案内のとおり、重大な刑事裁判、刑事事件を対象とするものでございまして、したがって、その中には被害者が死亡をしている事件も相当数含まれているわけがございます。そうした事件の刑事手続におきましては、死因の確かな究明ということが当然の前提になることは言うまでもございませぬ。

その上で、裁判員制度におきましては、刑事裁判になじみの薄い一般国民の方が裁判員として参加されることを踏まえまして、死因につきましても、これが適切に、的確に解明されているということとを前提とした上で、裁判員にわかりやすい立証を行うことが必要であると考えております。

そうした観点から、検察当局におきましては、捜査段階で、抄本の作成が容易な体裁、内容の鑑定書等を作成した上で、公判段階ではポイントを絞った抄本を用いて立証するというようなやり方、あるいは、鑑定書に用いられる写真につきまして、裁判員が、写真ではかえって被害者の創傷、傷の状況等を理解することが困難と認められるような場合には、事案に応じて、写真にかえてイラストやコンピュータグラフィックによって創傷部位の透視図や立体画像を作成するというようなやり方。

さらに、鑑定人の尋問を行う場合に、従来の一問一答形式にこだわることなく、鑑定人が裁判官それから裁判員に対して講義形式で証言を行い、その際に、専門用語についてもわかりやすく説明を行うなど、さまざまな工夫が検討されているということに承知しております。

○橋本委員 そうですね。もちろん当然の大前提ということは一つあったとして、わかりやすくという話もあったし、それこそ、先ほどの棚橋議員の質疑の中でデジタルなどという話もありました。が、解剖の写真などは余りデジタルだと見たくない方もおられるというふうなこともあるので、そういった点は工夫が要るんだということでも承りました。そういうことも今後議論の中に入れていかなければならないだろうなと思っております。

死因究明制度を議論するに当たりまして、今どういうようなものなのかということとを整理してみました。お配りしている資料の資料二に、実際にその御遺体が発見されたとか、お亡くなりになったところから始まって物事がどういふふうに進んでいくかというフローチャートをかいてみました。ごらんだだければおわかりになるように、まず大変複雑でございます。これをつくるのに四時間ぐらいかかりました、それはそれといたしまして。

その中で着目点が幾つかあるかと思えますが、まず一つは、解剖という、要するに最終的に死因を究明するための手段が一番最後にあるのだ

ということとは、一つこの現行の制度のポイントなんだらうと思うんです。

それは、本当は最初に解剖して、いろいろなことを調べて、その上で例えば犯罪かどうかを判断するとか、死因を判断するとか、そういうことができれば一番いいわけですが、かといって、それはもうキヤパシティーの問題で全例を解剖するわけにもいかない。そういうふうな中で、できるだけ確に解剖すべき御遺体を見分けて解剖に移す、そのためのプロセスがこれだけあって複雑なんだらう、こういうふうな思うわけでありませう。

また、次の資料に移っていただきますと、実際、ではどのぐらい解剖されているのか。よく、総死者に対する解剖者数は三％と言われるし、異状死に対する解剖者数は九％と言われますが、絵で見ればこのぐらいという話でございまして、真つ白なところがいっぱいある。

そういうこともあるので、正しく死因が究明されているのかとか、犯罪や事故の見落としはないかとか、そういう懸念があるということにつながっている。これも一つの現状で、これをどうするかということも大きな問題ではないかと思っております。

続いて資料の四。もう一枚めくっていただきますと、今度は都道府県別にそういう警察の方が扱った、いわゆる異状死と呼ばれる死体の数から、検視官の方が臨場された数、司法解剖の数、行政解剖の数を都道府県ごとに並べてみました。ちょっと薄くなっているのかわかりにくいと思いますが、東京都、神奈川県、それから愛知県、大阪府、兵庫県ですが、今申し上げたところが監察医制度があるところで、それ以外はない兵庫などが大変目立って行政解剖が多いというの

はそういうところにもある。逆に言えば地域の差というの、そういう監察医制度がある、ないだとか、それ以外の要因もあるかと思えますが、あるということは見えてとつていただけるのかな、こう思うわけですね。

なお、神奈川県の数値なんです、厚労省さんからいただいた数字と警察庁さんからいただいた数字がちよつと違ってあります。これは厚労省さんの方の数字は下に書いてありますので、ちよつと検案と解剖の区別が違っているのかなというふうな思いましたので、今後注意をしていただければと思えますが、それはそれとして、こういうような状況が今あるのが日本の死因究明制度だということでもあります。

そういうものを参考にして議論をしていくわけです、幾つか各論に入っていくと思えます。まず、やはり解剖をこれからどうにかして少しでもふやしていきたいなということがあろうかと思えます。だけれども、お金をただ入れればやるかという、それは解剖していただく方が当然必要である。では、その体制がどうなっているかという話が資料五であります。

法医学の学会の方で認定されている方が、大体日本全国で百二十名くらいであります。もちろんそれ以外の方でもされる方はされますけれども、そうすると、都道府県別というのでさっきの表を見ていただいても、ゼロとか一人とか二人とか、そういうような都道府県は結構たくさんあって、やはり人の確保という充実が大事だ、必要だろうというところであります。

法医学教室の人員の削減傾向というのは、資料六、解剖医が三年で一五％減、こういう新聞が出ておりますけれども、実際のところ、そういうような状況であります。

資料七というのは、物すごく悲しい資料でございます、アンケートをとつたんですね、医学生の方、それから研修医の方、卒後三年から五年の医師の方。医学生の方五千二百五十七人の人に、将来どの

診療科に行きたいですかという質問をしたら、その中で法医学と答えた方が八人で〇・二％、研修医の方に聞くと、千四百二十五人中一人、卒後三年から五年目の医師の方にとゼロ人ということになってしまいました。これから法医学を目指すという学生さんあるいは若いドクターの方、そうした方というのは少ない。余り魅力的ではない、そういうことなんだろうと思うわけがあります。

そこで、これは文部科学省さんにお伺いをしたいんですが、これからそういう法医学の方の充実をしていかなければならない、これはいろいろな提言で言われているところだと思いますが、どのようにそれを実現していくかとされているのか、教えてください。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。

文部科学省におきましても、法医学につきましては、生命と社会とのかわりをとらえる観点から、医学部教育におきまして極めて重要な分野の一つであるということで認識をいたしております。

このようなことから、現在医学部を持っております国公私立、七十九大学ございますけれども、そのすべてに法医学を担当する講座が設置されているということでございます。

また、医学教育におきましては、文部科学省といたしまして、医学生が卒業までにきちっと履修すべき学習内容を医学教育モデル・コア・カリキュラム、そういった形で定めておりますけれども、その中におきましても、法医学関係につきましても、当然、学習到達目標を策定いたしましたので、その目標を十分満たすようにということで各大学に対して要請を行っているところでございます。

しかしながら、現状におきましては、先ほど先生の御指摘がありましたように、法医学会の調査によりますれば、やはり法医学教室の教職員につきましては減少傾向にあるといったような問題、あるいは先ほど御指摘ございました、将来従事

したい診療科として法医学を挙げる学生が極めて少ないという実情があるということにつきまして、今私どももいたしましたし、認識をいたしております。

こういったような状況にかんがみまして、文部科学省といたしましては、今後、各大学におきまして、法医学分野あるいは死因究明に関する教育研究組織、こういったものを充実していきたいといったようなお話がありますれば、予算要求あるいは組織といったものにつきましても積極的に検討していきたいというふうに思っております。

ただ、しかしながら、その際、ちよつと私どもとしてやはり考えるべきところは、この分野を専門とする医師が活躍できる場が現状においてどうかといったようなこともございますので、これは単に文部科学省だけの問題というだけではなく、やはり総合的に検討すべき課題であるというふうなことで認識をいたしております。

○橋本委員 そうですね。積極的に対応という言葉は使いたさなかったけれども、実際、医師全体が不足している。生きていく方を診ていただくドクターの方も幾つかの診療科では足りないと聞かれて、どうしようという話もある中で、法医学の方もできるだけのことは相当難しいことだと思っております。文部科学省だけではどうも思われますから、それはもう各府それぞれに考えていた、さきたいと思えますが、ただ、このところがうまくいかなければ、この制度の充実といつてもかけ声だけにしかありませんので、ぜひよろしくお願いをしたい、こう思います。

続いて、解剖をそう簡単にふやせないという話になりますと、では、特に犯罪捜査という面において解剖の前の段階をどう充実させるんだという話にもなるかと思うのです。

資料の八に、時津風部屋事件の経過の表を挙げさせていただきます。これは見ていただければおわかりのように、一度検案をしている、それで、急性心不全ということになったけれども、御遺族が新潟県警に相談をして、解剖して、どうや

らこれは打撲によるショック死らしいということになって、事件になったという経過だったわけだ、要するに、後から考えれば見落としたことだ、これは、細川議員が以前質問されたときにもお認めになったことでありまして、今言ったことだ

思ったことはなくさないといけないということだと思つたのですが、こういうことを踏まえて、今後どのように解剖の前の段階の対策をしていこうとされているか、教えてください。

○西村政府参考人 お尋ねの事案は、平成十九年六月、愛知県犬山市内のけいこ場において、当時十七歳の力士が、けいこ中に倒れ、病院に搬送された後、死亡した事案であります。愛知県警察におきましては、当初、その死因を病死と判断したところではありますが、その後、行政解剖の結果、死因は多発外傷による外傷性ショックと判明し、当時の時津風親方以下七名による傷害致死事件の立件に至つたものであります。

この事件につきましては、警察において死因についてより慎重に判断すべきであつたと考えております。その教訓を踏まえ、警察では、基本捜査の徹底、刑事調査官制度の確実な運用、CT等の資機材の積極的な活用、司法解剖の積極的な実施、検視体制の強化、死体を取り扱う現場の警察官への研修の充実などを改めて徹底しているところであります。

また、本年度予算におきまして、地方警察官の増員をいたしまして、検視に従事する警察官約百八十名を新たに配置するなど、体制の充実を図つているところであります。

加えまして、犯罪を見逃すことがないようにするためには、解剖率を高めることが有効と認識しております。しかしながら、解剖に関する施策につきましては、警察のみでは効果的な対策を講じることが困難でありまして、現在、内閣官房の調整のもとで、関係省庁が参加して、死因究明に関する検討会を開催し、現状の問題点等について認識の共有を図つております。

今後、この場を利用するなどして、関係省庁と

連携を深めながら、打開策を探つてまいりたいと考えております。

○橋本委員 いろいろお話があつて、それをきつかけに人をふやすだとか、いろいろの対策をされているんだというお話がありました。それはそれでいいことだろうと思つますが、結局、話は解剖に戻つてくるなという印象もございまして、やはりそこに話が増えてしまつていくのは、逆に言うところ、さつきの、ではどうやって解剖に従事していただく方をふやすかということに戻つてくるなという印象もございまして。

では、次に行きましよう。今のお話の中でも、CTを撮るといふ話がありました。それで、Aiという言葉があります。オートプシーイメージングということですが、御遺体の画像診断。今御答弁がありましたように、御遺体に対してCTだとかMRIだとか、そういったもので画像を撮つて、判断をする参考にしよつたというものでございまして。

個人的には大変注目しておるところでございまして、いろいろな方にお伺いをいたしました。先ほどの議論でも何人かの方にお触れをいただきましたし、解剖の補助手段だといふ言い方を、要するに必ず解剖と一緒にやらなきゃいけないんだといふ言い方をされる方もおられます。ただ、要するに、解剖、解剖と言つていると、今の話じゃないんですが、解剖がどれだけふやせるかといふところにしか話は行かないので、もつと初動の段階、解剖の前の段階で私は積極的に生かすべきだろうと思つたのです。

これは内閣官房さんの資料を資料として配らせていただきましたけれども、資料九の方ですね。内閣官房さんの検討会の方でもヒアリングをされていいて、ここに書いてあるような特徴があると、マンパワーが多いとか、費用が安いとか、そういうようなことも触れてある。もちろん、留意点もいろいろあるわけでありまして。

こうしたことを踏まえて、積極的にAiを今後の死因究明制度を考える上で取り入れていくべき

ではないか、こう思っておりますが、内閣官房さん、どう思っているのでしょうか。

○河合政府参事 お答えいたします。

御指摘のA i、死亡画像診断でございますが、これは、死因究明の手段として大変有効なものであるというふうに考えられるところでございます。

昨年未だ策定されました犯罪に強い社会の実現のための行動計画二〇〇八におきまして、その積極的な活用との進捗というものが記されたところでございます。また、議員御指摘のとおり、死因究明に関する検討会におきまして、死亡画像診断の専門家より御説明をいただいたところでございます。

御説明によりますと、A iにつきましては、解剖と相補うものであるということ、それから、要解剖事例の見落とし回避のためのフィルタリングでありますとか、解剖せずして死因確定できるものスクリーニングの効果というものが期待できる。また、単独で死因を確定できる割合につきましては、解剖の場合、約八割であるのに対して、C Tの場合、約三割であるということ。また、必要経費につきましては、解剖の場合、一人体当たり約二十五万円であるのに対して、C Tの場合、一人体当たり約四万円と安価であり、同額の予算がある場合に、死亡画像診断の方が解剖よりも多くの死因を確定できるということなどにつきまして、御示唆をいただいたところでございます。

今後、こうした内容を踏まえつつ、関係省庁とともに、A iのさらなる活用について検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○橋本委員 はい。さらに活用ということ。

裁判員制度になると、裁判員の方に優しくという話もありますが、要するに、生の解剖の写真はちよつと見づらいくれども、MRIの画像等があったらそんなに支障なく見られるということもあると思えます。そういう意味で、優しいということもありますから、ぜひ積極的に考えていた

きたい。

あと、例えば救急の現場ですね。最初の資料二のフローチャートでも、一番上に救急と書いてありますけれども、要するに、到着されたときにもう亡くなっている方が搬送されてくることというのもなくはないわけで、そういった方のC Tを撮ったりということはあるようでありまして、でも、亡くなっている方ですから、診療報酬を請求できないから持ち出しという中でされているようなことは既にあるようなところでありまして、そういうこともぜひ含めて考えていかないとけないし、考えていたがたいと思っております。いろいろ触れて各論をしてみたいと思っております。なかなか前途多難だなという気もやはりするわけですが、しかし、ビジョンを持って前向きに何とかしていかにぬといかにぬと思っております。

ここから先は、議連の話というよりも、個人の意見なんです。私個人としては、監察医制度を、今限られたところしかありませんが、これを全国に展開をさせていくようなことを考えるべきではないかと思っております。

ちよつと時間がなくなりましたので、はしょっちゃいますが、保健所というものが全国にあります。公衆衛生のために設置されています。これは、今、もう時間がないので自分で言っちゃいますが、要するに、法律に基づいて設置をされています。だけれども、都道府県、政令市と中核市はそれぞれがやっていますが、地方自治体の事務です。これについては、今は三位一体改革の結果で、地方交付税による地財措置がされているわけですね。だから、そういう意味で、国から地方自治体に対するお金というものは出ています。それで運営されているというのがある。

そういう形で、監察医務院とかそういう名前になるのかどうかは別として、別の名前になるかも知れませんが、各都道府県にやってもらう、国がそれを財政的に支援をする、そういうような組織をつくれれば、先ほどのお話しですが、勤め

る先もできてということにつながるんじゃないかと思うわけですが、そういうアイデアについて、今監察医を所管されている厚生労働省さん、それから地方自治体を所管されている総務省さん、それぞれにお伺いをします。

○中尾政府参事 お答えいたします。

監察医制度は、公衆衛生の向上を目的として、一部地域における死亡動向を把握することで、伝染病の発生といった公衆衛生上必要な情報を把握するための仕組みでございます。このため、政令で定めた東京二十三区、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市を所轄する都府県知事が、必要に応じて監察医を置き、解剖ができることとされているところでございまして、御指摘の保健所とは制度創設の趣旨が異なっております。こうしたことを考えますと、監察医の設置を保健所と同様に全都道府県に義務づける必要は必ずしもないと考えております。

いずれにしても、死因究明制度の充実につきましては、厚生労働省だけでなく、他の関係省庁とも連携してやっていく必要があることから、厚生労働省も内閣官房で行われている検討会に参加し、政府としてどのような対策が必要か検討してまいりたいと考えております。

○望月政府参事 監察医制度につきまして、全国展開を行うべきではないかという委員からの御指摘でございますが、まずは、現在の監察医制度におきます実態や課題等につきましては、所管の省でございまして厚生労働省からよくお話を伺って、対応を検討してまいりたいと考えております。

○橋本委員 これが今の状況なんだろうと思っております。

内閣官房でいろいろな省庁が集まって検討会をされていることは、それはいいことだと思っておりますが、結局、どの省庁に聞いても、ほかの省庁と連携してやりますというそれしか返ってこないんです。きのうも夜、ちよつとそれで怒りましたけれども、みんながほかの役所と連携してと

言っていたら、それは何も進みませんよという印象を、きょうこの質疑をしても持たざるを得なかつたです。ちよつと残念なことでございます。だからこそ、政治の方で議論をしていかぬといかぬのかという思いを新たにしたいところであります。

なお、これは内閣官房さんをお願いですが、さっきの救急搬送の話もありますし、今のような話もあるので、私は、地方自治体の役目というのは要すると思うので、ぜひ総務省さんを入れることを検討していただきたい、これは要望します。

以上のような議論を通しまして、最後に森大臣に所感を伺って、質問を終わります。

○森国務大臣 ただいま、裁判員裁判のスタートとも絡めて、死因究明制度の概括について大変貴重な御意見を橋本委員からいただきました。私も、全く認識を同じゅうするものでございます。

この問題について、一つ大きなインパクトを与えた衆議院の例の訪欧調査団の有力メンバーであるところの細川理事も、今はいらつしやいませんけれどもいらつしやいません、また、政府側に早川忠孝政務官もおられて、みんな同じ問題意識を持っているわけでございます。

それにもかかわらず、先ほど御指摘されましたように、解剖に携わるお医者さんというのはむしろ減少傾向にあつて、というのは、これはもう聞くところで大変な膨大な仕事量で、非人間的とも言える作業に取り組んでいただいているわけでございます。

何とかしなきゃならないという問題意識は同じでございますけれども、先ほど嘆かれたように、法務省ができることもごく限られておまして、いづれにしても、そのあり方について、異状死死因究明制度の確立を目指す議員連盟に大きな期待を寄せたいと思えますし、また私どもも、関係省庁と連携協力して、引き続き真摯に努力を続けてまいりたいと思っております。

○橋本委員 ありがとうございました。終わります。

す。
○山本委員長 次に、稲田朋美君。
○稲田委員 自民党の稲田朋美でございます。

本日は、裁判員制度を中心に質問をいたしたいと思っておりますけれども、その前に、最近報道されました、海外での同性婚を可能にする新しい証明書を法務省が発行することになったという問題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

資料一でございます。言うまでもなく、私どもの民法では同性婚は認められていないわけでありまして、それを今回海外で可能にするような証明書を法務省が出されるということでございます。

資料二を示しますが、「法務省、福島党首らの要請で海外での同性婚認めろ」というふうになっております。その最後のパラグラフですけれども、「法務省は二〇〇二年、「日本では同性婚が認められていないので、有効と誤解を招く」として証明書を相手性別欄を設け、相手の外国人が同性の場合、証明書を発行しないよう通達を出していた。」わけでありまして、平成十四年には、わざわざ通達を出されて、日本人が日本では認められていない同性婚を海外で行う場合には、法務省として証明書を出さない、そういう扱いをされていたわけです。

私は、これは法務行政をつかさどる法務省として大変見識のある扱いだったのではないかと思っております。海外でも、なぜ今回、そのような扱いを変え、海外で、日本で認められていない同性婚を有効とするために証明書を出されるように方針を転換されたのか。その理由と経過について、民事局長に説明をいただきたいと思っております。

○倉吉政府参考人 これは、以前に出した通知と今回出した通知、それぞれ参考書式として証明書の様式を示しておりますが、これは全く別のものであるということでございます。その経過を順次御説明させていただきます。

まず、日本人が外国において、当該外国の方式

で婚姻を成立させるに当たり、外国に提出するた
めの証明書として、これまで、「相手方と婚姻す
るにつき、日本国法上何等の法的障害のないこ
とを証明する。」という、いわばフルの、婚姻の要
件が全部備わっている、こういう証明書を出して
おりました。これが婚姻要件具備証明書と呼ばれ
ていたものでありまして、委員の本日配付資料の
中にございます四番でございます。

こういう証明書を出していたんですが、実は、
平成十四年以前は、この証明書の「相手方」という
欄がございましたが、この性別の欄がございませ
んでした。このために、同性間の婚姻についても
日本法上法的障害がないものと誤解されるおそ
れが生じました。現に、同性間の婚姻であったの
にこの証明書を出してしまつた、そういうケース
が出たわけでありまして、これは明らかに、婚姻の
要件が全部備わっていること書いていますので、間
違つた証明書、こういうことになりました。

そこで、今後、性別欄を加えた証明書とするこ
とにいたしました。そして、同性間の婚姻を外国
でやりたいという日本人が来た場合に、この婚姻
要件具備証明書、つまりフルの要件が全部備わつ
ているんだという証明書を出してくれと言われた
ら、それは出せませんよということを通知いたし
ました。これが平成十四年の通知でございます。ま
して、先ほど通達という話がありました。民事第
一課長名の通知であります。

それで、もとより、日本法のもとでは同性間の
婚姻は無効であります。したがって、今申し上げ
ましたとおり、婚姻要件具備証明書というものは出
せない。しかし、外国において同性間の結婚を有
効としている場合に、日本人がその国の法制のも
とで婚姻をすることが可能かどうかということ
は、これは当該外国の法制にゆだねられる事柄で
あります。

そこで、これまた別の話になりますが、従来か
ら、同性の者を相手方とする場合にも、独身であ
ることなど、戸籍上明らかな身分関係事項につ
いて証明書を発行してほしいという要望がありまし

た。法務省では、これらの意見等を踏まえて必要
な検討を行ったわけですが、独身であることを証
明してくれ、例えばこういうふうに言われる、つ
まり、このように戸籍上明らかな身分事項につ
いての証明を求められた場合に、これを拒む理由は
ないことから、行政証明として別の書式を示すこ
ととしたものであります。これが、本日委員がお
配りいただきました。実はこの参考書式はちよつ
と改めなければいけないかなと思っておりますけ
れども、五番の書式でございます。

そして、もちろん、これももとよりであります
けれども、仮に外国において同性の間で婚姻が成
立したとして、日本の戸籍にそれを記載してくれ
というふうな届け出がされたとしても、それは受
理することはできない、日本では同性婚は認めら
れないわけですから、受理することはできない、
これも全く変わっておりません。

○稲田委員 民事局長、今回、司法制度改革、裁
判員制度のことについても質問するんですけど、
も、わかりやすい説明をしていただかないと、
今、確かに、この証明書を出したことは違法では
ないんだということはわかりましたけれども、な
ぜこの証明書を海外で同性婚が可能になる
ようにしたのかという点については、全く今の説
明では説明になっていなかったと思うわけです。

そして、通知と通達は違うんだと言われまし
て、通知と通達は違うんだと言われまして
も課長が出す通知も一般的には通達ということ
で皆さん理解をしているわけでございますので、そ
ういった細かいことではなくて、もっと大きな議
論をしないと、どうしても視野狭窄になってしま
まっているんじゃないかなということを思いま
す。

そして、今お話がございました平成十四年の通
知、通達ですけれども、これは資料三にありま
す。資料三、平成十四年五月二十四日付、この最
後には、「なお、婚姻の相手方が日本人当事者と
同性であるときは、日本法上、婚姻は成立しない
ことから、同証明書を交付するは相当でない
と考えます。」ということが書かれております。私も
本当にそのとおりだと思っております。

そして、先ほど御説明いただきましたように、
婚姻要件具備証明書というのは、当該証明に係る日本
人につき、日本法上の婚姻の成立要件を満たすこ
とを証明する書面のことです。この証明書という
のは一般行政証明と言われるようですけれども、
この一般行政証明というの、当局が好き勝手に
出せるものではなくて、やはり出すに当たって
は、根拠となる法令ですとか通達ですとか通知で
すとか、そういったものがあって初めて出せるも
の、だというふうな理解をいたしております。です
から、今まで出せなかつた証明書を、今回は課長
通知ということで出されたということ、だと理解を
いたしております。

日本法で認められていないものを、海外でなら
認められる、そのために法務省が出す証明書が必
要となるといった場合を今回は想定してございま
す。そして、確かに、勝手にと言つたら失礼です
けれども、証明書が要らない海外で日本人が同性
婚をされる場合にまで、法務省がそれはおかしい
と言つたのは私もやり過ぎだと思つてはいるわけ
ですけれども、今回、日本の証明書によつて海外で
同性婚が可能になるといつた場合に、そういった
証明書を出すべきかどうかというのは、それは違
法か違法でないかということではなくて、やはり
そこは、今回の証明書を出すことによつて、日本
法上の婚姻の成立要件を満たさない外国法上の同
性婚を成立させることが可能になる証明書を新た
に法務省が出すということが政策上妥当かどうか
という問題だと思つてはいるわけです。

その点について、私は見解をお伺いしたいと思
います。

そして、今お話がございました平成十四年の通
知、通達ですけれども、これは資料三にありま
す。資料三、平成十四年五月二十四日付、この最
後には、「なお、婚姻の相手方が日本人当事者と
同性であるときは、日本法上、婚姻は成立しない
ことから、同証明書を交付するは相当でない
と考えます。」ということが書かれております。私も
本当にそのとおりだと思っております。

そして、先ほど御説明いただきましたように、
婚姻要件具備証明書というのは、当該証明に係る日本
人につき、日本法上の婚姻の成立要件を満たすこ
とを証明する書面のことです。この証明書という
のは一般行政証明と言われるようですけれども、
この一般行政証明というの、当局が好き勝手に
出せるものではなくて、やはり出すに当たって
は、根拠となる法令ですとか通達ですとか通知で
すとか、そういったものがあって初めて出せるも
の、だというふうな理解をいたしております。です
から、今まで出せなかつた証明書を、今回は課長
通知ということで出されたということ、だと理解を
いたしております。

日本法で認められていないものを、海外でなら
認められる、そのために法務省が出す証明書が必
要となるといった場合を今回は想定してございま
す。そして、確かに、勝手にと言つたら失礼です
けれども、証明書が要らない海外で日本人が同性
婚をされる場合にまで、法務省がそれはおかしい
と言つたのは私もやり過ぎだと思つてはいるわけ
ですけれども、今回、日本の証明書によつて海外で
同性婚が可能になるといつた場合に、そういった
証明書を出すべきかどうかというのは、それは違
法か違法でないかということではなくて、やはり
そこは、今回の証明書を出すことによつて、日本
法上の婚姻の成立要件を満たさない外国法上の同
性婚を成立させることが可能になる証明書を新た
に法務省が出すということが政策上妥当かどうか
という問題だと思つてはいるわけです。

その点について、私は見解をお伺いしたいと思
います。

そして、今お話がございました平成十四年の通
知、通達ですけれども、これは資料三にありま
す。資料三、平成十四年五月二十四日付、この最
後には、「なお、婚姻の相手方が日本人当事者と
同性であるときは、日本法上、婚姻は成立しない
ことから、同証明書を交付するは相当でない
と考えます。」ということが書かれております。私も
本当にそのとおりだと思っております。

そして、先ほど御説明いただきましたように、
婚姻要件具備証明書というのは、当該証明に係る日本
人につき、日本法上の婚姻の成立要件を満たすこ
とを証明する書面のことです。この証明書という
のは一般行政証明と言われるようですけれども、
この一般行政証明というの、当局が好き勝手に
出せるものではなくて、やはり出すに当たって
は、根拠となる法令ですとか通達ですとか通知で
すとか、そういったものがあって初めて出せるも
の、だというふうな理解をいたしております。です
から、今まで出せなかつた証明書を、今回は課長
通知ということで出されたということ、だと理解を
いたしております。

日本法で認められていないものを、海外でなら
認められる、そのために法務省が出す証明書が必
要となるといった場合を今回は想定してございま
す。そして、確かに、勝手にと言つたら失礼です
けれども、証明書が要らない海外で日本人が同性
婚をされる場合にまで、法務省がそれはおかしい
と言つたのは私もやり過ぎだと思つてはいるわけ
ですけれども、今回、日本の証明書によつて海外で
同性婚が可能になるといつた場合に、そういった
証明書を出すべきかどうかというのは、それは違
法か違法でないかということではなくて、やはり
そこは、今回の証明書を出すことによつて、日本
法上の婚姻の成立要件を満たさない外国法上の同
性婚を成立させることが可能になる証明書を新た
に法務省が出すということが政策上妥当かどうか
という問題だと思つてはいるわけです。

○倉吉政府参考人 私の説明がちょっと十分ではなかったのかもしれない。それはおわび申し上げます。

まず、実体法上の問題でございます。外国において、同性間の結婚を有効としている国、これがあつたわけでございます。そういう国において、日本人がその国の法制度のもとで婚姻をすることが出来るかどうか、これは当該外国の法制にゆだねられる問題でございます。外国の法制が、日本では同性婚は認められていない、そのような日本人であつても、外国まで来て、外国の方式で、その国の外国人と結婚をする、それは同性であつても認めますよという国があるときに、それをしているか、そういう法制度というのはいない。

ただ、政治の問題としてはあり得るかもしれない。委員のおっしゃっている政治の問題というのは、それは理解はできないでもありませんけれども、少なくとも法制度の問題としてはそれはない、外国の法制にゆだねられることであります。今度、証明書の場合で考えますと、例えば、自分が独身であるということを証明してほしい、それは本来戸籍簿本を出せばわかることであります。戸籍の証明書を出せばわかることですが、外国ではそれは読めなくて、日本の戸籍簿の書き方なんかわからないから、わからない。だから、日本の当局が出した、この人は独身であるということ、そこだけ証明してくれ、こういうふうに言われたときに、それを出せないという理由はないわけでありまして、戸籍上、そこで独身であるということの証明はできますから。

そういう問題でございます。ここで新たに、わざわざ外国で同性間の結婚ができるようにこういうものを出したというわけでは決まらしていません。○稲田委員 資料六を示します。今回出された通知ですね。「外国において同性間の婚姻を成立させることを目的として証明書の交付請求があつた場合の証明書の様式について」と書かれていますから、これは明らかに、今回の証明書は、外国に

おいて同性間の婚姻を成立させることを目的として証明書を出す場合の証明書ですから、今回ひな形として示された証明書というのは、外国において、日本では認められていない同性婚を成立させるためにだけ使われる証明書であることは、今回のこの通知のタイトルからも明らかであつてあります。

今おっしゃつたように、独身であることを証明することを拒否できないというのであれば、相手方欄を取つて、それから、婚姻するためになくて、私は外国で見合ひをしたいんだ、外国でつき合つていの人に自分が独身だということを証明したいんだ、証明してくださいといつたら証明するんですか。それはしないんですよ。

外国で婚姻といつた法律行為をするために必要だからといつたときに限つてやはり行政は証明書を出すのであつて、そんな、お見合ひするから証明書を出せとか、独身であることを証明してくださいとか、何歳であることを証明してください、外国で必要なことで、証明するわけがないじゃないですか。そんないいかげんなことを言われると、私はすごくおかしいと思つてくれませんか。

ただ、私が言いたいのは、外国で、日本で認められていない同性婚をするために証明書が必要だといつたときに、この証明書を出してさういふ行為をバックアップすることが、違法ではないとしても妥当かどうかといふことは、これは非常に政策的な問題です。いわば日本の道徳観といふんですか、そういう価値観とかに直結する非常に重要な問題を、単に局だけで議論をして出してしまふ、そういう態度が果たして妥当かどうか、大きく言つて行政権の裁量の範囲内に入るものなのかどうか、その点を私は問題にしているわけでは、どういふ議論が法務省内で行われたのか、その点についてお伺ひいたします。

○倉吉政府参考人 私、稲田委員にはかねてより敬意を表しているところでありまして、決していいかげんな答弁をしている、そんなつもりはございません。

一つ例を出させてください。独身証明はほかにないじゃないかという話がありました。ございます。こういう例でございます。実は結婚相談所があります。結婚相談所で、独身でもないのに独身だと装つて来るやつがいて、詐欺的なことをやられると困る、だから、結婚相談所に来る人に、独身だといふ証明書を保持していといふんです。それで、一番いいのは戸籍簿本なんです。戸籍の証明書を持っていくといふいろいろなプライバシーがばれればいけないんです。だから、そこまでは出したくない。だけれども、独身証明書といふものを出してくれないかというのがあります。これは当時たしか経産省から、その事業の規制の関係で出たもので、それは我々としてはもちろん出しますといふことで出ておりまして、独身証明書といふのは出ております。

この通知、きょう委員からお配りいただきましたのは、外国で結婚をする上で、独身であるといふことの証明は出さない、そういうふうに行われる、いろいろなことを言われる、それで、出してくださいと言われたら断れませんかといふことで出したもので。もちろん法務局、現場の市区町村に理解してもらわなければいけませんので、同性婚についてさう言つてきたときに、十四年の通知とはここが違うんだとる説明しております。ここがちよつとくど過ぎて問題ではないかといふ御指摘かもしれませんが、それはそれとして、そういうものとして、この場合で使うそういう証明書だといふことを出しているわけでは。委員から、今最後に非常に貴重な御指摘をいただきました。何でここに相手方の欄があるんだと。資料の五でしてしようか。相手方の欄が書いてあります。証明文言はどう書いてあるかといふと、事件本人についてこれこれこれの要件があるといふこと、婚姻要件、フルにあるとは書いていませんが、書いてあります。その他の要件もちよつと書き過ぎだつたかなといふ点もあ

すし、少なくとも、相手方を書いているというのは、事件本人について証明しているのに相手方の欄要らないじゃないかと。その点は確かに、委員の御指摘、確かにところがあるかなと思つておりまして、その点も含めて、この様式については、確かに参考書式として示したものではありませんが、法務局や市区町村は事実上これに従つてしまふだろうといふところはありますので、ここはちよつと改める、検討し直してみようといふことを考えております。

○稲田委員 そもそも、さういふ同性婚を認めるような証明書を出すことについて、平成十四年にはそれが相当でないと言つていた。今回、様式はともあれ、それを可能にする証明書を出すといふことについては、やはり私は方針の転換ではないかと思ひますので、それをやはり省内でも、この問題、大臣も御存じなかつたといふふうに聞いておりますので、きちんと議論をして、またこれから通知について、証明書の文言を含めて考え直していただきたいといふか検討し直していただきたいと思つております。

民法七百七十二条のときにも感じましたけれども、やはり民法という、我が国の、家族ですとか婚姻ですとか、そしてさらには価値観や道徳観、さういふものに直結するものの行政をつかさどる民事局でございますので、単に違法かどうかとか、細かい文言がどうかとか、様式がどうかといふことではなくて、さういふ通達を出した場合に、またさういふ変更をした場合に、その波及効果がどこまで及ぶのかといふところまできちんと議論をし、そして考えて行政を行つていただきたいと思ひます。

この問題については、まだ実施されていないといふことも聞いておりますので、検討をいただきたいといふことを最後に申し上げたいと思つております。

さて、裁判員制度でございます。いよいよ裁判員制度がスタートするわけですが、まだ国民の理解という意味からは定着して

いないのではないかと感じております。ここで大臣に、自分のお言葉で、一体どうして司法制度改革が必要で、その中核と言われる裁判員制度がなぜ日本の司法にとって必要なのか、その点を、これから裁判員になられる一般の国民の方にわかりやすい言葉で語っていただきたいと思っております。

○森国務大臣 まず、司法制度改革でございますけれども、これは、事前規制型の社会から事後チェック型の社会へと転換する大きな流れの中で、どうしても紛争が多くなってくるということが予測されますので、それに対応できるような司法制度改革が必要であるということで、法曹人口の拡大なども一環であるというふうな受けとめております。

それに対して、裁判員制度は司法制度改革の中の一つの大きな目玉でありますけれども、これまで司法というのはごく一握りの専門家集団にゆだねられてずっと来まして。それに対して、やはり私も日本の国民が司法に対して、国民としてもその責任をシェアしようということで、その一つの大きな象徴というか、そういった意味合いでもって今回の裁判員制度がそもそも発起されたものだと思っております。

したがって、大きな流れでいうと、これまでの上の裁きであったのが国民の審判になるということでもって、やはり私は、裁判員として司法に参画するということは、国民の権利であり義務であるというふうな認識をしております。

したがって、これはやはり国民の皆様方に十分御理解をいただきたい積極的に参加していただくことが必要でございますので、いよいよ目前にそのスタートが迫ってまいりましたけれども、さらに拍車をかけてその広報活動等に努めてまいりたいと思っておりますが、いづれにしても、確かに、そうはいっても、裁判員の方々は、生業を持った方々が時間を拘束されて裁判に参加していただくのですから、やはりなるべく御負担が少なく、そ

して積極的に参加していただけるような条件づくり、環境整備が重要であろうというふうな認識をしております。

○福田委員 改革といっても、改革が自己目的化してはいけなくて、やはり何のために改革をしていくのか、これは、一体日本がどういう社会を目指しているかということだと思えます。

私は、日本はアメリカ型の訴訟社会を目指すべきではないと実は考えておりまして、事前規制を取っ払って何でもかんでも事後に訴訟で解決していくという社会は、日本のように、昔から、和をもつてとうとうとする、余り訴訟を好まない国民性には合っていないし、そういったアメリカ型の訴訟社会というのを日本が目指してよいものかどうかという点については、ちよつと疑問を持つているところでございます。

今大臣のお言葉にも、裁判員となることは国民の権利であり義務であるというお言葉がありました。昨年の憲法記念日に、当時の島田仁郎最高裁判官が、裁判員として刑事裁判に参加することは国民の義務であり権利であるという発言をなさっております。

ただ、私はこの発言にはやや違和感を覚えまして、裁判員として刑事裁判に参加することが国民の義務と言われますと、納税義務とかいろいろ憲法上の義務がありますけれども、それほどのものなにかどうか。また、裁判員制度に参加することが国民の権利と言われますと、権利と言われるようなものなのか。むしろ反対に、例えば、論者によつては、この裁判員制度によつて裁判員にならされるということは憲法十八条が禁止している苦役にならないのかという意見すらあるわけがあります。

裁判員になることが法的にどのような地位というか位置づけになるのか、刑事局長の御見解をお伺いいたします。

○大野政府参考人 裁判員制度は、広く国民の司法参加を求めるといふ制度趣旨によつて導入され

たものであり、現実に相当多数の国民のお参加を得る必要があることに加えまして、国民の負担の公平も図らなければならないことから、裁判員となることは法律上の義務というように理解されております。

そして、実際に裁判員になった者は、法令に従い公平誠実にその職務を行う義務、これは裁判員法九条一項であります。それから公判期日等に出頭する義務、五十二条です。評議に出席し意見を述べざる義務、六十六条、さらに評議の秘密等の守秘義務、九条の二項であります。等々の法律上の義務を負うことになるわけでありまして、先ほど、このように裁判員となる義務を課することは憲法十八条の苦役を科することに当たるとはならないかという御指摘もございました。

けれども、先ほど、裁判員制度におきまして、裁判員になるのが義務であり、さまざまな具体的な義務が課されているというふうな申し上げましたけれども、その義務の履行を担保する手段は、刑事罰則あるいは直接的な強制の措置ではなく、基本的に過料を科すことにとどまっております。また、一定のやむを得ない事由がある場合には裁判員になることが辞退できる制度を設けております。さらに、迅速な裁判を実現するための刑事訴訟法の改正、あるいは出頭した裁判員に対する旅費、日当等の支給等、国民の負担を軽減するためのさまざまな手当てを行っているわけがございます。

そうした点を考慮いたしますと、裁判員となることの義務づけといえますのは、裁判員制度の実施のための必要最小限のものと言ったことができませんので、例えば、現行の検察審査員になるのも同様に考えられるわけでありまして、これと同様、憲法十八条の「その意に反する苦役」を強制するものではないかというように理解しております。

なお、裁判員になることは国民の権利ではないかと言われることもございます。これは権利という言葉の定義の問題かというように理解しております。

ます。政治的な意味合いでの権利というようなこともあろうかと思えますけれども、法律上の権利、つまり、実定法上の権利として裁判員となることが保障されているというようには言えないだろうというふうな考えをしております。

○福田委員 それから、刑事被告人の権利ですけれども、刑事被告人が公平な裁判所の裁判を受けるといふことは、憲法でも保障をされております。

今までであれば訓練された専門家によつて裁かれたわけですけれども、これからは、市民という名の、法律的に言う素人に裁かれるということになることが被告人にとつて不利益にならないかということでございます。

最高裁、法務省、日弁連がつくったパンフレットには「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」なんて書いてあるんですけども、私の感覚なんかで裁判されたんじゃないかと思うわけだ、と思う被告人もいるんじゃないかと思うわけです。

刑事裁判に国民が参加することについては、例えば被告人になったことのある人の意見を聞かれたことがあるのかどうか。多分それは聞かれていないかと、弁護士会がそれを代表して意見を言われたんじゃないかと思えます。

昨日、弁護士会の先生方がお見えになりました。今の刑事裁判は余りにひどくて、これ以上ひどくなることはないのか、国民が参加されることでよくなる一方だという驚くべき現実を言われまして、私もびびくりをしたわけですが、私は、刑事裁判を余りやっていなかっただけといたしまして少し引いて見ていると、刑事裁判、裁判官も検察官も弁護士もきちんと訴訟活動をやられていて、そして妥当な裁判をされていて、それを、裁判員制度が導入されることによつて、国民の皆さん方も、刑事司法裁判はきちんとやってくれているんだなという安心感を得ていただけるとは思えないかと思っておりますけれども、そこはちよつと弁護士会と認識を異にいたしました。

そういつた、被告人の経験のある人からは意見を聴取したのかどうかという、されていらないと思うんですが、例えば、被告人に裁判員裁判を受けるか否かの選択権を与えるということも検討されたんじゃないかと思いますが、これを導入されなかった理由について簡単に説明いただけますか。

○大野政府参考人 ただいま御指摘がありましたように、裁判員法におきましては、被告人の選択権というのは認められておりません。

その理由でありますけれども、司法制度改革審議会の意見書にもその旨の指摘があるわけでありまして、裁判員制度は、個々の被告人のために導入されるというよりも、むしろ国民一般にとつて、あるいは裁判制度として重要な意義を有するがゆえに導入するものであるという以上、その訴訟の一方当事者である被告人が、裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官のみによる裁判を選択することは認めないこととすべきである、こういう考え方に基づいているということでございます。

○稲田委員 きょうはいろいろ質問を用意してきただけですけれども、時間の関係上聞けませんので、答弁を御準備いただきました最高裁それから文科省には申しわけないですが、また機会をいただいで質問いたしたいと思っておりますけれども、やはり、改革によって何を指しているか、この点を常に考えていただいで、そして進めていただきたいなということを最後に申し上げて、私の質問を終ります。

以上です。

○山本委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。法務委員会での質問は五年ぶりになります。委員長、各理事に本当に感謝申し上げます。裁判員制度について今各先生方から御質問ありましたが、この委員会の議事録を見ましたら、三月十一日の委員会では我が党の神崎議員から、問題点あるいは裁判員制度に御批判のある点

についてかなり詳細に質問をされておりまして、当局からの確かな答弁がされていたというふうな印象です。

裁判員制度については、五年前の審議の際も、どちらかといえば反対の立場から随分質問をさせていただきました。いろいろな思いがあります。が、きょうは、裁判員制度に絡むという意味で、取り調べの録音、録画についてちよつと御質問させていただきますたいというふうに思います。

「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」というのを最高検察庁の方でことしの二月に出されております。ペーパーをいただきました。読ませていただきましたが、十八年の八月から東京地検で試行をまず始めた、二十年の四月からは今度本格試行を開始したということ、その中でどういふような状況だったかということをもとめていらつしやいました。

実際にやってみて、取り調べの録音、録画がどんな状況だったのか、法廷にもDVDを出されたということもあると思えますので実施状況について御説明いただくと、また、実施した結果、どういふふうな法務当局の方で評価されているのか、まずお聞かせ願えればと思っております。

○大野政府参考人 今御指摘のありましたように、検察庁におきます取り調べの録音、録画の試行につきまして、ことしの二月、最高検がその試行の検証結果を公表したわけでございます。

その試行と申しますのは、ただいま御指摘がありましたように、去年の四月から、裁判員対象事件で、自白をしている事件については基本的に全事件を対象に実施しているということでございます。録音、録画の実施事件数は、昨年暮れ段階で千五百件余りに上っているということでございます。

そして、その評価でございますけれども、検察庁といたしましては、これまで検察庁で試行してきた録音、録画は、検察官にとって有利であるか不利であるかを問わず、自白の任意性を刑事裁判になじみの薄い裁判員にもわかりやすく、かつ効

果的、効率的に立証するために有用であるという評価をしているわけでございます。

実際にこの録音、録画がどれだけ公判で用いられたかということでございますけれども、最高検の報告書によりまして、調べられた件数は、重複がございますので、裁判所で判断が示された件数は十五件ということでございます。先ほど申し上げたように、千五百件余りの事件について録音、録画をしているわけでありまして、実際に裁判所に出た件数が十五件といえますのは、端的に申し上げて、任意性を争われる事件というのが極めて少ないということでございます。十五件、裁判所の判断が示された事件の中で、任意性が認められた事件が十四件、否定された事件が一件あるということでございます。

それから、しばしば捜査現場の方で、録音、録画を入れるということが取り調べの真相解明に影響を与えるんじゃないのかという主張がなされておるわけでありまして、その点につきましては、やはり真相解明機能に影響を及ぼす場合がある、その実施方法については十分な慎重さを要するというような内容になっております。

影響を及ぼすという具体的な根拠でありますけれども、何よりもやはり、被疑者が録音、録画を拒否した事例といえますのが九十八件、実施対象事件の六%くらいあるということが一つでございます。それから、供述内容が録音、録画をする前後で変化をした件数等も数十件報告されているわけでありまして。

もちろん、供述が変化をしたといつても、その前の供述がむしろ間違っていた、録音、録画をした結果、本来の供述が出たということであれば問題は無いわけでありまして、変化のあった事件の中で、地裁で判決のあった事件が二十六件あるわけでございますけれども、この二十六件の中で、実際に任意性を争われなかった事件は十九件あるわけでございます。つまり、供述は変化しけれども、公判におきましては、もとの自白調査、供述が変化する前の自白調査がそのまま証拠として

採用されているというのが十九件であります。

それから、自白の信用性が争われた事件が七件ありますけれども、これにつきましては、判決ではいずれも録音、録画実施前の供述に沿った認定が行われているということでございまして、こうしたことを根拠に、検察庁といたしましては、やはり録音、録画が取り調べの真相解明機能あるいは供述態度に一定程度影響を及ぼすのではないかと、いふような見方をしているところでございまして。

検察当局は、こうした検証状況等も踏まえまして、ことしの四月一日からは、裁判員対象事件、基本的にやはり全件につきまして、自白事件について録音、録画を実施していく方針であるというように承知しております。

○富田委員 今、刑事局長の方から詳しい説明をいただきましたけれども、衆議院の予算委員会等でも、大臣に鈴木宗男先生がかなりこの点について何度も質問されて、私も予算委員会でも聞いていたんですが、やはり鈴木先生の御主張なんかを聞いてみると、参考人もきちんとしてもらわないと困るんだというふうなことも言われていましたし、鹿児島県の志布志事件を見ると、やはり全部をきちんとしておかないと、一部だけ録音、録画した場合に、録音、録画されていないところでのいろいろな影響、そういった部分は、そこが真相究明に対して逆にまた不当な形になっていくんじゃないかという懸念がやはり払拭できないと思っております。

実は、横にいらつしやる塩崎理事なんかと一緒に、平成十六年の八月にヨーロッパに、この裁判員法が通つてから、参審制とか可視化の問題を検証しようということで、法務委員会として行かせていただきました。ドイツとポルトガルとイタリアに行つてきましたけれども、参審制をとつているところ、また弁護人の立ち会い権を認めているところ、いろいろな形で被疑者の権利を擁護してやりました。きちんとして録音、録画しているところはやはり全部録音、録画するというような報告もあ

りまして、その後、私は、平成十八年に韓国のソウルに行きまして、現場の地検で録音、録画してあるところを見せていただきました。去年の三月には、台湾でやはり録音、録画している状況を見てきましたけれども、これはもう全件録音、録画です。一部ということはありません。供述の最初から最後まで、取り調べを全部録音、録画している。

現場を見て、やはり通常取り調べる側の検事さんとか調査官の人たちはやりにくいんじゃないかなと思っただけですが、韓国でも台湾でも全く逆で、取り調べ時間が短くなった、カメラに映されているので被疑者の方が真摯な態度で供述しているというようなことがあって、ちょっと何か日本の感覚と大分違うなという印象を実際に持っています。

私は、個人的には、全部録音、録画してもらいたいなということで、うちの大口理事なんかとも一緒に勉強しておりますけれども、なかなか予算の問題とか、今言われた、真相解明機能に逆の影響を与えてしまうという今の大野刑事局長の、それは検察当局の言い分としてはある程度理解はできるんですけども、ただ、志布志事件なんかがこの時代でも起きるといふことを考えると、やはり全部を録音、録画する方向に踏み出すべきじゃないのかな、裁判員制度が始まるのをいい機会にそういった方向に持っていくべきじゃないかなというふうには私自身は思っております。

大臣も、予算委員会等でこの件について大分御答弁されていますので、今回の最高検察庁の実施状況の結果報告を見られて、今後、取り調べの録音、録画のあり方がどういった方向であるべきなのかということも、大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。

○森国務大臣 釈迦に説法でありますけれども、今言及されました例えば韓国については、捜査手段と長いとか、例えば身柄拘束期間が日本よりも随分幅広い、また証人の免責だとか司法取引が法制

化されている等、いろいろな捜査手段を総合的に駆使して取り調べがなされていると思えますけれども、そういう意味で、我が国はそういった手段が非常に限定されているということは今さら申し上げるまでもありません。

その中であって、全面的な録音、録画とかいうようなことになりまして、例えば組織犯罪において共犯者に供述が及ぶ場合など、どうしても供述をためらわせることにもなりかねませんので、やはり極めて慎重に対処すべきだというふうには私に思っております。

ただ、先ほど刑事局長から御答弁したとおり、ある制約条件のもとではありますけれども、全件について部分的な録音、録画が採用されて、それでも十分に功を奏している部分もありますし、またそのマイナス面も指摘されているところでございますけれども、そういった状況を見ながら、また他の捜査手段ともやはりあわせ考えて対処すべき課題であるというふうには思っております。

○富田委員 大臣が言われるとおりだと思えますし、いろいろな捜査手段がないとやはり検察当局だけに過重な負担になるということもあると思えますので、そういった捜査手段についてもこの委員会できちんと議論を進めていただきたいと思えます。

イタリヤの検事さんから、録音、録画は自分が違法な取り調べをしていない証拠なんだという話を委員会で行ったときに聞いて、びっくりしました。同じことを韓国で担当の検事さんに話したら、その担当の検事さんは、検事総長から言われてイギリスに録音、録画の施行状況を視察に行ったら、イギリスの検事から同じことを言われたと、やはり検察官側がどういう意識で取り調べに当たるのかということも考えていかないと、この録音、録画がどういった方向に行くべきなのかというところがちょっと違うんだと思うんですね。

そういう意識改革もしていただきたいと思えますし、真相解明というのが一番大事ですから、そ

ういった意味で、そのための手段が必要であれば、やはりきちんと議論して、改めるべきところは改めていく必要があるというふうには思います。もし何かちょっと御答弁であれがありましたら。

○森国務大臣 ちょっと訂正させていただきますけれども、先ほど韓国と申し上げたのは台湾の間違いでございまして、謹んで訂正いたします。

○富田委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

皆さんのお手元に、読売新聞の三月三十日付の夕刊のコピーを配らせていただきました。大臣も私も千葉県在住で、今回知事選挙をいろいろやりましたけれども、二人とも残念な結果になりましたが、御当選された方が「完全無所属」実は「自民支部長」というのが三十日の夕刊にどんと出ました。これはちょっとどうなのかな、千葉県民の一人として冗談じゃないよという気持ちなんです。

この新聞記事の中に、当選された新知事さんが自民党の支部長を務めていた。収支報告書によると支部長はその御本人だ。○四年から○七年に一億六千万を超える企業・団体献金を受けて、その企業・団体献金を御自分が代表を務める資金管理団体に一億五千万近く寄附していたというような記載があります。

総務省にお尋ねしますが、ここに書かれている、この指摘されている事実はそのとおりなんでしょうか。

○門山政府参考人 お答えいたします。

東京都選挙管理委員会の告示を確認いたしましたところ、自由民主党東京都第四選挙区支部というのがございましたけれども、これが自由民主党東京都衆議院選挙区第二支部という、新聞報道にございまして支部に名称異動いたしましたという届け出が平成十五年十月一日にあったところでございまして。

この自由民主党東京都衆議院選挙区第二支部につきまして、平成十六年から十九年、代表者を確

なっております。

それから、自由民主党東京都衆議院選挙区第二支部につきまして、平成十六年から十九年分の東京都選管が公表いたしました収支報告書の要旨で確認いたしましたところ、同支部への企業、団体からの寄附金額でございますけれども、平成十六年分が五千四百七十五万円、十七年分が六千七百八十九万二千円、十八年分が二千六十九万円、十九年分が千八百五十二万円となっております。

それから、森田健作政経懇話会というところに對しましてこの政党支部からの寄附金額を確認いたしましたところ、平成十六年分が四千三百八十八万八千八百六十七円、十七年分が八千五百七十七万一千四百二十円、十八年分が一千四百二十万四千三百十三円、平成十九年分が一千六百四十四万四千円となっております。

○富田委員 今、部長の方からお話しいただきましたけれども、ちょっと不思議だなと思うのは、この鈴木栄治さんは平成十五年十一月に施行された衆議院選挙に出馬されませんでした。衆議院議員をやめられて、やめられるときに名称変更をされて、自由民主党東京都衆議院選挙区第二支部というふうな支部名称で政党の支部という団体を持たれて、御自分の資金管理団体を持っている。

やめられた後になぜ衆議院というふうな名前をつけて支部が持てるのか不思議なんですけれども、これは事前にお伺いしたら、それは各政党の問題だ、政党がどういふふうにするかということなので、総務省に聞いてもしょうがないので聞きませんが、政治資金規正法は、企業、団体の個人に対する寄附を禁じていますね。何のために政治資金規正法第二十一条でそのような規制をしたんだか、ちょっとその立法趣旨をお話しただけですか。

○門山政府参考人 お答えいたします。

政治資金規正法の第二十一条におきましては、公社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。こういう規定

になつてゐるわけでございます。

会社ですとか労働組合などの団体が行います政治活動に関する寄附につきましては、平成六年の法改正におきまして、政治資金の調達をまず政党中心とする、それから、近年におきます政治と金をめぐる国民世論の動向などにかんがみて、政党及び政治資金団体、それから、この時点におきましては資金管理団体、これ以外の者に対するものは禁止するという事にされまして、さらに五年後の平成十一年の改正によりまして、資金管理団体に対するものも禁止するというふうになされたと思つております。

○富田委員 資金管理団体への寄附も十一年改正で禁止しているというのは、やはり政治と金に絡むいろいろな不祥事が起きて、そこをきちんと透明性を持たせようということでの改正がされたと思つておられます。

今回の鈴木さんのやり方というのは、政党の支部でこれだけの巨額の企業献金を受けて、そのまま個人の資金管理団体にばら撒くような状況で渡している。これでは何のために政治資金規正法第二十一条で透明性を図つたのか、全く理解ができません。

事前にいろいろレクを受けましたら、政党の支部から資金管理団体への寄附を禁じる規定がないというお話でした。確かにそういう規定がないので、法律上はできてしまうということなんです。うけれども、全体を見たときに、やはりこれは政党の支部をトンネルにした違法献金、迂回献金なんじゃないかなと思えます。それをどうですかと聞いても答えられないから聞きませんが、ちょっとこのやり方は幾ら何でもひどいんじゃないかな。

この新聞記事を見ましたら、「知事選には使っていない。知事選に無所属での出馬を決意する前に、自民党候補の応援や党勢拡大などのために使つた」と釈明と。本當かいなと思つて、ちょっと調べました。

前回、この三月二十九日に行われた知事選の四

年前の知事選にも出馬されていまして、平成十七年のこの政治資金管理団体の収支報告書を見ましたら、先ほど、八千万近くの企業献金が迂回して渡つているというお話がありましたけれども、実に正直な方だなと思つて、政治活動費の中に、寄附として四千万円、千葉県知事選挙選挙運動というふうなところに支出したと書いてあるんです。何じゃこりやと思つたら、やはりさすがに間違えたのか、判を押して個人名に直してありました。もう一つ、四千万円を二元気モリモリ千葉を日本一しよう会というところに寄附されていまして。

という事は、やはり、法で禁じられている企業・団体献金を政党の支部で受けて、それをかご抜けにして政治資金管理団体に渡して、政治資金管理団体から知事選挙の費用を出したと、まるでもう明らかな、それなのにこういうふうなインディビジュアルに答えているというのは、ちょっと私は県民の一人として許せないなというふうに思っています。

もう一つ、完全無所属とか完全無党派というのでずつとこの方は選挙戦をやられたんですが、公職選挙法上、二百三十五条に、虚偽の事実を公表してはならないという規定がありますね。この二百三十五条の立法趣旨はどうかということなんです。これを教えてください。

○門山政府参考人 公職選挙法第二百三十五条の第一項におきましては、当選を得または得させる目的をもって公職の候補者等の身分、職業、経歴等に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮または三十万円以下の罰金に処する、こういう規定があるところでございます。

この規定の立法趣旨は、選挙という過程におきまして正確な情報を有権者にお伝えすることは当然のことであるということから、虚偽の事項を公表してはならないということに規定されているものと認識しております。

○富田委員 政党に所属しているかどうかもこの規定の中には書いてありますね。その有無もきち

んと、うそを公表しちやいけないというふうにしてあるんですが、選挙公報を見ますと、自由民主党に所属しているなんてことは一切書いてありませんし、党員であるということも一切書いてない。とにかく無所属、「政党より千葉県民第一」というふうな形でずつと選挙運動をされていまして。

今部長に説明していただいた公職選挙法二百三十五条の趣旨からいいますと、一般論として、ある政党の党員で、かつ政党支部の支部長を務めるような人物が、殊さらそれらの事実を隠して、当選を得る目的で、選挙活動のさまざまな場面で、自分は政党に所属しない、政党の支援を受けない、無所属、完全無党派であることをアピールしていたような場合には、この二百三十五条の虚偽事項公表罪に該当する可能性があるというふうには思つておられますが、そのように理解してよろしいですか。

○門山政府参考人 一般論としてのお尋ねでございますが、若干前提を御説明させていただきますと、立候補届け出におきまして、立候補届け出書に所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合には、当該政党その他の政治団体の証明書、いわゆる所属党派証明書というのを添付するという事になっておまして、この所属党派証明書が添付がない場合には無所属、こういう扱いになるわけでございます。

したがういまして、立候補届におきます無所属という記載は、立候補届けをした方がどの政党にも属しないということの意味するものではなくて、所定の所属党派証明書がない、添付されていないという場合に記載すべき、かなり広い意味の呼称であるというふうな解されておまして、一般に、政党に所属する者が無所属として立候補届けをし、無所属として選挙運動を行うことは、当該規定には抵触しないというふうな考えられるところでございます。

一方、政党に所属する者がいかなる政党にも所属しないということ公にして選挙運動をすると

いうことにつきましては、これも一般論でございますけれども、それが立候補届における無所属ということではなく、実際の政党への所属関係について、当選を得または得させる目的をもって公職の候補者の政党その他の団体への所属に關し虚偽の事項を公にした、そういうふうな認められる場合には、公職選挙法二百三十五条一項に抵触するおそれがあるということは考えられるところでございます。

なお、個別の事案につきましては、具体的事実即ち判断されるべきものと考えております。

○富田委員 非常に明確な答弁をいただいたので何も言いませんが、四月一日付の読売新聞、千葉版だと思つてますが、こんな記事がありました。「無所属だから森田さんに入れたのにだまされた」千葉市の無職男性(七十)は、森田氏が東京都の自民党支部長として、政治資金を集めていたことを知り、憤りをあらわにした。森田氏は現在も自民党員。支部長を務めていても法的に問題はないが、選挙戦で「完全無所属と訴えてきただけに、違和感を覚える有権者も少なくないだろう。」私も違和感を覚えます。

大臣、御感想はどうですか。

○森国務大臣 その報道は承知しておりますけれども、事実関係について把握しているわけではございませんので、済んだことでもあつたら、コメントは差し控えます。

○富田委員 法務大臣のお人柄が出て、すばらしい答弁だというふうに思つてます。

最後、ちょっと時間がありますので、与党あるいは民主党の方から児童ポルノ法の改正案が今提出されておまして、今後、各党間協議をぜひ進めたいなというふうに思つております。

ただ、民主党の案を見させていたいただきましたら、定義規定のところ、現行法でこういう場合が児童ポルノに該当しますよというものが第二条に書かれておまして、第二条の三項に「この法律において「児童ポルノ」とは」というふうな書いて

ありまして、一号、二号、三号と規定があるんですが、民主党の案では、この三号の「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの」というのを削除するというふうになされていきます。

現行法上、この二条三項三号で、どういう場合が適用事例としてこれまで検挙等をされていたのか、ちよつと教えていただければというふうに思います。

○大野政府参考人 二条三項三号を適用して処罰がなされた事実として、例えば、半裸あるいは全裸の児童に姿態をとらせ、ポーズをとらせ、陰部を見せる、それをカメラ撮影して児童ポルノを製造する事実というのがあります。あるいは、脱衣場で着がえ中の児童の全裸を盗撮して、児童ポルノ提供目的で製造した事実というのがあります。それから、現在公判係属中の事実でありますけれども、十六歳の児童に極めて小さい下着や水着を着用させて、性器等の周辺部分を強調した写真を撮影して、児童ポルノを提供目的で製造した事実、これらが今御指摘のあったようなケースに当たると考えております。

○富田委員 今局長の方から説明していただいた中で、脱衣場の盗撮等が、どうも私の感覚では、民主党案の中でこの三号を削除してしまうと、そこが入らなくなってくるんじゃないかなというふうに思います。これは今後各党間の協議の中で明らかにしていく必要があると思いますので、御指摘だけさせていただきたいと思ひます。

最後に、与党案は児童ポルノの単純所持の禁止を大きく掲げています。民主党さんの案は取得罪を新設しようというふうな流れになっていきます。ただ、今回こういう改正の動きが出てきたのは、そもそも、単純所持を処罰してもらいたくないというふうなNGOの皆さんの強い要望から与党PTが立ち上がって議論してきたという経緯があります。

法務省として、今後各党間の協議が始まると思うんですが、NGOの要望とかを受けて、今後どう

いうふうな法務省として児童ポルノ法等の改正に取り組まれるのか、最後に大臣のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○森国務大臣 まず、児童ポルノについての認識でございますけれども、インターネットが普及をいたしまして、画像というのがとにかく世界じゅうに、また半永久的に流出し、取得できるという状況になっておりまして、これは特に児童に一生心の傷が残る問題であるというふうにも思つております。したがつて、これについて何とかしなきゃいけないという問題意識は持つております。

そういう状況の中で、規制のあり方については種々の議論がなされておつて、与党からは、先ほど言及されました法案が現在衆議院で継続中でありまして、また、このたび民主党からも同名の法案が提出されているわけでございます。私は、個人的に言えば、そんなに乗り越えられない壁があるとは思つておりませんが、いずれにしても、法務省としては、国会において児童ポルノの撲滅に向けた実りある御議論をしていただくために積極的に協力をしたいと思つております。

○富田委員 ありがとうございます。終わります。

○山本委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川でございます。きょうは、裁判員制度について御質問をいたします。

私たちが民主党では、昨年、裁判員制度実施に向けた環境整備等の検証プロジェクトチームを党内に設置いたしました。裁判員制度の円滑な実施に向けて、論点を整理しながら検討を重ねてまいりました。先日この意見書がまとまりましたので、森法務大臣にもお届けをしたところでございます。そのプロジェクトチームで議論した、そのことを踏まえまして、何点かきょうはお伺ひをいたします。

まず、保釈についてでございます。私たちの意見書の中で最も重要な論点は、裁判

員裁判で拙速な裁判が行われて、公正な裁判が保障されないおそれがあるのではないかとしようなこと、いろいろと議論をいたしました。

これについては、先月、大臣所信に対する質疑でも、特に公判前整理手続や公判の日数について議論をいたしましたので、重複は避けまされども、裁判員の負担軽減を追求する余り、とりわけ複雑多岐にわたる事件では問題が起るのではないかとしよう懸念を持つておられることを御指摘しておきたいと思ひます。

きょう、まずお伺ひしたいのは、保釈であります。

我が国の司法制度が人質司法と言われて久しいところでございます。連日開廷されます裁判員裁判には、被告人と弁護人の連携が今以上に要求されるというふうに思ひますが、裁判員裁判の対象事件というのは必要の保釈事件の例外というふうになっておりまして、多くの場合はまず保釈は認められない。したがつて、連日開廷の際に、被告人は夜間に短時間で弁護士と打ち合わせをしなればならない。そうすると、この点で被告人の防

御権が侵害されるのではないかと、こういうふうになります。東京拘置所なんかは、今でも五時にも弁護士も面会ができないというふうなこともあります。これが裁判員制度の裁判のときにもそういうことでは、これはまた大変なこと、たいうふうな思つております。

刑事訴訟法八十九条では、一般的に保釈の請求を許可すべきだ、一般的には許可すべきだということ、六つの例外を設けております。第一号が「被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである」ということになっておりますけれども、私は、運用によつて、保釈請求の却下という幅をできるだけ狭くなるように努力をすべきではないかというふうな思つております。

この点については最高裁はどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○小川最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げますと、裁判員裁判におきましても、保釈の判断に当たりましては、刑事訴訟法八十九条各号の定める保釈制限事由の存否や、裁判所の裁量で保釈することの相当性について検討して決定することになります。

保釈の運用について事務局としてコメントは差し控えていただきますけれども、裁判官の論文の中で、裁判員裁判で連日の開廷が行われると、被告人と被告人とが十分な意思疎通を図るため、可能な限り被告人が身体拘束から解放された状態で訴訟の準備を行う必要性が高い、それから、公判前整理手続において、争点、証拠の整理が早期に行われて審理のスケジュールが立てられ得ることなどが指摘されているものと承知しております。

現場の裁判官においても、こうしたような点も踏まえて、個々の具体的な事案の内容に即して適正に判断を行つていくものと考えております。

○細川委員 裁判員裁判が連日開廷というふうなこともありますので、先ほど言われました、裁判官が裁判以外でいろいろ言われていることなど、ぜひその方向で進めていただきたい、こういうふうな思つております。

今、現状では、裁判員裁判の対象にならない事件、軽微な犯罪でもなかなか保釈が認められないというのが現状でございます。私たちは、衆議院に提案をして、この委員会に継続しておりますけれども、刑事訴訟法改正案、この改正案の中で、八十九条の第四号、これを改正する。この四号の「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」というふうな理由とすること、この「相当な理由を」を「充分な理由」とすること、これを改正して、そこで権利保釈について、保釈請求を安易に却下できないような、そういう法改正を提案いたしております。こういう改正によつて、今言われております人質司法全般が正されていくの

ではないかということ、改正案を提案しているところでございます。

保釈に關しての私どもの改正案、これについて大臣はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○森国務大臣 現行の刑事訴訟法の規定や実際の運用からしても、現状以上に保釈が認められる幅を制度上広げることが適当でないと考えております。

特に、委員御指摘の刑事訴訟法第八十九条第四号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という要件につきましては、単に抽象的な罪証隠滅の可能性があるというだけでは足りないものとして解釈、運用されており、これを改正する必要はないと現時点では考えております。

また、加えて申し上げますと、現行制度におきましても、現に保釈後に罪証隠滅工作が行われる事例も絶えないところでございまして、権利保釈の除外事由としての罪証隠滅のおその程度を引き上げるなどして保釈が認められる幅を現状以上に制度上広げることには弊害もあるものと考えております。

○細川委員 しかし、余りにも今の現状は保釈が認められないということで、ぜひこの点については今後検討をしていただきたいというふうに思っております。

次に、取り調べの可視化の問題でございます。昨年、私も民主党は、参議院に取り調べの録音、録音による可視化法案を提案いたしました。昨年六月には参議院で可決をいたしました。衆議院の方に送付をされてまいりまして、この委員会にもかかりましたけれども、結局、審議をされずに廃案となりました。それと同じような、類似的の刑事訴訟法改正案の法案を衆議院に提案もいたしておりますけれども、いまだに審議をされないままに、継続審議というふうになっているところでございます。

は、国会も再度提出することにしておりまして、その法案には、取り調べの可視化とともに、検察官手持ちのリスト、この開示も規定をいたしているところでございます。

この可視化法案は、一義的には、刑事裁判における冤罪の防止が最大の目的でございます。しかし、裁判員制度が始まるというようなこともありまして、私どもの可視化法案を策定していく、こういうことの動機にもなっていたわけでござい

ます。鹿児島県の志布志事件、あるいは富山の氷見事件など、本日に、今のこの社会でもこんな自白の強要が行われて、警察の追及的あるいは強圧的な取り調べが行われているということが大きな問題となったわけでございます。

自白の任意性が争点となりましたならば、裁判が長期化する場合が多くなりまして、事件の解決といえますか、裁判が非常に困難になる、困難な議論になるという可能性も強いわけでござい

ます。一般の国民が裁判員になるわけですから、裁判員の前に事実を反する自白調書が提出をされてその任意性が争点になるようなことは、これはやはり避けなければならぬ、そのためにはやはり取り調べの全過程の可視化が欠かせない、こういうように当然考えられるわけでございます。

先ほどもこの委員会でも法務省の方から説明もありましたけれども、取り調べの可視化は現在でも一部は導入されております。しかし、部分的な録音、録音というところで、私は、一部ではやはり自白の任意性、信用性を裏づける証拠ということには必ずしもならない、こういうふうな思っております。少なくとも、私たちは、全過程の録音、録音をすべきだと主張をいたしております。

それから、公判前整理手続におきまして、検察官が持っている手持ちの証拠リスト、これが私は大変重要だというふうに思っています。被告側はそもそも検察官がどういような証拠を有しているのかわかりませんから、そのために公平な手続にならない可能性が大いということでございます。公判前整理手続の導入によりまし

て開示の範囲が拡大したというようなことは理解ができませんけれども、しかし、検察官がみずから都合の悪い証拠を開示しない、こういうことはこれまでの冤罪事件の歴史を見れば明らかでございます。したがって、私どもは、すべての手持ちの証拠のリストを開示するように私どもの法案には規定をいたしているところでございます。ぜひこれにも賛同をしていただきたいというふう

に思っているところでございます。

この証拠の開示について、大臣、私が今説明したこのことについては、大臣はどのように考えているか、お聞かせください。

○森国務大臣 手持ち証拠のリストについてのお尋ねでございますが、公判前整理手続においては、証拠開示に伴う弊害の防止にも配慮しつつ、被告人側の訴訟準備と争点整理、証拠整理が十分になされるよう、基本的に、開示の必要性と開示に伴う弊害の双方を勘案して開示の要否を判断するという仕組みが採用されております。

その立案過程においても、検察官請求証拠の開示の際に、検察官の手持ち証拠すべての標目の一覧表をも被告人側に開示する制度について検討がなされましたが、まず、供述調書、鑑定書、証拠物といった証拠の標目だけが記載された一覧表を開示しても意味がないこと、また、証拠の内容、要旨まで記載した一覧表を開示するものとすると、開示の必要性や開示に伴う弊害を度外視して検察官手持ち証拠をすべて開示するのに等しく、適当でないと考えられること、さらに、手持ちの全証拠について一覧表を作成させること、特に証拠の内容、要旨まで記載した一覧表を作成させることは、捜査機関の負担を過重なものとし、現実的に見て妥当でないことなどの諸問題があつて、相当でないと考えられたことから採用されませんでした。

○細川委員 やはり、刑事裁判というのは公平に

行われなければならない、こういうのは原則でございます。したがって、証拠に關しても、やはり検察側が持っている証拠については全面的に開示をする、証拠の標目を開示、こういうことですか、これはぜひやっていただきたいというふう

に思っております。

次に、裁判員の日当に關してお伺いいたします。昨年も私はこの委員会、この日当の件について、上限が一万円というのは余りにも低いのではないかとこの議論がありました。私じやなくて、同僚の古本さんだつたと思いますが、議論がございました。この日当一万円ということが妥当かどうかということでございます。

裁判員も、量刑の決定も含めまして職業裁判官と同等の職務権限を持っているという点、また、国民の負担や不安が大変大きいという側面から、我々のプロジェクトチームで議論したときも、この金額については大変大きな、批判のような意見がたくさん出てまいりました。私も、裁判員の方

がいろいろ忙しい中、無理をしながらも裁判員裁判に参加をして、また、場合によっては死刑を含む大変重大な決定もしなければいけないような、そういう裁判員の日当が上限一万円というのは余りにも低いのではないかとこのように考えております。また、裁判官にある程度見合った額ということになれば、やはり三万円程度に引き上げてよいのではないかとこのように思っております。

また、裁判員の宿泊料についても問題がありまして、例えば、東京の二十三区に宿泊した場合に、裁判員の宿泊料は上限八千七百円、これに対して裁判官は一万四千八百円、同じような権限を持って判決を下す立場でありながら、こういうふうな違ふというのはちょっと理解ができないところでございます。そこで、お聞きをいたしますけれども、これらの日当あるいは宿泊料、今私が話したようなことについて最高裁判所はどのように考えているのか、従来の考えを變えるおつもりはないのか、お

答えていただきたいと思ひます。
○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判員の日当でございますが、これは、出頭雑費、それから出頭したことによる逸失利益を一定の限度内で補償するというものでございまして、したがひまして、職務の対価である裁判官の報酬とはもともと性質が異なるものでございまして、また、裁判員の日当の上限額が一万円であるということにつきましては、ただいま申し上げました日当の法的性質を踏まえまして、国民の司法参加という点で共通いたします検査審査員の日当の上限額、これは八千円でございますが、これを基本としつつ、検査審査員に比べて職務のために拘束される時間が定型的に長いというふうな考えられることなどを考慮した上、最高裁判所規則制定諮問委員会の議論を経て、規則で定めたものでございまして、裁判所としては適切な額であると考えております。

裁判員に支給する宿泊料につきましても、国民の司法参加という点で共通いたします検査審査員に支給する宿泊料と基本的に同様に考えるのが相当地で、裁判員規則においても、このような観点から、国家公務員等の旅費に関する法律に定める甲地方については八千七百円、乙地方については七千八百円とそれぞれ定められたものでございまして、この金額は、検査審査員に対する宿泊料の上限額と同額であるほか、例えば刑事事件における証人に対する宿泊料とも同額でございます。

○細川委員 今の説明だと、日当という性格からいろいろと御説明がありました。これは法務省の方からファクスで資料を送っていただいた上で、日当というのはいくらになるかという、法令上の用語の辞典からちよつと日当というのを申し上げますと、日当は、法令上の用語としては、実費弁償の性格を有する旅費の一種として用いられている。実費弁償です。日当は、旅費のうち、運賃その他、他の種類のものには含まれない旅行中の昼食代その他の雑費の支

払いに充てるため、実費弁償として定額支給される旅費の一種であること、こういうような説明がされてゐるんです。そうしますと、日当ということになっていくからこの額が一万円ということであるならば、日当ということではなくて、報酬とかあるいは手当というふうな法改正にすれば引き上げは可能なのか。これはちよつと法務省の方にお聞きをいたします。

○大野政府参考人 ただいま委員からお話がありましたように、日当は一種の実費弁償でございますが、裁判員として勤務したことに対する対価ではないわけでありまして、今委員が、それならば手当を支払うこととしたらどうかというの、裁判員に對しても職務の対価としての、一種の給与のようなものとして支払うたらどうか、こういう御提案かというように理解いたしました。

その上で、それでは、裁判員に對して日当ではなく手当を支給することとすべきかどうかでありますけれども、考慮すべき要素といたしましては、裁判員の職務の性質がどうか、あるいはその職務に従事する期間等がどうかというふうなことが考慮されるべきであろうというふうに思ひます。

そして、金額につきましても、それでは手当ということで支給することとした場合にその金額としてどの程度が適切であるのかというの、これはまた別に検討されるべき問題ではないかというふうに思ひます。つまり、裁判員に支給される金額が日当か手当かというふうな性格づけから直ちに決まってくる、導かれるものではないだろうというふうに考えております。

もちろん、国民の皆様様に裁判員を務めていただくため、その負担を過重なものにしないよう、さまざまな配慮をしていくことが重要でありまして、裁判員の日当もその一つでありますので、その額については、最高裁におきまして、そうした観点も踏まえて適切に定められたものというふうに承知してまいります。

○細川委員 どうも私の質問の趣旨から外れたようなお答えになつて大変不満なわけなんですけれども、私の質問の趣旨は、日当上限一万円では低いのではないかと、裁判員の皆さんには、裁判に行つてもらつたらもう少しのお金、もつと上のお金を差し上げてはどうか、こういう提案でありまして、その方法はどうかというところで議論でございます。

そこで、昨年の四月ですか、委員会で、同僚の議員が当時の鳩山法務大臣にこの日当問題で質問をいたしてあります。鳩山法務大臣はこのように答えてあります。裁判員は裁判官と九人で合議をするんだから、やはり裁判員である以上は、裁判官と同様に、近いものとして扱わせたいただくのが正しいんだらう、実際には予算とかいろいろの制約があるのかはわからないけれども、私はそう思ひますというふうな答えておりまして、つまり結論は、できるだけ同等にせよということをおっしゃつてあります。

当時の鳩山法務大臣の気持ちというのは、先ほどの最高裁あるいは法務省の答弁では反映されていないというふうには考えますけれども、森大臣はこの点についてどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○森國務大臣 個人的にはまことに心動かされる細川委員の御意見、問題提起でございますけれども、法務大臣としては、裁判所の御判断に従いたしたいと思います。

○細川委員 そういう大変心を動かされたという発言がありましたので、そのことをぜひ最高裁判所の方も考慮していただいて、ぜひ上げていただけたらというふうな思つております。

私の質問はこれで終わりますけれども、五月二十一日からは裁判員制度がスタートいたします。関係者の皆さんのいろいろな御努力で、ぜひ円満、円滑に実施がされていきますように心から願つて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 この際、暫時休憩いたします。午後零時二分休憩

午後一時五十二分開議
○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。仙谷由人君。
○仙谷委員 きょうは、法務委員会裁判員裁判の開始に当たつて集中審議をされるということでございます。

民主党は、この裁判員裁判について、果たしてうまくできるかどうかなのか、国民の心からの賛意を得られる制度に育てることができるとかどうなのか、運用がうまくいくんだらうかという、いろいろ不安や懸念を背景にいたしました。この間、プロジェクトチームをつくつて、何が問題になりそうなのか、そしてそれに対する対応をどう考えておけいのかということについて検討をしてまいりました。そして、一昨日の次の内閣で、裁判員制度実施に向けた環境整備等に関する意見書というのをまとめまして、私どもが考える点を指摘しておきました。

要は、この裁判員裁判は、司法への国民参加、司法を国民の手に取り戻す、そのことを通じて司法をより民主的なものにし、国民の信頼を受けられるものにならなければならないというところが眼目でありまして、そして、なおかつ、刑事裁判である限り、被告人の防御権が全うされなければならない。裁判員裁判によつてかえつてそのことがある種のショービニズムといましようか、メディア報道とも相まつて、被告人の裁判を受ける権利あるいは公正な裁判を受ける権利、そして防御権というものが侵されるといふふうな本末転倒になつてはならないということを考えてきたところでございます。

そういう観点から、きょうは一、二、この裁判員裁判を運用するに当たつて我々が考えておかなければならないこと、そして裁判所あるいは検察

は、この裁判員裁判は、司法への国民参加、司法を国民の手に取り戻す、そのことを通じて司法をより民主的なものにし、国民の信頼を受けられるものにならなければならないというところが眼目でありまして、そして、なおかつ、刑事裁判である限り、被告人の防御権が全うされなければならない。裁判員裁判によつてかえつてそのことがある種のショービニズムといましようか、メディア報道とも相まつて、被告人の裁判を受ける権利あるいは公正な裁判を受ける権利、そして防御権というものが侵されるといふふうな本末転倒になつてはならないということを考えてきたところでございます。

庁、検察官にもぜひ強く留意をしていただかなければならないことを、私どもの方から質問という格好で指摘をさせていただきたいというふうに思います。

まず法務大臣にお伺いをするわけであります。日本の裁判は、ある意味でキャリア裁判官による裁判という形で、いわば明治維新の大津事件という困難な事件を通して司法権の独立を確立したというふうな言われておるわけでありまして、そこからキャリア裁判官による裁判が続いてきたわけでありまして、これについて法務大臣はどのような評価をされているのか、つまり、どのようなプラスがあつて、どのようなデメリットといひましようかマイナスがあつたのか、そのことについてお考えをいただければと思います。

○森岡務大臣 私、基本的に言つて、これまで日本の裁判というのは、どこに比べても引けをとらないぐらいきちんとなされてきたというふうな基本的には思つております。ただ、やはり今おつしやられたキャリア裁判というか、極めて一握りの専門家によつてつかさどられていた裁判でございますので、そういう意味ではやはりいささか、ある意味で一般の常識とか国民の感覚とかから若干隔たりができてゐる面もなかつたわけではないと思ひます。

それから、加えまして、必要以上に時間がかかつて、また、なかなかその結論が出ないというふうな弊害もあつたわけでございまして、そういったことも含めまして、私は、今委員がおつしやられたように、そういったすぐれて専門家が団でなされていた司法に国民の常識とかあるいは感覚とかを導入して、より国民に根差した裁判が行われるようになるということは極めて意義深いことであるというふうな思つております。

○仙谷委員 的確に近いところまで御認識をいただいておりますが、つまり、一つは、裁判が別に閉鎖された空間で行われているわけじゃないんですが、新聞やテレビの報道による以外、国民が傍聴に行こうというほど暇ではないと

いいましようか、あるいは国民の日常の関心の外側に多くの裁判が置かれてゐるということが一つの理由でありましよう。

さらには、こういう言葉、こういう文章が、私には昔からひつかかつておつたわけでありまして、それは、石牟礼道子さんが、チツソの刑事事件というのがあるんですが、それにずっと通われて、傍聴をされた後、「魂の言葉を紡ぐ」という本の中で、「法廷で原告側と被告側の弁護人がやりとりをするのですが、法律的な問題の立て方がまずピョンと来ない上に、使われる言葉は自分たちの生活実感からあまりにかけへだたつてゐます。魚をとりたり畑を耕してゐるときには絶対に使われないような、実に味気なく内容の薄い言葉で終始やりとりされますから、裁判に勝つても、どうも勝つた気がしない」というようなことをおつしやつてゐるんですね。

二十年ぐらい刑事裁判を、あるいは民事裁判もそうありますが、やつた経験からいいますと、どうも裁判所の中のやりとりというのは、ある種、プロ集団といへばプロ集団であります。曹三者の共通言語でやりとりされて、どうも概念、法律用語の意味が常識とは少々違ふ部分があるといふこともあるんでしよう、あるいは共通言語が符牒のように聞こえるといふこともあるのかもしれません。

そんなことで、国民の多くは実態的な理由、つまり、裁判を見に行くほど暇ではないというふうな理由とか、大きい事件は新聞、テレビ等で報道されるということもあるんでしようけれども、つまり、それはまあ興味本位の報道の場合が多いわけでありまして、そういうところからも阻害をされてゐるし、共通言語に入つていけないといふところからも、大いに裁判からは普通の国民といふましようか、一般の国民はまさに阻害されてゐるという状況が続いてきたといふふうに思ひます。

そんな中で、ある種、国民の監視が行き届かないといひましようか、国民に実質上オープンにさ

れない空間で、裁判官、検事、そして弁護人のやりとり、そこに刑事事件の場合は被告人という存在がおるわけでありまして、やりとりが行われてきた。最近では被害者側からのストレスも大変強いようでありまして、被告側の側、弁護人の側からいっても、そこで行われていることが、果たしてこんなことではないんだらうか、とんでもないことがやられてゐると。

それはそもそも、もとを正せば、刑事事件の場合には、捜査の密行性、つまり、ここぞ閉じられた、要するに、外には明らかにしてはならないという前提の空間の中でつくられた証拠で基本的には刑事裁判というのは運ばれるわけで、特に刑事事件の主導権というのは、実質上は検察官がつくつた、あるいは集めた証拠をもとに主張がされ、そして法廷はそこから始まつていって、そのことが裁判官によつて肯定されるかどうかという形で終わる、こういう仕掛けになつておるものですか、こういう筋道になつておるものですか、どうしても捜査の密行の中で、密室の中の検察官がつくつたプロット、筋書きに従つて進められるという場合が多いわけでありまして。

そこで、刑事弁護人からは、日本の刑事裁判といふのは調書裁判である、そしてさらに、被告人、被疑者の身柄を拘置所にとどめ置くことによつて裁判が進行するといふことになれば、人質をとつて刑事裁判を進めてゐるようなものであつて、人質司法であるといふふうなことが言われてまいつたわけでありまして。

今度は、裁判員裁判をするという前提で、刑事訴訟法三百六十六条の二以降ということでありましようか、公判前整理手続ということが規定をされて、公判廷を開く前に、主張と証拠調べの中身と順序というふうなものも含めて、まずはそこで法曹三者あるいは被告人を含めて整理をするんだ、そして、その後公判廷が開かれれば、効率的に集中審理で行うんだ、こういうことにするんだといふことに、刑事訴訟法の改正もそういうふうになされてなつたやうであります。

早い裁判といふのは、今法務大臣がおつしやりましたけれども、これはある意味で、第一義的に被告人にとつても、あるいはそれを見ている国民にとつてもいいことでありまして。

だけれども、早い裁判ができなかつた理由といふのは、集中審理で早くできなかつた理由といふのは、それはいろいろ理由があるわけでありまして、私は、弁護士、弁護人の経験からして、実は日本の刑事裁判、そして刑事被告人になつた場合は御本人たちの最も大きな理由は、刑事事件にはお金をちゃんと払える被告人というのがほとんどいないといふところにあると思ひます。つまり、弁護士を、そういう少々大きい額の報酬を払う、つまり、弁護人の弁護、労働に見合う、そして事務所維持を賄えるだけの報酬を払える依頼者といふのは、刑事事件の被告人はほとんどいない。

したがつて、集中審理に専念するとなると、先般も今も刑事事件をやつてゐる弁護人とちよつと話をしましたけれども、結局、一時間の法廷をやるためにどのぐらいの時間がかかるか。つまり、調書を読み、調査に赴き、接見に赴いて被告人と打ち合わせをし、判例を当たり、それから参考書といひましようか原典を読み、自分で文章をつくるといふことの作業にどのぐらいの時間がかかるだらうか。十倍ぐらいかかるだらうか、百倍ぐらいかかるだらうか、こういう話をしてみただけであります。

つまり、法廷で見える姿、その何十倍もの時間をかけないと、良心的なといひますか丁寧な裁判はできないわけですね。その時間を賄ひ得る費用を払える被告人といふのはほとんどないといふのが、実は集中審理に弁護人も踏み込めなかつた大きな理由であります。

今度、公判前整理手続を、時間をかけて、ある種、早期にということも書いてありますが、具体的に、検察官の主張をまずさせて、それに従つて証拠調べをやる、順序を決める、集中してそういう証拠調べをやるんだといふことをやるこの公判

前整理手続も、随分時間がかかる。あるいは、こ
こをこそ丁寧に具体的にやらないと、いい審理は
できないと思います。そうすると、弁護人は公判
前整理手続にもエネルギーを割かなきゃならな
い、時間を割かなきゃならないということになり
ます。

しかし、公判前整理手続をやらなければならな
いわけでありますが、多分、刑事弁護をまじめに
真剣に取り組んできた弁護人にとっては、この中
で検察官手持証拠がどのぐらい開示されるかとい
うのがやはり最大の関心事であり問題だといふ
ふうに、私の経験上もそうでありますが、理解をし
ております。

この点について、まずは手持ちの証拠リストを
全部開示するというふうな方針で今法務省がい
らっしゃるかどうかが、そのことについてまずお尋
ねをしたいと思います。

○大野政府参考人 証拠開示に関するお尋ねであ
りましたけれども、今委員御指摘のように、改正
刑事訴訟法によりまして、公判前整理手続におき
ます証拠開示の方法が定められております。

一番最初に、検察官が法廷に提出しようとする
いわゆる請求予定証拠を開示するわけでありま
す。その前に、検察官の予定主張を明らかにする
わけでありまして、そうした証拠開示に対しまし
て、開示された証拠の証明力を争うために、弁護
側が今度はそれに関連する、類型証拠と申しま
すけれども、類型証拠についての証拠開示請求が
行われる。その後、弁護側が主張を明示すること
になるわけでありまして、そこで明示された主
張に関連する証拠について、今度は第三段階目
の証拠開示が行われる、こういう手順になってお
ります。

そうした証拠開示の要件等については、もちろ
ん刑事訴訟法に規定がございますし、また、そう
した証拠開示の可否につきまして弁護側と検察側
との間で意見が合わない場合には、裁判所に裁定
請求を行って裁判所が裁定をするという仕組みも
設けられているわけでございます。

ただ、検察の現場の実情について申し上げませ
う、目的とするところは、証拠開示の弊害を避け
つつ、迅速的確な審理計画を立て、争点を整理す
るということでありまして、そうした証拠開示
請求に対しては、基本的に、できる限り誠実に対
応していこうということをやっております。

実際に、弁護士会等からも、検察庁の証拠開示
に対する姿勢といましようか、これは新しい手
続ができた後、格段に出る証拠がふえているとい
うような話を伺うこともございます。

○仙谷委員 従来は、ともすれば、国民に有利な
資料になる可能性のある証拠を検察官が、その存
在を示すことを嫌がったり、それから、それを指
摘されても、いやいや、私どもはそんなものを証
拠請求するつもりはないということに隠したりと
いうか表に出さなかつたり、要するに、証拠開示
をめぐって裁判所で争われて、大変長期にそれが
かかるということがあつたわけでありまして。

さらに、今局長がおっしゃつた、第三段階の関
連する証拠といふふうなものについては、ほとん
ど存在を認めなかつたり、あるいは、証拠請求は
もちろんしないし、開示もしないといふふうなこ
とがあつたわけでありまして。

今、ここで最近の高裁判例、最高裁判例とい
ふようなものを改めて見てみますと、犯罪捜査規
範により、警察官、検察官が作成及び保存が義務づ
けられている備忘録といふふうなものについて争
いが随分あるように読み取れます。近年、平成十
九年ですか、広島高裁の平成十八年の事件、名古
屋高裁の平成十九年の事件を引用しながら、それ
に反論して、検察官の特別抗告を棄却した最高裁
の決定というのが出ております。

こういう観点からいうと、証拠開示の請求が
あつた場合に、この種関連する証拠についても
まずは裁判所のインカメラによる証拠物といいま
しょうか、あるいは証拠書類の検討に速やかに付
す、そういうふうなこと、あるいは開示命令、開
示に関する裁判所の決定を受けて、円滑な整理手

続あるいは公判の進行に資するように積極的に協
力するんだという構えは、法務省にはおありにな
るんでしょうか。

○大野政府参考人 備忘録をめぐる証拠開示
の可否につきましては、確かに今委員御指摘のよ
うに検察側の考えと弁護側の考えが食い違つてお
りました。これは最高裁まで行きまして判断が示
されたわけでございます。

したがいまして、当然検察側としては、今後、
こうやって最高裁の示した判断に沿つて運用をし
ていくということになるわけでございます。

○仙谷委員 従来、備忘録以外の問題、証拠物
等々に関しても、どうも現在行われている公判前
の整理手続でも、存在しないといふふうな釈明を
堂々となさる場合が多いようでありまして、弁護
人がある種の特定制をして開示の要求をしたとき
に、ちよつと表題が違うとかなんとかで存在しな
いとかということを、割と私どもも言われてきた
わけでありまして。

その問題以前に、手持ち証拠のリストを全部開
示すれば、存在しないとか存在するとかという矮
小な議論にならないで済むと私は思つておるので
ありますが、この存在しないと言ふ検察官が、事
前の公判前整理手続の中で釈明をするということ
ではなくて、これは、全面的に証拠リストだけ
は開示をするといふか提示をするといふことが
必要だと思つておるのでありますが、その点は
いかがですか。

○大野政府参考人 今御指摘の点は、検察官手持
ち証拠の全面開示あるいは手持ち証拠リストの開
示という御主張かと存じます。この点につきまして
は、今回の刑事訴訟法改正の立案の段階でもか
なりの議論がございました。

確かに、証拠開示を広く行うということは、一
面、弁護権をそれだけ手厚いものにするというよ
うな長所がある反面、他方で、客観的には証拠開
示の必要性がない、つまり事件の関連性がなく、
しかも、逆に関係者のプライバシー等に悪影響を
及ぼすという弊害のあるような証拠もございま

す。
そうなりますと、そうした証拠が、いわば無限
定に開示されていくということにやはり弊害があ
るではないかというような議論の中で、先ほど申
し上げましたように、争点整理、証拠整理と結び
つけた形で、開示の必要性と開示に伴う弊害の双
方を勘案して、逐次証拠開示を進めていくとい
うやり方が採用されたわけでありまして。そして、弁
護側には、従来は認められていなかった開示請求
権というようなものも認められたわけでありませ
うし、先ほど申し上げた、裁判所による裁定の仕組
みも導入されたわけでございます。

そうしたことで、全面開示をすべきである、あ
るいはリストを開示すべきであるという御主張は
ございませうけれども、現行法に盛り込まれたそ
うした証拠開示の仕組みを活用していくことによ
つて、その弊害とメリットの双方を調整して実現す
るような現在の仕組みにそれなりの長所があるん
じゃないかというふうに考えているわけございま
す。

○仙谷委員 いや、私が言っているのは、すべて
を全面的に開示せよなんてことを言っているん
じゃなくて、まず証拠リストを提示する必要があ
るんじゃないかと。

その中に、これはプライバシーに関するものだ
から、あるいは事件との関連性が全くないからと
かいうことをちゃんと提示しながら、開示を自分
の方が必要がないという理由を公判前整理手続で
おっしゃれば、果たしてそうなのかどうなのかと
いうことを裁判官が、例えばインカメラで見ると
いふふうな方法で開示請求を、これは開示まで必
要ないじゃないですかというところが、裁判官と、
その三者の間で協議をすれば、それは容易に解決
のつく話だと私は経験上も思つているわけであ
る。

それを、検察官の裁量権の頭の中で、つまり、
そんなものは開示の必要性がないんだという検察
官の判断だけを示すことによつて、その判断が合
理性があるのかないのかということとは検証されな

いわけですから、その場限りでは。だから、まずは証拠リストは示して、そういう意見をおつけになるということが望ましいというか、そうしない、今までと余り変わらない、悪くすると変わらないことになってしまふんじゃないかということをおし上げておるんですが、いかがですか。

○大野政府参考人 私、先ほどお答えしたのは、確かに手持ち証拠そのものの全面開示について申し上げました。今委員の特におっしゃいましたのは、リストの開示ということでございました。

このリストの開示につきましても、立法過程の議論で申し上げますと、供述調書、鑑定書、証拠物といった証拠の標目だけが記載された一覧表を開示しても、これは意味がない、わからないということになりまます。そうなりますと、今度は、その一覧表に証拠の内容や要旨も書き込まないと、確かに何が中身になっているのかわからないということになるわけでありまますけれども、そうした一覧表に中身を書くということになりまますと、開示の必要性やあるいは開示に伴う弊害を度外視して検察官手持ち証拠をすべて開示するのに等しいことになりまます、やはり適当ではないのではないだろうかというように考えております。

また、手持ち証拠と申しましても、非常に膨大でございます。それにつきましても、一覧表を作成するということ、現実的に見て必ずしも現実的ではないのではないかとというような問題点もございまして、そうした主張は立案段階でもございまして、たけれども、結局採用されなかったという経過がございます。

○仙谷委員 さはさりながら、そうはおっしゃるけれども、結局、刑事事件の弁護人が最も苦労するのは、どこかに隠されておった検察官手持ち証拠の中にアライバイを証明するものがあつたり、あるいは有罪立証を崩す反対有力証拠があつたりしたという歴史的经验に基づいて、私もそういう経験を何度かしていますから、それで申し上げているわけなんです。

だから、おっしゃった、プライバシーとか、立

証とほとんど関係ないということならば、そういう注記をして、別にその中身をそこへ書く必要はないわけで、標目ぐらいは、リストぐらいは全部さらさないと、やはり検察官はどこかに検察官の立証にとって不利な証拠をお隠しになっておるのではないかとということになるわけで、そういう事件になった場合に、これは三日や四日や五日で裁判を終えるときか、そういう簡単なものじゃなくたって、公判前の整理の手続でそこそこ詰めてやっておかないと、ただでさえこれは拙速裁判になる可能性があるというふうな、非難を受けたい裁判期間といましようか時間を実現するためには、この開示の問題と次の次に申し上げる保釈の問題を解決しておかないと、弁護権、防御権を全うすることはできないと思ひますので、これは裁判所でまた争われることになるのかもわかりませんが、この問題が絶えず裁判所で蒸し返して争われるというようなことは、裁判員裁判といましようか、短期間の集中審理がうまくいかないということになりますので、この点は、検察庁、法務省はよくお考えになつた方がよろうかなと思つております。

次に、二号書面請求というのがあります。私も、争う事件を担当する弁護人からいえば、こここそ大問題。普通の方は、この三百二十一条一項二号による二号書面請求というのが、ここそすべての裁判になつた人の恨み骨髄の規定になつておるわけでありまます。今度は、公判での証言といまいますか、公判廷に出て調書も朗読をされた、そのことをもつてもし調書が証拠とされることになつても、そのことをもつて、つまり、公判での直接主義で裁判が進められるという前提になつておるようでありまますから、検察官の立証のやり方についてのこの二号書面請求について、どういふ方針をお持ちなのか。つまり、なるべくこんなものを請求しないでいいような立証にするという気構えなのかどうなのか。従来は、もう二号書面を請求することは当たり前だというふうな立証方

針で刑事事件というのは進んでおりまます。この点、いかがでございますか。

○大野政府参考人 裁判員裁判は、やはり公判で裁判員に心証をとつていただくわけでありまますから、その意味で、公判における証人尋問に主力が注がれることは申すまでもございませぬ。

ただ、公判における証言が捜査段階の供述調書、供述と食い違ふ場合もあり得るわけでありまます。ただ、そういう場合も、やはり裁判員にきちつと心証をとつていただくという観点、あるいは直接主義といましようか口頭主義の観点からすれば、できる限り公判における証人の弾効によつて真実を証言してもらふということに力点を注ぐことにならうというふうな考えております。

ただ、その場合でも、どうしても真実の証言が得られないという場合には、やはり刑事訴訟法の規定に従つて二号書面を請求するという場面もそれは残るだろうというふうな考えております。

○仙谷委員 特に信ずるべき状況になければ二号書面といふのは本来は採用されないうですが、裁判所の方も割と安易に、二号書面が請求されたら、はい、ではいただきましよう、あとは信用性の問題ですみたくないことで採用してきた嫌があるわけですね。

この特信性問題とも関係するわけでありまます。要するに、自白の任意性、それから、相共犯者の供述といふふうなものがどういふ状況下で検察官や警察官に対して供述されたのかということ、ちよつと考え方が違ふ、レベルが違ふ問題でもありまます。しかし、実態の生の事実として、調べに対してどのような態度でどのように供述をしたか、その前後関係はどういふときにそういう供述が出てきたかどうかということに関する問題だと思ふんです。

被告人、被疑者の供述についての可視化の問題、取り調べの可視化の問題といふのがあつたわけでありまますけれども、この二号書面を出す場合の特信性状況をもし立証されようとするのであれば、これこそ、ちゃんと録音、録画をして提示を

すれば、法廷に出せば、これにまさる特信性の証拠はないというふうには私に思つております。

だから、相共犯者とか、あるいは結果として被告人にはならなかつた人の供述といふふうなものごとられた経緯を、二号書面請求をするとかなんとかということをおやめにならないのであれば、この取り調べの可視化の問題として、やはり全面的な可視化、つまり、現時点で言えば、そこに固定カメラがついていますね、これで取り調べ期間中延々と、だれも、こういう固定カメラのことを意識してしゃべつてゐる人はほとんどいないと思ふんです。これを、今の録音技術といましようかデジタル化された技術だと、非常に廉価に全面的に録画できるわけですね。

これは実は、この種のもの、編集もしやすいけれども、時間との関係で、何時間全面的に録画してあるものかというところは、そのところがわかれば編集のしようといふのは余りないと思ふんです。それで、不要になつたものはまたもう一遍使える、別の場面を映すことができるというのがこのデジタル化された技術でありまますから、これは部分的な可視化とかなんとかやこしいことを言わないで、特信性立証のためにも可視化を全面的にお進めになつたらいかかと私は思ふんです。いかがですか。

○大野政府参考人 今委員が御指摘になりましたのは、二号書面の採否との関係で、特信性を立証するために取り調べを可視化したらどうか、こういうお話でございました。

ということになりますと、いわば可視化の対象になる取り調べは参考人の取り調べということにならうかと思ふわけでありまます。参考人につきましては、これは訴訟手続の話になりますので、釈迦に説法でございますけれども、参考人の供述調書を証拠請求し、弁護側がそれに同意しない場合には、その書面は基本的には証拠にならずに、証人尋問の形になるわけでございます。

に証拠として受容されるという被疑者の場合とま
ず、ちよつと局面が違う場面があるということ
を申し上げたいというふうに思います。

それから次に、それでは参考人の取り調べで
ありますけれども、参考人は千差万別でござい
ます。目撃者あるいは街角で事情を聞くような
場合もあります。捜査現場からいたしますと、
最近是非常に参考人の協力を得ることが難し
いわけでございます。

そうしたことから、参考人になるべく負担を
かけないで事情を聞くというような観点から
すると、録音、録画を義務づけるというこ
とはいかがでしょうかというふうに考えてお
ります。

ただ、身柄が拘束されている被疑者が、共犯
との関係では、実は参考人といいたしまし
ょうか、そういう立場に立つ場合がござい
ます。実際に検察が録音、録画を試行して
いるのは、これはもちろん任意性の立証の
ためであり、特信性の立証のために用いた
例がございまして、これは裁判所によって
受け入れられておるところでございます。

○仙谷委員 刑事局長、余り私の質問を散らさ
ないで。
私が言っているのは、街角の話をしてい
る話ではないんですよ。あるいは任意で調
べを、まあ任意の場合も、検察庁とか警
視庁の取り調べ室へ連れ込んでやる場
合には、私は、いざというとき、やはり
ちゃんと録画したのを、全面録画したの
を持っていらつしやる方がむしろ捜査
側にとつてもいいんじゃないかと思
います。

二号書面請求というのは、共犯者だけ
でも別法廷で行われているとか、ある
いは釈放されたとか、我々から見ると、
弁護人から見ると、弁護人から見ると、
この検事と共犯者はどこで取引したん
じやないかみたいな、こういう話を、
ちゃんと録画しておけば、あらぬ疑
いもかけられないで公平な判断を受
けられるんじゃないか。だから、むし
ろ取り調べ官署の中で、役所の中
で、検察庁や警察関係調べ室の中
でやる分については、全部固定カメ
ラで

ちゃんと録画しておけば問題ない
じゃないんですか、こういうことを
言っているわけでありまして、
時間が少なくなってきたので、
裁判所にちよつと聞いてお
きます。

今度の裁判員裁判の中で一つの
大問題は、評議の問題であり
ます。全く経験のない裁判員
に対して、いろいろ裁判官が
評議の前に説示をされるの
か何か知りませんが、やはり
裁判所のある種の、よくもあ
しくもリーダーシップとい
いましょうか、これがないと、
なかなか裁判実務としての
評議が実質的に成立しない
可能性があるのではないかと
思います。

そのときに、今どうも模擬裁
判を見ていますと、裁判官の
方から、被告人というものは
有罪になるまで無罪である、
推定無罪である、無罪推定
がまず働くんだということ
をおっしゃる裁判官が全く
と言っていいほどいないとい
うふうに入ってくるので、
要するにゼロから出発して
有罪認定するに合理的な疑
いを入れない程度の立証が
できているかどうか、この
ことなんだということを、
ちゃんと素人にわかるよう
に説示の中で説明されるこ
とになつていくんでしょう
か。いかがですか。

○小川最高裁判所長代理者 お
答え申し上げます。
今の御指摘の点は証明の程
度ですね。検察官が立証責任
を負うという、それからそれ
は合理的な疑いを超える程
度の立証が必要であるとい
うこと、それから証拠裁判
主義でございますね。そう
いった重要な裁判の原則
というのは、裁判員を選任
したの後に、検察官と弁護
人がいるその場で御説明を
するというふうなことにな
つております。実際の審理
の中でも、検察官もあるい
は弁護人も、個別の事件
の審理の中でそういうこと
に即して主張もされますし、
それから評議も、いろいろ
中間のところもあります
が、そういう中에서도、事
件に即して裁判官の方
から、今言った原則的な
ものというの御説明をする
というふうなことになつて
おります。

○仙谷委員 時間がござい
ませんので、この辺で締め
くくりに入りますけれども、
要するに、刑事裁判にとつ
て一番重要なことは、予断
排除の原則といつてもいい
でしょう、その関係でい
いますと、特に重罪事件の
場合には、ある一定期間は
相当の報道量があります。
悪性の報道があります。こ
の間は、例えば小沢代表の
事件についても、訴因とは
全く関係がない、玄人が
見れば、それはいつの
話をしているんだと。五
W一Hで、いつ、だれ
が、どのようにしたのか
という点を全く混同して、
もう膨大な情報があります。
重罪事件の場合には、お
もろおかしいうなことを
おどろおどろとテレビ、
新聞でもなされる場合
が相当あります。
弁護人の技術は、余り早
々と、拙速な裁判に協力
するような格好で、検察
官の言うことにゴムの
スタンプを押して刑務所
へほうり込むようなこと
のお手伝いをしてはなら
ないというのが弁護人の
仕事の一つだといふふう
に、大体伝統的には教え
られてきているんですよ。
要するに、拙速裁判を
いかに避けるのか。ほと
とほりを冷まして、真実
をどうやって発見する
のかということが一つの
重要なテーマなんです
よ。

ところが、今度の裁判は、
三日で終わるとか四日
で終わるとか、そういう
ことをうたい文句にして、
多分一割くらいは存在
する、あるいはもうちよ
つと存在するかも知れ
ませんが、争いのある事
件、それは情状について
だけの争いなのか、争
いもありません。ある
いは訴因そのものにつ
いての争い、皆さん方
の御迷惑、御苦勞を考
え、早くやらなければ
いけないということ
で拙速になつて、被
告人の防衛権が侵され
るということだけは避
けなければならぬ。つ
まり、そのことをや
つて冤罪がそこで生ま
れた瞬間に、この裁判
員裁判の權威という
か信頼は大きく揺ら
ぐと私は思っているん
です。

て終わりたいと思
います。
○小川最高裁判所長代理者 お
答え申し上げます。
刑事裁判の目的は、
被告人の権利を保障
しつつ、事案の真相、
これを解明していく。
これが損なわれては
いけないので、とに
かく早くやればい
いということでは
ないと思つて、す
から、必要な審
理は必ず尽くす
ことであらうと思
つております。

○仙谷委員 裁判は生き
物ですから、ぜひそのよ
うにしたいだ
きたいと思
います。
○山本委員長 次に、
河村たかし君。
○河村(た)委員 河
村たかしでござ
います。
私も本
当に皆さんにはお
世話になりまして、
ありがとうございます
と思
いますけれども、
中小企業を
ずつとやつて
きまして、本
当にトラックに
乗るのもフォ
ークリフトに
乗るのもど
えらいうまい
んですけれど
も、名古屋の
皆さんのお
かけで出さ
せていただいて
、いろいろな
委員会を
やりました
けれども、こ
ういう場で
やらせて
いただく
と、つくづく
思うのは、
本
当に税金で
食うとい
うのはあり
がたいこと
です。これは
ぜひ、き
ょうは
何人かお
みえにな
りますので、
よくよく
そういう
ことをお
忘れにな
らぬよう
に。
税金を
払う方は、
去年の秋
口ぐらい
からど
えらい苦
しみです
よ、本
当に。だ
れでも、
税金で食
う方は
極楽。こ
うい
う八百
長の社
会を正
すのが、
本
来、議
会の役
割だとい
うこと
で、私
はこれ
を庶
民革命
と言つ
てお
ります
けれど
も、政
治とい
うのは、
そも
そもこ
れは
国王と
庶民の
延々
たる闘
い
だつた
んです
。だ
れ
でも、
議
会が
国王
側につ
いた
ん
で
は
な
い
か
と。後
で
ち
よ
つと
大
臣に
も聞
きま
す
け
れ
ど
も。
何
で
か
と
い
う
と、
収
入
が
税
金
に
な
つ
て
し
ま
つ
た、
全
部、
議
会
と
か
政
党
の、
税
金
で
食
う
人
と
い
う
の
は
役
人
で
す
か
ら、
今
苦
しい
方
は
税
金
を
払
う
方
で
す
か
ら
ね。
本
当
に
税
金
を
払
つ
て
お
る
方
の、
商
売

やっている方なんかは本当にこけです。銀行のために毎日生きておるようなものだ。これは一体どうなっておるんだ。

では、そもそも議員は本当にそういう人たちの味方なのか、何のために議員と議会があるんだということをつくづく考えながら、総理をねらう男でございましたけれども、このたび名古屋の総理の方を目標させていたきたい、こういうことになつたわけでございます、皆さんにおかれましては、ぜひ庶民革命、議員はあくまで納税者の方の味方をしてもらわなければいかぬ、国王の味方をしてはいけませんということを要望させていただきますかと思ひます。

それで、特に法務の方は何遍もやってきましたけれども、これも予算委員会におりましたときに、民主党の幹部の方から、名古屋の刑務所とんでもない暴行事件がある、それで、こんなものでは話にならないので厳しく追及して、森山さん、おみえになるけれども、ちよつと言ひ方は悪いですけれども、森山法務大臣の首をとつてくれと。本当のことを言ひますと、そういう話だつたんです。

私も、新聞報道から、ここでやつておる議論、あれは国会から始まつたんですから、刑務官が暴行したと。名古屋の刑務官が暴行して、受刑者を二人死に至らしめて、一人はけがをさせたということをやつた。真相、わからへんじやないですか、はつきり言ひまして。

それで、聞くところへ行つたら、みんな法務省の説明ばかり。それからマスコミを見るばかりというところで、ほぼ一回、そうだと思つて、刑務官が暴行した、とんでもないという質問をしましたところ、これはもうそだとわかつた。これは後で言ひますけれども。

これで、私はこの委員会です謝罪しまして、彼らに対する罪を償うために、延々と、もう四、五年になりますか、やつてきておるけれども、こんな明らかなことでも後戻りできない、この委員会と司法というのとは一体どういふものかということ

で、これは大臣、今回の事件だけにとどまらず、これはまた今から言ひますけれども、先ほど言ひましたように、被告人の権利を守りながら真相を追及するといつて、こんなに国会でやつて、僕がこれだけ提示しても、法務省たる者がおつても、こんなばかげた公判が維持されているということ、今後のためにも一遍検証せにやいかぬ、これは本当に。何でこんなことが起きてしまつたのか、後で言ひますが。

これは一般的にテーマに置きかえてもいけれども、こういう法務委員会とか、委員会が間違えたときなんかには、どうやつてそれを正していくのかということについて、一遍御協議いただきたいけれども、どうですか。

○山本委員長 理事会で協議します。

○河村(た)委員 こうやつていきますと、一応足跡が残りますのでということでございます。

○小川最高裁判所長官代理者 一般的に申し上げますと、第一審で経験則違反の判決が仮になされたといつたしますと、それは控訴理由になるということでございます。

控訴審において、それが経験則違反だといつた断がされて、事実誤認があるんだ、そしてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかだ、こういう判断がされるということになれば、それは原判決が破棄されるということになると思ひます。

またそれは、上告審においてもそれは経験則違反だといふことが認められて、その結果、判決に影響を及ぼすという重大な事実の誤認があるんだ、かつ、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する、こういうことが認められるという場合は、その判決は破棄されるということになります。これは一般論でございますけれども。

○河村(た)委員 最高裁で確定してしまつた場合、後でちよつと内容を言ひますけれども、

ちよつと一般論で言つていかぬと、後で逃げられることはわかつていますので。

最高裁で確定してしまつた、明らかに世の中であり得ないことが、その場合はどうなるのですか。

○小川最高裁判所長官代理者 最高裁で仮に確定したといふか、どこで確定するかわからないと思ひますけれども、確定すれば、それは確定した判決の効力ということで、法的に尊重されると思ひます。ただ、再審とかそういうものもございませぬ、それはまた手続が始まるということもあるかもせれません。

○河村(た)委員 小川さんにちよつと聞きたいけれども、水道の水を一・五メートルぐらいの距離から人間にかけて、肛門が切れて、直腸が切れて人間が死ぬと思ひますか。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。なかなか、そういう個別の話でございますけれども、一概にどういふふうにお答えするというのはちよつと私、難しいと思ひますので、ちよつとお答えは御勘弁いただきたいと思ひます。

○河村(た)委員 いやいや、お考え自体。あなた、人間として生きておるわけでしょう、人間として御立派に、最高裁の、あの裏口からしか傍聴に入れぬところで、あそこで生きておられる、人間の、自分の、自然界の……朝、顔を洗われるわけでしょう。水道の水で洗つていられる。その同じ水道で、一・五メートルぐらいの距離から水をかけられた人が死ぬと。

これって何とも思わぬのですか。あり得ないんじゃないんですか、素朴に言つて。

○小川最高裁判所長官代理者 繰り返しになつて申しわけないんですが、なかなか、どう思うかとおつしやられましても、それは一概に言えないと思ひますので、ちよつとお答えは差し控えたいと思ひます。

○河村(た)委員 だから、こういうことから冤罪といふのは起こるんです。

こんなの、はつきりしゃべればいいですよ。水道の水であつたら、それが本当の水道の水であつて、通常の使用によつて、それを一・五メートルから水をかけたところで、死ぬわけじゃないんですか、そんなもの。それなら、手を当てたら、何でこれがずたずたに切れぬのですか。そのぐらいつつたらどうですか。ごく常識人の感覚としてですよ。

○小川最高裁判所長官代理者 再度の御質問で、また私、繰り返してお答えして申しわけないんですけれども、ちよつとお答えは差し控えさせていただきますかと思ひます。

○河村(た)委員 こんなばかな話はない。もつと直截に話をすればいいんですよ、一般論としてだけと言つて。

この間、お見せしたでしょう。あのときおみえにならぬかつたかな。厚生労働省の水道課ですか、通常の水道水で事故をした例は一件も聞いておりません。それから名古屋市の水道局、一件もありません。それから、これは個別になりますけれども、当時、刑務所で使われていた荏原のポンプ、実物、製造メーカー、今まで、過去、同型種を入れて、何千万台ですか、使用によつて一度も事故はありません、こういうふうによつておるんですよ。

そういうところでも、一般的にですよ、答えられないとしか言えないんですよ。それが常識なんですか。裁判官には常識は語れぬのですか。何なんですか、もう一回、ちよつとしゃべつてくださいますか。

○小川最高裁判所長官代理者 何度も繰り返しになつて申しわけないんですけれども、ちよつとお答えは控えたいと思ひます。

○河村(た)委員 何遍も言うから言ひますと、本当に大臣、私、これは引き継いでいかないといかぬもので、後で聞きませうけれども、あなたの部下ですけれども、刑務官が今の嫌疑で、みんな今有罪判決を受けて、民事は確定してしまつておるんです、最高裁で、国家賠償請求が、みんな地獄の

苦しみを味わつておる。その端緒は、何と国会だつたということだ。

つい五、六年前は、この国会の法務委員会、今と全然様相が違います。とんでもない刑務官だと。そのときの刑事局長が今の検事総長をやつておられる樋渡さんですよ。それから当時の官房長が今東京高検の検事長の大林さんですよ。五年前は全く違つておつたんですよ。

そういう人たちはみんな偉い様になつておるじゃないですか。そのときに猛烈にバッシングして、その刑務官たちが地獄の苦しみを味わう。それで国会は後は知らぬ顔。最高裁に言つたつて、ろくに、当たり前の答弁もようせえへん。

なぜこんな過ちを生じたのか。それでなぜ国会と法務省は後ろ戻りできないのか。これは本当に、よほど考えないといかぬですよ。

ということでも、もう何遍も言つておりますけれども、革手錠もありますけれども、革手錠をやつて、ベルトを引つ張つて、それで中の血管が切れることはあると思ひますか。中ですよ、表面じゃないですよ。そんなのあるわけじゃないですよ。こんな話は、ちよつと考へれば。実験をやればすぐわかるけれども、法務省は絶対実験をやらぬのよ。こんな残酷な話がどこにあるかということですよ。

ちよつと事実を確認しておきますけれども、委員長、この間、資料を出しましたけれども、あの五年前に国じゆう大騒ぎした事件の放水というのは、実は消火栓というのは屋外消火栓とあつて、僕も間違えただけけれども、ここに消火栓と書いてあるんですよ、刑務所の中にある消火栓です。そこから消防用ホースを三本とつて、ホースは消防用ホースだ、それから筒先も、ダブルアクションノズルといひまして、消防に使うものだ。だから、消火栓といふところから水をとつたら、それはいわゆる消防の水だと思つたわけ。私も思ひました。いわゆる出初め式に使う高圧ホースだ。ただけれども、何と屋外の消火栓といふのは、それは実は、そこまでは普通の水道なんですよ。そ

こからつないで、普通の場合、消防車に一人つなぐんですよ。消防車に消防用ホースをつないで、消防車でポンプで加圧して、それを消火に使つて、こういう順序なんです。

だけれども、これはちよつと矯正局長に確認しておきますけれども、何遍も答弁いただいておりますけれども、あの十二月の名古屋刑務所の当該事件のとき、あのときは、屋外消火栓からホースをつないで、ホースは消防用ホースだつた、筒先も消防用のノズルだつたけれども、その間には加圧はなかつたですね。

○尾崎政府参考人 委員御指摘の消火栓と申しますのは、所内の各所に給水される給水管、いわゆる水道に接続されていたものと承知しております。

水道に送水する際は一定の加圧が加えられておりましたけれども、その後、そこから取り出して、委員御指摘のように、何か消防自動車のような加圧ポンプで加圧したということとございませぬ。そのように承知しております。

○河村(た)委員 大臣、今よく聞いておいてもらつたですね。

いいですか、水道の前にポンプがあるのは当たり前ですよ。水道用の送水ポンプ、四キロぐらいに加圧しておるらしいんですよ、そこからとつて、消防用器具は使つた、使い古しのものだつたんだけれども、穴もあいておつただけだ、そこから加圧してはいない水だつたんですよ。

これで大臣、今の話を聞いておつて、そういう水を、ちよつと言ひ方は悪いけれども、本当にノズルをしりの穴に突つ込んで、それなら別ですよ。うちまみれになつて、最後はそうなるらしいんですよ、そういう人を、ふるへどうして連れて行けぬ人の体を、一・五メートルから洗つた。刑務官たちは、後でタオルでふいておるんですよ。それで本当に肛門が切れて死ぬと思ひますか。大臣、どうですか、今の話を聞いて、後ろのお偉い様に聞かずに、本当に常識で答えてちよ

うだい。

○森国務大臣 後ろの偉い様というのは無礼千万だよ。僕の秘書官だよ。(河村(た)委員)ごめんなさい。失礼いたしましたと呼ぶ言葉に気をつけて。(河村(た)委員)はい、わかりましたと呼ぶ。お答えすると、今、公判係属中のケースについて、法務大臣として答弁するのは控えます。ただ、AであればBということであつて、それが仮に真実あるいは経験則であつても、私は、委員からの、これはAだということ、それからBだということを確認できませんから、それについては何とも申し上げられません。

○河村(た)委員 しかし、一遍調査してみようということ、これは再発防止義務といつて別にあるんですよ、私は行政には何遍も言つておるけれども、これはもう確認されてますよ、前の矯正局長なり法務省の場合。

だから、要するに、衛生管理が必要なふん尿が常に落ちにくいわけです。うちちよつといふのはそういうものらしいですよ、私も聞きました、かりかりになつちゃうと。だからデッキブラシなんかで洗わなきゃいかぬことになるから、水量だけざあつと出るといふ処遇はしてはいけないか、いいのかわからないから、少なうとも、法務省の中庭でもどこでもいいですよ、大臣、裁判とは別に、将来のために一遍実験してみようじゃないかというお気持ちにはならぬですか。

○森国務大臣 先ほど申し上げましたように、まさに公判係属中のケースでありますから、私から答弁するのは差し控えます。

また、今は委員がそういうふうにおつしやいますけれども、その状況と全く同じことをそんな簡単に再現できるかは私と思ひません。

○河村(た)委員 いや、これは実は簡単にできるんですよ。当該名古屋刑務所へ行けばいいわけですよ。これは実はよくわかつておる。むしろ失敗したんだ。消火栓からとつておるから、直感的にいひゆる消防用の放水だと思つちやつたんですよ。

私も京都で実験をやりに行きました。これは消防設備でやつちやつたんですよ、圧力だけ〇・六キロに合せて。消防用設備の人からすると、〇・六キロなんて物すごく低い水压で、そんな水压じゃおかしいじゃないですかと言つておつたんだけれども、それから厚生労働省にかけたら、厚生労働省の人が、いや河村さん、これは実は普通の水道なんだから、水道でやらなきゃだめですよということになつて、わかつたんですよ。

だから、今、名古屋刑務所に行きますと、当時のポンプと同じものがあるかどうか知りませんが、でも、要するに、井戸水を揚げるポンプが要りますわね。それでタンクに入れて、そこから、ここでもですよ、こういうところでも、一般的な水道水、一たんやはりポンプで加圧するわけですよ。これはそれでやつています。

だから、どこでもいいんですよ、どこも同じですよ、パスカルの原理で。大臣、昔習つたと思ひますけれども、とめておるときですけれども、水圧をかけるとみんな同じところから出るので、どこからでもそこに通つておるんですよ。もし同じだつたら、そこに消防用ホースを三本なら三本つないで、当該ダブルアクションノズルもありますから、それをそのままかければ同じ実験ができます。

ですから、本当にこれはやられたらどうですか。刑務官といふのは大臣のかけがえのない部下ですよ。よく話として、刑務官は通い修行で、物すごい苦勞があるなんて格好いい話ばかり幾らでも出てきますけれども、実際に困つておる人を救わぬといふのはおかしいと思ひますよ。どうですか、大臣。

○森国務大臣 ですから、公判係属中のケースで

すので、私から答弁申し上げます。
○河村(た)委員 こういうことなんですけれども、これはいいんですかね、本当にこういうことは、裁判所なんて全然だめじゃないですか。一たんされた誤解、消火栓からとった水はいわゆる高圧放水である、国会と法務省、それからマスコミが断定してしまつたら、もう戻れない。この日本の司法、これは本当に大丈夫ですか。裁判員制度をやつておるから特に言うんですよ。日本というのは、原点のところ間違えたときに戻れない国になつておるんじゃないの。
○河村(た)委員 いや、それは間違つておるから、明らかなに、それは、法務省は国会に明らかに中間報告として報告しまして、ここにですよ、委員会に。五年前、その議論ばかりやつておつたんですから、ここで、消防用ホースで高圧の水をかけたという前提で。
○河村(た)委員 何か火事をやつた場合、山火事になつた場合は、放火した人は責任ないんですか。後は消防署の責任になるんですか、これは、どうですか、局長。
○尾崎政府参考人 委員御指摘の告発につきましては、その当時の調査結果からそのような告発に至つたものというふうには承知しております。そのほか、名古屋刑務所事案にかかわる個別の事案につきまして評価をお尋ねでございますけれども、現在公判係属中の事件にかかわる事柄でございますので、答弁を差し控えたいと思つております。
○河村(た)委員 まあ正義がないですわ、これは。組織を守るためには全部覆い隠す、こういうことですよ、これは。裁判じゃないですよ。自分たちが国会で……。
○河村(た)委員 何が悪いんですか、一体、自分の責任で書いた文書ですよ、これは。裁判に行つたら、後は全部そつちのせいになるわけですか。

あります。違つていたわけだよ。告発だつたら、これは明らかに法務省の仕事ですよ。それは自分で訂正しなくてもいいの、大野さん。
○大野政府参考人 先ほども申し上げましたように、現在、この事件は高裁の有罪判決を受けて最高裁に上告中であるというふうに理解しております。そうした現在進行中の事件につきまして、法務当局から意見を申し上げるのは適当でないというふうに考えております。
○河村(た)委員 いや、それは間違つておるから、明らかなに、それは、法務省は国会に明らかに中間報告として報告しまして、ここにですよ、委員会に。五年前、その議論ばかりやつておつたんですから、ここで、消防用ホースで高圧の水をかけたという前提で。
○河村(た)委員 何か火事をやつた場合、山火事になつた場合は、放火した人は責任ないんですか。後は消防署の責任になるんですか、これは、どうですか、局長。
○尾崎政府参考人 委員御指摘の告発につきましては、その当時の調査結果からそのような告発に至つたものというふうには承知しております。そのほか、名古屋刑務所事案にかかわる個別の事案につきまして評価をお尋ねでございますけれども、現在公判係属中の事件にかかわる事柄でございますので、答弁を差し控えたいと思つております。
○河村(た)委員 まあ正義がないですわ、これは。組織を守るためには全部覆い隠す、こういうことですよ、これは。裁判じゃないですよ。自分たちが国会で……。
○河村(た)委員 何が悪いんですか、一体、自分の責任で書いた文書ですよ、これは。裁判に行つたら、後は全部そつちのせいになるわけですか。

告発した人は、告発した人の責任がありますよ、当然別個に。そうじゃないですか、これは。
では、水は高圧でなかつたのか、あつたのか。どつちなんですか、これは。
○尾崎政府参考人 まさに委員御指摘のように、その水圧がどうであつたのか、それから、それによつてそういう傷害が生じて死亡に至つたのかどうか、この点は現在係属中の刑事事件のまさに争点となつておるところでございます。したがういまして、そういう点に関する評価をしましてお尋ねでございますけれども、答弁を差し控えさせていただきますたいと思つております。
○河村(た)委員 だから、これは本当に委員長、後で、僕がおらぬようになってから考えておいてほしいんだけど、現代的冤罪というのがあつたら、私は思うんです。昔の冤罪というのは、やはり犯人が違つていたような場合ですね。今のようになつて、組織を守るために事故や何かを隠すというやつで、真犯人が別にいる場合、特に、組織の上の方の過失だつた場合、現場の人間が、故意犯で、地獄の苦しみを味わつていく。残念ながら、最高裁も、これは裁判所がそれに対する最後のとりでだと言つておるんですか、失敗してしまつたということ。
ちよと森山さんがおみえになるんですけど、これが実はあのこと話です。僕らも追及してきた方です。あれは五年前でしたか、六年前ですかね。これはとんでもないというのが、実はあれは消防用の加圧された水ではなくて通常の水道水だつたという、とんでもない失敗ということですね。
○河村(た)委員 そういふことを、何遍も言つておられますけれども、尾崎さん、これは調査せぬと。検事の偉い様に言うのは本心に心もとないんだけれども、これは犯罪を構成するんじゃないんですか。調査をすれば容易にわかっている。もうわかつてきましたよ、自分でしゃべつておるんだから、普通の、通常の水だつた。それで、厚生省も名古屋市も、ポンプをつくつた荏原も、とにかく一切

けがはなかつたとはつきり書いておるんです。当たり前じゃないですか、そんなこと。ここで水道から水をとつて、一・五メートル先からしりにかけたときに、何がそんなことで死ぬんですか。
○河村(た)委員 そんな公判を漫然と維持して、自分の部下である刑務官に地獄の苦しみを味わわせておる、そういうことを放置している。その一番最初の端緒も、尾崎さんじゃないけれども、皆さんの部下である刑務官が告発している。これだけそろつておつて、放置して、刑務官に不利益を与えるのは、公務員職権濫用罪かね。これは何か犯罪にならないんですか、本当に。どうですか。
○尾崎政府参考人 行政調査をすべきではないかというお尋ねだと思つておられますけれども、いづれにしても、繰り返すにようになります。この事案につきましては、いづれも現在刑事裁判として係属中でありまして、まさに御指摘の争点となつておつて、攻防の対象となつておるんです。
○河村(た)委員 そういふ点を考えますと、その推移を見守りながら、適切に対処するということに考えていきたくと思つておられます。
○河村(た)委員 そんなことは攻防の対象になつたらんですわ、そんなもの。単なる誤解があつただけのこと、皆さんがそういうことを言つたものだから、裁判所だつて、検察官と、それから国会とマスコミがこれだけ有罪であると断定したものをようひっくり返さぬだけです、はつきり言ひまして。
○河村(た)委員 委員、こういうのをどうしたらいいんですか。国会が間違えたのをどうしたらいいんですか。私は、五年前の、ちよと森山さんに答えてほしいぐらいですわ、本当に、あのときのことを、みんな、私に何を言つたのかという話ですよ、そのときのことを思えば、私も誤解させられていたということでしょう、はつきり言ひます。これは委員長、どうしたらいいんですか、こういう場合。

○山本委員長 私に聞かれても、お答え申し上げかねます。

○河村(た)委員 国会は最高機関だということになっておりますし、国民の皆様に向かって正しいことをやらぬかぬ。少なくとも、冤罪の引き金をつくる機関であってはいけないでしょう。

僕は、ここまで委員として五年間やらせていただいて、しかし、真相解明に向けて何の力もできないんじゃないんですか、こうなってきたら。もう一回聞きますけれども、大臣は法務省のお立場で言われるのでいかぬと思えますけれども、これはやはり委員長ですね。委員長の意見でいいじゃないですか、国会の委員長として。こういう、国会が間違えるというときはないんでしょ

○山本委員長 何ともお答え申し上げかねますので、質疑を続けてください。

○河村(た)委員 いや、これだと困っちゃうよね。後の質問にも関連しますけれども、そう申立だということはないですよ。やはり委員長というのは立派ですから、本来は、本当に、自分の意見を言ってもらわな困りますよ、これは。

ということでございます、委員の皆さんにおかれましては、まあこれで私も御無礼することになると思いますが、こういうとんでもない悲劇がここで行われたということだけは、ぜひ記憶にとどめておいていただきたいところか、ぜひ真相解明のために後を引き継いでいただきたい。地獄の苦しみをしておる刑務官たちを助けてやってほしいと思います。

それでは、あと、議員というものはどういうものかということについて。

今回のこういう議論もそうですけれども、何か党に右に倣えになっちゃってね、大臣。一般論ですよ、今やっているのは、議員個人個人の表決といえるのはできないし、僕は世襲を全部悪いとは言いませんけれども、ブッシュ大統領も世襲でしたけれども、余りにこれはひどいんじゃないかとい

うことを考えたときに、大臣の印象として、まず現状としてどうですか。あるべき国会とか議員というものが大臣のイメージとフィットしているのか、それともそうでないのか、どうでしょうか。

○森国務大臣 私は、河村委員のかねてからの御主張であるパブリックサーバントですね、やはり国会議員というのは公に奉仕するものだということに思っています。それが、現状がどうかというう思いを肝に銘じて国政に邁進することこそが自分の存在証明になると思っておりますから、そういう思いで臨んでおります。

また、あと、党に右へ倣えということですけども、確かにそれは、党議拘束ですかかそういうことは、各政党、党派の方針にいかかかっておるところだと思えますけれども、ただやはり、生命倫理にかかわることとかそういうことについては、場合によっては党議拘束をなくして、議員が一人の人間存在として自分の意思表示をするという場面があってもいいんじゃないかということも思っています。

○河村(た)委員 今回の刑務所の話で、なぜこんなことが起きたかという、一つは、やはり民主党政は追及する側、自民党は守る側ということ、いわば一種の団体戦みたいになっちゃっているんです。だから、攻撃する方は攻撃することばかりで、それはちよつとおかしいじゃないかと、いや、それはちよつとおかしいじゃないかと、なかなかな少数で物事を、例えば法案を出していけるふうにはなっておらぬでしょう。

だから、今の党議拘束の話がありましたけれども、それは大まかなのはいいですけども、議員がもし党議拘束に全部従うのなら、議員の数というのの党の数だけあればいいんじゃないですか。そう思わないですか、大臣。

もし、党議拘束に全部拘束されるなら、今生命倫理と言われたことはあれとしても、そうならば、要するに議員の数というのは党の数だけあれ

ばいいんですか。そう思わないですか。あとは党の職員にしたらどうですか、全部。

○森国務大臣 ちよつと先ほど来の議論を聞いて、自分の所感も含めて申し上げます、河村委員が、自分のある時期の言動に対する贖罪意識を持って、何とかして、自分なりの意思表示をして目的を貫徹しようとなさったその情熱と倫理観とそれから心意気にはまことに心から敬意を表します。

ただ、私の立場で申し上げると、やはり例えば三権分立を尊重しなきゃいけないとか、そういう法務省の立場もありますし、こういう答弁になりますけれども、委員のこれまでの行動に対しては私は心から敬意を表します。

それは恐らく、別に民主黨員としての行動じゃなくて、河村たかし個人としての行動で今日までやってこられたと思えますけれども、私はそのことについては敬意を表しますけれども、やはり政治ですから、それは多くの場合は、政党の目的でもってその所属議員がそれなりの方向性を持って行動するということも、これまたけだし当然だろうというふうにも思っております。

○河村(た)委員 政党政治といいますが、大臣、ここからはちよつと普通の議員の話でいいんですけどもね。

政党に全部となると、いろいろな公約をしますね、議員というのは選挙のときに。有権者というのはやはり公約に従って入れるというのが本当の姿ですね。だけれども、党議拘束というのは選挙が終わってからされますね、その当選したメンバーで。となると、有権者からすれば、約束したことによりも、その後、党によってその議員は行動することになりますので、そうなるのと、有権者というのはいわゆる投票の基準をなくすんじゃないですか。どうですかね。

○森国務大臣 いやいよ法務大臣としての立場を離れませんが、これは最後の機会でしょうか、私も率直に意見を申し上げます。や、私も率直に意見を申し上げます。や、私も率直に意見を申し上げます。や、私も率直に意見を申し上げます。

れた時点で、やはり二大政党を志向した制度だと思わなくては。これはそういうことでもって、おのずからこれは二大政党に収れんしていくのだからというふうには私は思いませんけれども、ただ、例えばアメリカの場合のように、二大政党といつても、いろいろな法案ですとかテーマによつては議員が個々で投票行動をするというようなこともあつたわけですから、やはりこういう時代になつて、議員が、基本的には私は、その政党の一つの目標に向かって同じ方向で行動するということが妥当であると思えますけれども、事によつては、やはり個人個人の意思が尊重されてしかるべき場合もあるということも当然あるというふうにも思っております。

○河村(た)委員 私は議員というのはもつと立派なものだと思わなくて、威張つておるとか金があるという意味じゃないですよ。全国民の代表と書いてあります。特に信託関係で選ばれたんだから、自分に投票した人に対して忠実であるべきだ、そもそも。党は党で、一つのアバウトな感覚はあつていいと思えますけれども、だから、何かあつたときに、やはり議員の理念、自分が投票した人との約束、これが議員にとつて一番重いんじゃないでしょうか、党で決めたことより。これはどうですかね。

○森国務大臣 基本的には私もそう思います。ただ、やはり同じ志を持つ一つの方向に向かって進む者が集まってきたのが党だというふうには考へると、必ずしも党の利害と個人の有権者との約束とが相反するものになるとばかりも限らないと思えます。

○河村(た)委員 そういうことですけどもね。それは、党は党で一つのくりだと思えますけれども。

では、党で決めたことと自分の理念と異なつた場合ですね。イギリスでもあつたんですけれども、イラクへブッシュさんが軍隊を送つたときに、イギリスのブレアさんですかが送りまして、

賛成してくれと云って国会で決議を出しておるんですけれども、このときに、労働党の大臣は、三人ですけれども、上院が一人か、下院が二人だったですかね、これはむしろは反対だと言つて、大臣をやめて反対票を投じておるんですね、議院内閣制の国でも。

こういう姿がやはり、政党はあつても、もつと議員が個人でそれぞれ投票するようになる、政党は、例えば歴史的に言えば、アメリカでいえば、金持ちの共和党とか庶民の民主党とか、多分そういうふうに分かれていきますね、理念、こういうふうに分けるんじゃないかな。

だから、そういうような、どちらか対立したときには、個人の有権者との約束を重要視する。森大臣の場合は、キャビネットにおける場合は総理に従わなきゃいかぬです。なぜかといつたら、党議拘束じゃなくて行政権は一体だからです。

森さんが、いや、これは総理はそう言っているけれども、私はこういう理念でやってきて、有権者にも約束している場合は、そちらに従つて、大臣をやめてでも従う、こういう姿の方が本来の議員、たとえ思われぬでしょうか。どうでしょうか。

○森国務大臣 私は国会議員になつて、もちろん、当初から自民党に所属して足かけ二十年になりますけれども、これまで党議に反した行為をしたことは一度もありません。強いて言うならば、党議に反するほど党と私の理念とが反したことは、これまでなかったということなんです。

○河村(た)委員 そう言われると何とも言えぬですけれども、そう個人の考えでおることと党が全部合いますと、反対に、大臣、これは党の職員みたいなになつちやいますからね。(森国務大臣)そんなことはないよと呼ぶそんなことはないと思いませんか。議員つてもつと、自分自身の信念と理念とかいのがやはり強くあらわれる、特に国が間違つた方向へ行こうとするときにちよつと待つたと言つのは、これは一番大事な仕事でしょう。

そういう中で、ちよつともう、つの話なんだけ

れども、今、十五年ぐらい前に、二大政党制とかいうことで、政党交付金も導入されて、自民党の方はまだ寄附が結構残つておると思いますが、民主党なんかの場合は寄附は余りありませんので、議員がほとんど税金による収入になつてしまつた。

だから、本来は寄附金による議員活動を目指すべきだ、そうは思われぬでしょうか。

○森国務大臣 そういうことになつてしまいましたから従つておりますけれども、認識は河村委員と私は一緒です。

○河村(た)委員 そう言つてもらうとありがたいんですけれども、これは、僕は、十五年前の政治改革は間違えたんじゃないかと思つてますね。まあ、リクルート事件なんかがありまして、何か寄附をもらつて悪いことが起こるといふことで、税金の方に走つてしまつた。税金の方に走りますと、税金を出す人の味方になりますから、議員と役人の連合軍になつちやうんですね。

だから、本来はやはり寄附でやっていくというんだけれども、ここで重要なのは、私は実は、五年前に企業献金をみずからやめまして、それ、やはり年間、四、五百万減りました。うちのかみさんと秘書から、暴挙であるといふことで、私もとんでもないことをやつたもんだと思つておりますけれども。

よく日本人は寄附しないと言われるんだけれども、よく考えてみると、日本の皆さんというのは税金でもう払つちやつていますから。政党交付金を払つて、一人三百円ずつでしたか、それから議員に対するお金でも、税金で払つちやつていますので、やはり寄附をするといふことになる、これは二重払いになるんですね、よく考えてみると。

だから、私は、将来は、議員とか政党といふもののが、やはり一たん本当の実費ぐらゐにして、国民の皆さんから浄財をもらえないことには、そのかわりオープンにせないかぬですよ、もらえない

ことには政治活動ができないといふふうに戻して、やはり政治を寄附金化すべきではないかと思つて、やりますけれども、どうでしょうか。

○森国務大臣 私も基本的にはその方が望ましいと思つています。

○河村(た)委員 そう言つていただくと、どなたかが……(森国務大臣)法務大臣としてではなく、と呼ぶ)結構でございます、個人の議員としてでございますけれども。

こうなるとうなるかといふと、多分、自分はやはり寄附者に忠実になるんですね。寄附者を裏切りますと、そこで、結局お金が入りませんから、議員がそのものを続けられなくなるというふうになると思つてますよ。

そんなことでございまして、それからもう一つよくあるのは、そういうことにすると金持ちしかならぬといふふうにすぐ言いますけれども、これは明らかにかうそだ。今こそ金持ちばかりです、悪いけれども、普通の人はなれません。なぜかといふと、税金で議員をやつたらやめられないからです。寄附で議員をやるといふことは大変つらいことですから、間違つたらお金が途絶えてしまふということでございます。

時間が来ましたからやめますけれども、ぜひ、大臣初め皆さんにおかれては、もつと議員が自立して、個人森議員といふか、河村議員はもうすぐ終わりますけれども、山本議員とかいふことで、本当に国民から一人の自立した人間として尊敬されるような、そういうような国会になつていってもらうように、また、国会が庶民革命の、税金で食つておる人の、国王の代弁者じゃなくて、税金を払つておる、本当の苦しみを毎日毎日味わつておる人たちの代弁者になる、そういうふうにお祈りじゃないけれども、していつてもらいますようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○山本委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。

委員長、与野党の理事の先生方に御許可をいた

だきまして、発言の機会をいただきましてありがとうございます。大臣、きょうはよろしくお願いをいたします。

まず、私の地元で、かつて、かつてといふかまだ記憶に新しいわけでありますが、いわゆる志布志事件というものがございました。裁判所で、事件そのものがつくり上げられた事件だったのでないかといふことで捜査当局が厳しく反省を求められた事件でありますけれども、法務大臣がこの志布志事件についてどのような評価をしていらつしやるかといふことをまずお聞かせいただきたいと思つています。

○森国務大臣 いわゆる志布志事件につきましては、平成十九年二月二十三日、鹿児島地方裁判所において、公訴事実に掲げられた四回の会合のうち二回については候補者であつた被告人にアリバイが成立すること、したがつて、四回の会合を明白した他の被告人六名の自白調書は信用できないことなどを理由に、被告人十一名に対し無罪判決を言い渡し、同判決は一番で確定したものと承知しております。

最高検察庁においては、志布志事件の捜査、公判の問題点等について精査をし、平成十九年八月、検証結果を取りまとめた報告書を作成しております。この報告書においては、消極証拠の検討や供述の信用性の吟味に十分でない面があつたと指摘されているところで、検察当局においては、今後の捜査、公判の教訓としなければならぬものと考えております。

○川内委員 答弁をそのままお読みになられたが、大臣として、政治家として、このいわゆる志布志事件について何かコメントはございますか。申しわけなかつたとか、一年以上勾留をされたわけでございますけれども、悪いことをしたとか、そういう素朴な評価といふものがございますでしょうか。

○森国務大臣 やはり深くかみしめて教訓としなければいけないと思つております。

○川内委員 それでは、次のことを聞かせていた

だきます。

一般論です、検察当局の職員が職務上知ることのできた秘密を漏らした場合、国家公務員法第百条の守秘義務に違反する犯罪になるのではないかと、同法の秘密漏えい罪に該当し得るものと考えます。

○森国務大臣 あくまでも一般論として申し上げます、国家公務員法上の守秘義務の主体である職員が職務上知ることのできた秘密を漏らした場合、同法の秘密漏えい罪に該当し得るものと考えます。

○川内委員 それでは、一般論でございます。検察当局の職員が参考人を事情聴取する予定を外部者に漏らした場合、これは捜査上の秘密を漏らしたということで、同様に国家公務員法第百条の守秘義務に違反する犯罪になるのではないかと、同法の秘密漏えい罪をお聞かせください。

○大野政府参考人 参考人を事情聴取する予定を外部者に漏らした場合、こういうお尋ねでございます。

仮定の質問ということで、お答えは差し控えていただきたいと思いますけれども、一般論といたしましては、国家公務員法上の守秘義務の主体である職員が職務上知ることのできた秘密を漏らした場合には、秘密漏えい罪に該当し得るということになるわけです。

それでは、いかなるものがその秘密に当たたるのかということでございますけれども、これは個別の具体的な事情等によりまして、この段階でお答えはできないこととさせていただきます。

○川内委員 何が捜査上の秘密に当たたるのかは、その個別の具体的な事情に応じて判断されるべきものであるという御答弁かなと理解するんですが、そうすると、捜査上知り得た情報も、秘密であるものと秘密でないものがあるということでしょうか。

○大野政府参考人 もちろん、秘密であるものと秘密でないものがございます。そのようにお答えしたいと思います。

○川内委員 そうですよ。何が秘密で何が秘密でないのかと私も判然としませんが、よく、テレビのドラマとか見ていると、取り調べを受けながらカツどんをとっていたりしたたりして食べたりのシーンがありますけれども、きょうはカツどんを彼は食べたよというのには秘密なのか秘密でないのか。あるいは、私が先ほど申し上げた、では、参考人にだれを呼ぶよ、参考人としてだれから事情を聞きたいと思っているんだよということなどは、私は一般的には捜査上の秘密に該当するのではないかと、同法に思いますが、これは御見解はお示しただけでございませぬでしょうか。

○大野政府参考人 先ほどお答えしたとおりでございます。参考人として呼ぶよという場合でも、個別の具体的な事情等によりまして、それが秘密と評価されるかそうでないかということとは変わってきます。御見解は、よく、検察の皆様方は、法と証拠に基づいて捜査をするのだということをおっしゃいます。そうすると、私はまだよく理解ができません。参考人として呼ぶよ、それが捜査上の秘密であるか否かは個別の具体的な事情によるのだというの、では、逆な聞き方をすると、どういふ場合は、だれを参考人として事情を聞き出すということが捜査上の秘密ではないかということになるのかということをお聞かせいただけますか。

○大野政府参考人 それはまさに個別の事情によつて異なつてき得るものですので、ここで抽象的にお答えすることは差し控えていただきたいたいというふうに思います。

○川内委員 例えは、質問レクに来ていただいた法務省の若手の官僚の方に、ああ、なるほどねということをお教わつたんですが、殺人は犯罪ですか。いや、一般論としてはそうだが、しかし、正当防衛の場合もあるし、さらには、責任能力があるかないかも思料をされなければならぬ、したがって、何がこうだと一般的に決めつけるのは、川内

さん、それはなかなか難しいことなんですよ。これを教わつて、それはなるほどねということをお聞かせください。

○大野政府参考人 まことに恐縮でございますけれども、繰り返しますが、個別事情、千差万別でございます。例えは、お答えは差し控えていただきたいたいと思つておられます。○川内委員 局長、大野さん、済みません、私もつこい性格なものですから、過去にこういう事例があつた、この場合は機密の漏えいには当たらないのだということも、何かないでしょうか。

○大野政府参考人 少しお答えとずれるかもしれませんが、起訴した場合には、公開の法廷における主張、立証でその捜査の結果を明らかにしていく、これが基本でございます。

ただ、被疑者を逮捕した場合、あるいは起訴した場合には、記者会見を行うことがございます。起訴したという事実を明らかにする、あるいは起訴した事実の概要がこうであるということをお知らせすることがございます。逮捕の場合もそういうことがあるわけでありまして、これは、では秘密なかどうかという議論がございまして、秘密であるという考え方もございます。ただ、仮にそれが秘密であるとしても、公益上の理由からその面があるだろうというふうに考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、それはあくまでも公益上の必要と、それから将来の捜査、公判に与える影響、あるいはプライバシーの問題、あるいは裁判に与える影響等を慎重に検討した上で行うものであるということをお聞かせください。

○川内委員 今まさしく大野刑事局長が御答弁されたように、裁判員制度のスタートを前にして、裁判のあり方もそうですが、捜査のあり方、そしてまた捜査情報の取り扱い方、そしてまたそれを広く国民の皆さんにお伝えするマスコミの役割、今いろいろなことが問われているんだらうというふうに私は問題意識として持っているんです。

その私の問題意識について、要するに、裁判員制度で裁判をするわけですが、裁判員に予断を与えるような問題というものが生じてしまふとこの制度自体が成り立たなくなつてしまふのではないかと、同法に思いますが、私の問題意識、法務大臣、どう思われますか。一緒の問題意識でしょうか。

要するに、いろいろなことが、裁判を前にしてどんな情報があるにしても、メディアスクラムという言葉がありますけれども、メディアスクラムにならないようにしようということ、マスコミ同士で協定も結んでいらいやうなことでありますし、裁判員制度という新しい制度がスタートするに当たって、まさしく大野局長がおっしゃられたように、公開の法廷の場で犯罪の事実が立証をされ、そしてまたそれについて量刑などの判断が行われていくということが裁判の正しいあり方であつて、裁判が行われる前にいろいろなことが、ああだね、こうだねというふうなことが判断が固まつていくような状況になるのはまずいですよと、これを問題意識として持っているということなんですか。

○森国務大臣 おっしゃるとおり、裁判が法のつとで公平に行われなければならないことは言うまでもなく、マスメディアの情報が裁判員に予断を与え、結果として裁判の公正が損なわれるようなことがあつてはならないと考えております。

○川内委員 今まさしく大野刑事局長が御答弁されたように、裁判員制度のスタートを前にして、裁判のあり方もそうですが、捜査のあり方、そしてまた捜査情報の取り扱い方、そしてまたそれを広く国民の皆さんにお伝えするマスコミの役割、今いろいろなことが問われているんだらうというふうに私は問題意識として持っているんです。

その私の問題意識について、要するに、裁判員制度で裁判をするわけですが、裁判員に予断を与えるような問題というものが生じてしまふとこの制度自体が成り立たなくなつてしまふのではないかと、同法に思いますが、私の問題意識、法務大臣、どう思われますか。一緒の問題意識でしょうか。

要するに、いろいろなことが、裁判を前にしてどんな情報があるにしても、メディアスクラムという言葉がありますけれども、メディアスクラムにならないようにしようということ、マスコミ同士で協定も結んでいらいやうなことでありますし、裁判員制度という新しい制度がスタートするに当たって、まさしく大野局長がおっしゃられたように、公開の法廷の場で犯罪の事実が立証をされ、そしてまたそれについて量刑などの判断が行われていくということが裁判の正しいあり方であつて、裁判が行われる前にいろいろなことが、ああだね、こうだねというふうなことが判断が固まつていくような状況になるのはまずいですよと、これを問題意識として持っているということなんですか。

○森国務大臣 おっしゃるとおり、裁判が法のつとで公平に行われなければならないことは言うまでもなく、マスメディアの情報が裁判員に予断を与え、結果として裁判の公正が損なわれるようなことがあつてはならないと考えております。

○川内委員 今まさしく大野刑事局長が御答弁されたように、裁判員制度のスタートを前にして、裁判のあり方もそうですが、捜査のあり方、そしてまた捜査情報の取り扱い方、そしてまたそれを広く国民の皆さんにお伝えするマスコミの役割、今いろいろなことが問われているんだらうというふうに私は問題意識として持っているんです。

す。

そういう観点で、裁判員法の立案に当たっては、公正な裁判を確保するための方策については、種々の検討が行われまして、その中では、報道機関が事件に関する報道を行うに当たって、裁判員に事件に関する予断や偏見を生ぜしめないよう配慮すべきであるという規定を設けるべきかどうかについても検討がなされたのでございますけれども、報道の自由や国民の知る権利にも配慮すべきだ、また、報道機関において自主的な取り組みの努力がなされていることにかんがみ、事件の報道に関する規定は設けないこととされました。

なお、この問題に関して、日本新聞協会及び日本民間放送連盟において、裁判員制度のもとにおける報道のあり方について指針を公表するなどの検討、努力がされておりました。各報道機関において適切な取材、報道がなされることを期待しております。

○川内委員 それでは、大臣、ここで根本的なことを一つお尋ねさせていただきたいんですけども、そもそもこの裁判員制度というのは何で導入されたのか。こういう問題があるから裁判員制度で対応しようねということと考えられたのか。裁判員制度導入の立法事実をお聞かせいただきたいと思えます。

○森国務大臣 裁判員制度には、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚や常識が裁判の内容に反映されることによつて司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになるという重要な意義がある、それゆえに導入されたものと考えております。

その結果、副次的な効果でありますけれども、裁判が迅速に行われるようになることも、裁判の手續や判決が国民にとってわかりやすいものになることも期待をされるところでございます。

○川内委員 今、裁判員制度を導入する目的とか意義、国民の皆さんに裁判に関する理解や支持が広がるでしょう、さらにその副次的効果として迅速化を

を

私がお尋ねしているのは、これまで日本の法律のプロフェッショナルが集まって、それぞれの立場で、弁護士は弁護士の立場で、検察は検察の立場で、そしてまた裁判長は裁判長の立場で裁判をしてきた裁判に、重大な何か大きな問題があったらどうしようかということをお尋ねしているのではありません。

○森国務大臣 我が国の現在の刑事裁判、民事も含めてですけれども、基本的には国民の信頼を得ているものと私は思っております。

刑事裁判を運営する裁判官、検察官、弁護士の法曹三者においても、国民の感覚を反映し、国民の信頼を得ようと努力を重ねてきたものであつて、さはさりながら、余りに専門家集団のみに司法をゆだねるのじやなくて、やはり国民も我が国の法秩序あるいは治安に責任をシェアしようということが一番大きな動因ではなかつたかというふうに私は思っています。

○川内委員 裁判員制度導入に当たっては、具体の立法事実はないが、しかし、裁判をさらに国民に近いものにし、日本の民主主義をよりよく発展させていくために導入をしたのであるという理解でよろしいでしょうか。

○森国務大臣 私も全くそのように理解しています。

○川内委員 そうすると、国民の皆さんに、もちろん参加をしていただくというか、法律的には参加せよという義務になっているわけでございますけれども、参加をしていただくに国民の視線を導いていく。しかし、法律上はこの裁判員法は、裁判員の守秘義務違反というものに刑罰を科しているわけでございますね。

これは多分ほかの先生方からも御指摘があったらうと思ひますが、改めて私からも教えていただきたいので聞かせていただきますが、守秘義務違反について刑罰を科すというのは過重な負担ではないか、それはあんまりだ。裁判に参加していただいて、国民の皆さんに御意見をいただきたい、そ

れでちよつと何かしゃべつたら、あなたそれ犯罪ですよというの、それはちよつと、何が何でもあんまりだろつとどう思うの、思ふのですけれども、大臣、いかがですか。

○森国務大臣 裁判員の守秘義務は、他人のプライバシーを保護するとともに、裁判の公正さや裁判への信頼を確保し、評議における自由な意見表明を保護するために必要なものだというふうに私は考えております。このうち、評議における自由な意見表明を保障することについては、裁判員が、後の批判を恐れるなどして意見を述べることが差し控えることがないようにして、自由闊達にさまざまな意見が交換される、そういう充実した評議が行われるようにしようということだと思ひます。

このことは、裁判により適正な結論が得られるようにする上で大変重要な意味があつて、また、評議において述べたことが公表されないこと、つまり秘密が守られることによつてその後の追及や報復のおそれなくなるといふ点で、裁判員の負担を軽減する意味もあるといふふうに考えます。加えまして、他人のプライバシーにかかわる情報もその侵害が多大な不利益となることから、こうしたことを防ぐために、刑事罰を設けることにも十分な合理性があるといふふうに思っております。

○川内委員 今、大臣は最後の部分で十分な合理性があるといふふうに御答弁されたわけですが、私は裁判員の守秘義務自体について異議を唱えるわけではなく、守秘義務をかけたことそのものがだめなのではなく、それはさまざまな理由によつて守らなければならない秘密といふのはありますね。しかし、その一方で罰則までかけるのは、ちよつと余りにも国民の皆さんを信頼してないのではないかとこの視点でお聞きしているわけですか。

なぜかといふと、きのうこれも教えていただいたのですが、にわか勉強でこういう発言をするのは大変申しわけないのですが、例えば、裁判官に

は裁判所法という法律で守秘義務がかけられているといふことを聞きました。しかし、その裁判所法では、裁判官は守秘義務違反について罰則は適用されない、犯罪ではないといふことを教えていただきましたが、これをちよつと事務局の方で確認していただけますか、そうですと。

○大野政府参考人 裁判官と裁判員の守秘義務についてお尋ねでございました。守秘義務が課されている範囲につきましては、裁判官も裁判員もいずれも、評議の秘密を含む職務上知り得た秘密につき守秘義務が課されておりますし、しかも退職後もその義務が及ぶという点で変わりはないと思ひます。

ただ、今委員が指摘されました罰則の有無という点では、裁判官には罰則が設けられていないのに裁判員には罰則が設けられているという相違があるわけでございます。これは、そのような守秘義務の遵守を担保するためにどういふ措置を設けるのが必要なのかという、そのところから来ているわけでございます。

裁判官につきましては、高度の職業倫理に基づく行動が期待できまして、それを担保する手續といたしましては、弾劾、分限等の手續が設けられております。したがしまして、こうした手續によりまして守秘義務違反を抑止することが十分に可能であり、必ずしも罰則を設けなくても対応できるといふふうに考えられたわけでございます。

これに対しまして、裁判員は事件ごとに選任されるということでございます。ほかに有効な担保措置といふものが考えられなかつたため、罰則を設けることが必要であるといふように考えられたものであります。

したがしまして、罰則の有無につきまして、確かに相違はございますけれども、これは裁判官と裁判員の置かれた立場、その他の手續の相違に基づくものでありまして、不当とは言えないといふように考えております。

○川内委員 不当とは言えないと最後に大野局長が締めくくられたわけでございますが、いや、こ

れはもう絶対正しいんだ、相違があつていいんだというのではなくて、不当とは言えないという微妙な言い回しで終わるところが、やはり私は、政府の皆様方も、ちよつとやり過ぎたかもしれないなという、そこはかたない感情を感じるわけですね。

裁判員制度を導入するために、政府は、サイバインコという縫いぐるみとか着ぐるみを着せて、国民の皆さんに、裁判員制度はいい制度ですよ、大丈夫ですよと言っているわけですけども、サイバインコの一方で、守秘義務違反には禁錮刑を科す。一方はインコでこっちはキンコだということになっているわけです。

これはいかにも、禁錮刑まで科すのは、それはちよつと幾ら何でもやり過ぎというか、国民の皆さんがある種、担保措置のためだ、守秘義務を守ってもらうために、それを担保するための措置として考えているんですよということだったわけですけども、それは禁錮まで言われると、みんな、ええと。多分、そこまで知っていると国民の皆さんというのはまだそんなに多くはないと思うんですけど、禁錮刑があるんですよということまで言われると、えっ、裁判員制度ってそんな制度だったんですかということにもなっていくのではないかとこのふうに思うんですね。(発言する者あり)

○山本委員長 ちよつと、理事、集めてください。速記をとめてください。

[速記中止]

○山本委員長 それでは、速記を始めてください。

川内君

○川内委員 法務大臣、さらに続けて教えていただきたいんですけども、裁判官と裁判員の違い、さらには、法務省並びに最高裁は今までずっと、裁判員裁判は三日で終わりますよ、大丈夫ですよ、余り書類も読まなくていいんですよという広報啓発活動を続けていらつしやるわけですか。

ね。

ところが、データの的には、一月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、あつてはそれよりもっと長くかかるかもしれない裁判員裁判も、数の上では想定をされ得るわけでございます。まして、そういう裁判のときはどうなるのか。長期間にわたる裁判もありますよ、そういう場合はこうしますよというようなことについての広報啓発活動がなされてきているのか否かということも教えてくださいたいと思います。

○森國務大臣 公判前整理手続できつちり詰めて、そして、大体どれだけ審理日数がかかるかということ、そういう心づもりのもとにお呼び出しをするわけですね。

三日というの、大体七割の事件が三日ということ、確かに確率的に言えどもっと長くかかるものももちろんないわけじゃないと思いますけれども、そういったことを含めて、裁判員制度の広報に当たっては、また皆様方に正確に理解がいただけるように努めていきたいと思っております。

○川内委員 私は、申しわけないです、申し上げるのを忘れていましたが、裁判員裁判には現状では反対の立場です。だけれども、法律で決まっています、五月二十一日から始まるよということですから、それを踏まえて私なりの考え方を申し上げさせていたたいです。けれども、国民の皆さんに裁判に参加していただく、裁判を理解し、そしてまた民主主義をよりよく発展させていく、人を裁くということがどういうことなのか、それに参加するということがどういうことなのかということは大変なことなんです、だけれども、その大変なことを、みんなでその役割をシェアすることが、それぞれの人生をよりよく実り多きものにしていきますよという形の広報啓発活動でなければならぬのではないかと。どうも、大丈夫ですよ、紙も読まなくていいですよというようなこと、あるいは画面で見せるから大丈夫なんです、そういうような広報啓発活動だけで、本来、先ほど法務大臣が、森さんがおっしゃった、具体の立憲事実はないが、しか

し、よりよい社会をつくっていくために導入したのだという、そのよりよい社会のための裁判員裁判にしていくなかには、大変なことなんです、苦しいこともあるかもしれない、しかし、それがよりよい社会をシェアしていくために必要なんです。よという啓発活動の方が、私には胸にしつくりくるというかなるほどね、そうだよねというふうに思っている。これは意見です。申し上げさせていただきます。

そこで、きょうは最高裁にも来ていただいているので、ちよつと具体的な数字などをずつとお答えさせていただきたいんです。

先生方のお手元には資料をお配りしてございます。最高裁から提供された資料では、平成十四年中に係属した事件二千三百三十件中、平成十六年十二月三十一日までに終局しなかつた事件が六十件あるということでございますが、この六十件の中で、現在も続いている、要するに長期間にわたっている裁判は何件ございませうでしょうか。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

議員御指摘の資料でございますが、これは、裁判員裁判対象事件の審理時間を調査するという目的で、平成十四年中に第一回公判期日が行われた対象事件につきまして、平成十六年十二月三十一日までに終局した事件を調査したものでございませう。

今委員御指摘のように、それまでに終局しなかつたもの六十件でございますが、まことに申し上げないんですけれども、実は、これは追跡調査を行っておりませんものから、今委員御指摘の、現時点で係属している件数がどうかという点については、ちよつとお答えができませんというところでございます。

○川内委員 それでは、これまで裁判員裁判の手續を検証する模擬裁判が全国で六百回以上実施されたというふう聞いておりますが、一日でやつた模擬裁判、二日間やつた模擬裁判、三日間やつた模擬裁判、あるいは、長期間にわたる裁判員裁判もあるでしょうか。

判もあるでしょうから、例えば一月にわたつたやつた模擬裁判もあるよというのであればその回数、それぞれ内訳をお示しいただいて、回数をお答えいただけますか。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

六百回以上実施しております。ただ、平成十九年より前に実施した模擬裁判の、ちよつと報告の受け方があれだつたんですが、正確な日数はちよつと承知しておりませんので、平成二十年一月一日から平成二十一年三月三十一日までに実施した模擬裁判、これが合計三百五十二件ございませう。この内訳は把握しております。

これは、一日以内が五十六件でございます。それから、一日を超えて二日以内のものが百七十七件です。二日を超えて三日以内のものが百六十八件、三日を超えて四日以内のものが十件、五日以内のものが一件となっております。

○川内委員 六日以上の長期間を要する模擬裁判は実施していないということでしょうか。

○小川最高裁判所長官代理者 私どもの方で報告を受けて把握している期間内では、ございませう。

○川内委員 そうすると、長期間の審理を要する裁判に参加した裁判員の方が具体的にどういうような感想をお持ちになるのかということについて、最高裁としては知見を有していない、まだわからないということでしょうか。

○小川最高裁判所長官代理者 委員御指摘のとおりでございます。

○川内委員 模擬裁判に裁判員役として参加していただいた国民の皆さんに対して、最長で何日間裁判に参加できますかというふうなことをアンケートでお尋ねになられたデータというものがございませうでしょうか。あれば、日数も答えていただきたいと思つております。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。模擬裁判に裁判員役として参加していただいた

方に対して、最長で何日間裁判に参加できるかというところをお尋ねしたというデータについては承知しておりませんが、平成十七年に内閣府の方で実施された裁判員制度に関する世論調査によりますと、「あなたが裁判員になる場合、裁判所に行く日数を多くて何日までにしてもいいですか。」という御質問がございまして、六・七%の方が「十日を超えてもよい」というふうに回答されたということは承知しております。

○川内委員 その内閣府の調査がどの程度の信頼性を持つものなのか。裁判員裁判に参加した方にもやはり聞くべき事柄であったのではないかと、ふうに僕は思います。

なぜこういうことをお聞きするかというと、やはり裁判というのは、私もまだ参加したこともないですし、どういふものなのかよくわからないんですけれども、恐らく、すごく心理的にも肉体的にもプレッシャーというか重圧のかかる仕事であらうというふうに思うんですね。

では、審理に長期間を要する事件では、審理の最初の段階で参加した裁判員と終局段階で評決に参加した裁判員の構成が全く異なるという可能性もあるのではないかと、ふうに思うわけですが、ごいいますが、その可能性についてはいかがですか。

○小川最高裁判所長官代理者 委員御指摘のようなケースというのは、それは、審理の途中で体調を崩されたとか、いろいろな事情が生じてどんどんかわつていかれるということで、理屈としてはあり得るかもしれませんが。

ただ、裁判員の選任手続においては、裁判員候補者の方にあらかじめ、職務従事予定期間、これは審理予定期間でございますが、これをお伝えして、御都合を伺って、大丈夫だということ、参加に支障のある方はそれは辞退ということになると思っておりますが、御都合を伺った上で裁判員と補充裁判員を選任するというようにしておりますので、補充裁判員も含めて裁判員全員が審理開始当初の構成員と異なってしまうということは、もしあるとしても相当限定されたような場合ぐらいかなと

思っております。

○川内委員 相当限定されたような場合であつても、可能性としてはあるだろう。しかも、裁判員法はすべての国民にひとしく強制力を持つてかかっているわけですから、長期間拘束されても大丈夫ですよ、その間ずっと裁判に参加できますよという人がそうざらにいないとは思えないんですね。それは、よっぽど裁判マニアとか、そういうのが大好きだという人はまた別でしょうけれども。

では、ちよつとお尋ねいたしますが、最高裁から提供された資料を見ますと、平成十九年に係属した事件では、最長で百四十九時間の実質審理時間を要した事件があるようでございしますが、この事件を裁判員裁判で審理した場合、どのくらいの審理期間を要するのかということ、何か大体週二日ぐらいでやつていくそうですから、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、平成十九年に係属した裁判員裁判対象事件の中で、約百四十九時間の実審理時間を要した事件がございします。ただ、この事件の内容については私も把握しておりませんが、その内容から、これは、公判前整理手続をやつて、証拠と争点を整理して、そして審理計画を立てた場合に、どのくらいの審理時間がかかるかというのはちよつと一概に申し上げられません。

ただ、恐らく、長期にかかる事件というのは、一週間に三日前後、二日とか三日とか四日とか、証拠調べの順序もありますので、それはいろいろとあると思うんですね。それを繰り返しながらやつていくことになろうかと思ひますので、その数で計算していくと、ある程度かかるかなというふうには思ひます。

○川内委員 ちよつと最高裁に、最後はもう一回大臣に聞きますから、最後の一個前、ラス前で聞かせていただきたいんですけども、法律新聞とこの元東京高裁部総括判事大久保太郎さんと

いう方が、「最高裁は司法制度改革審議会で平成十二年九月十二日、「わが国の憲法では、司法権の担い手としての裁判官について身分保障等の詳細な規定が置かれていて一方、陪審制、参審制を想定した規定はなく、果たしてこれが憲法上許容されるかどうか問題である」というふうにお述べになつていらつしやるということなんですけれども、この最高裁の見解は、現時点においてはもうその見解ではない、新たな、見解が変わつたのだという理解でよろしいのでしょうかね。

○小川最高裁判所長官代理者 委員御指摘の最高裁の見解というものは、立法過程の司法制度改革審議会の議論の中で述べられたものだと思つております。当時いろいろ意見があつて、最高裁の方で何らかの意見を言つたというわけではなく、一つのアイデアとして述べたというふうなものというふうに位置づけられておられると思つております。

○川内委員 大臣、今、司法制度改革審議会で最高裁が述べた意見をアイデアだというふうには、それはもう非常に苦しい御答弁ですね。

私は、きょう質疑をさせていたたいて、守秘義務違反が何で禁錮なのか、なぜ裁判官と裁判員と違ふのかというふうなことから含めて、あるいは長期間にわたる場合どうするか、あるいは裁判員制度について本心に自信を持つてやるんだというのであれば、民主主義を進展させていくために必要なのだというのであれば、裁判員裁判についての本心の広報啓発の仕方というものがあつてあるううというふうには思ひますし、まだまだ準備がもうちよつと要るんじゃないのというふうには思ひますね、大臣。

そこで、最後、お尋ねいたしますが、五月二十一日からスタートをするということですが、裁判員裁判については私どもも決定するものではないです。したがつて、もうちよつと準備に時間をかけたい方がよいのではないかと、ふうに私は思ひますが、大臣、御所見を聞かせてください。

○森国務大臣 準備が十分であるか不十分であるかというのは、これはやはり見方にもよると思ひますけれども、随分模擬裁判も数を重ねてまいりましたし、それから、法曹三者手分けして、説明会も何万回とやつてまいりました。そういうことで、随分と最近マスコミにも取り上げられる機会が多くなつて、認知度が高まつてまいりました。確かに、委員おっしゃる通りに、不安を和らげる方向の広報が多くて、積極的意義を打ち出すことは若干乏しかつたかなという気が個人的にはいたします。

でも、五月二十一日に始まりますけれども、それはあくまでも五月二十一日以降に起訴されたものですから、また実際に裁判員裁判が始まるまで少々時間がございしますので、それまでに、より積極的な意義を訴え、またいろいろ今御指摘のあつた点も踏まえて広報活動等に努めてまいりたいというふうに思ひます。

ネガティブとおっしゃりながら、大変本質的で当を得た数々の御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

○川内委員 お褒めをいただき恐縮でございます。終わります。

○山本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人君。森法務大臣、一昨日、国会の中で、自民党、民主党、共産党そして社民党、国民新党と、十七名の超党派の議員が集まりまして、裁判員制度を問う議員連盟がスタートをいたしました。これは質問ではありません。やはりここへ来て、きょうも集中審議をやつておりますけれども、立法府にいる者としてしっかりと議論をしたい、しなければならぬ、こういう問題意識でスタートをいたしました。御存じでしたらどうか。

○森国務大臣 議連が発足したということは仄聞しております。

○保坂委員 それでは、法務大臣にまずお聞きをさせていただきますが、世界の司法制度の中で、国民、

市民が参加して多数決で死刑判決を下すという国があるか、ここに絞ってお願いします。

○森国務大臣 諸外国の制度について網羅的に承知をしているわけではありませんけれども、アメリカ合衆国では、死刑事件について、一般市民で構成される陪審が死刑を含む量刑を決定する制度や量刑について裁判官に勧告する制度をとっている州が少なからずあると聞き及んでおります。

これらの中には、市民が参加して多数決で死刑判決を勧告する州もあると承知しております。

○保坂委員 アメリカの陪審は全員一致と聞いていますが、どの州ですか、多数決でやるのは。

○大野政府参考人 私どもが確認している限りで申しますと、フロリダ州、アラバマ州におきましては、市民が多数決により死刑判決を勧告するとされております。

○保坂委員 アメリカの陪審も原則全員一致というふうに住じ上げています。では、どういう形でその多数決が構成されているのか、後ほど聞いていきたいと思いますが、きょうは時間が限られていますので、幾つかの点をただしていきたいと思っております。

裁判所にお聞きいたしますけれども、以前から裁判員面接の話を聞いています。

不公平な裁判をするおそれのいわれる事例というのが、昨年ですか、一昨年でしょうか、公表されておまして、これは、死刑をいかなる場合でも選択しないというふうに決めていますかと裁判所が聞くことになっている。

逆に言えば、裁判員面接で聞かれなくても、自分は死刑は選択しないんだ、こういうふう宣言をした場合、これは不公平な裁判をするおそれがあるかどうか。自分は死刑については選択をしない、こう言った場合には裁判員として不選任という対象になるかどうかという点についてどうでしょうか。

○小川最高裁判所長官代理者 死刑の適用が問題になるような事件の質問の手続で、仮に今議員御指摘のような発言があった、それでどうかという

ことでございます。

ただ、どういうケースで、それからどういう状況でどんな発言か、これは具体的なケースによることでございますから、なかなか一概にどうだというふうにすぐには言えるようなことではないと思っておりますけれども、その質問手続の過程で、例えば、候補者の方が法令に従った判断ができない、公平誠実に、公正にその職務を行うことができないというようなことが認められるということになれば、不公平な裁判をするおそれがあるという判断をすることになると思っております。

○保坂委員 死刑についても、世論の多くは存置が多いということですが、国会の中でも、やはり死刑制度は廃止に向けて進めていくべきだ、これは与野党またがってかなりたくさんの方がそういう意見をお持ちだということも御存じだと思っております。

ですから、これは内心の自由にかかわることでありまして、それが不公平な裁判をするおそれがある場合もあると今裁判所の答弁は言っているようにすけれども、刑事局長に、前回私は、裁判員面接のペナルティー、今、川内議員からも守秘義務についてありましたけれども、裁判員面接の虚偽陳述、これについても過料と罰金がある、これはそれぞれどういう場合に適用されるんでしょうかということをお聞きしたところ、答弁で行っている、それで注意などがあつて、そういう場合に過料ということが考えられる、そしてさらには、明らかに虚偽の陳述を、例えば裁判長からの注意などがあつたにもかかわらず継続をして、それが悪質である、特に悪質であるという場合にいわゆる罰金、刑罰が科される、両方の併科もあり得る、こういう答弁をされているわけですね。

これは、後から議事録を見てみて、一体どういう場合にそういうことになるのか。虚偽陳述ですから、明らかに虚偽の陳述だということを面接の場で判断をして、そして注意をして、それも聞か

ないで持続をして、だからこそ裁判所は告発をして、逮捕するのか書類送検なのかわかりませんが、起訴まで行くわけですね。どういう場合を想定してこの両方を置いているんですか。

○大野政府参考人 抽象的なそのところの考え方については、前回御説明したとおりであります。

先ほど内心の自由にも言及されましたけれども、その虚偽性をどう判断するかという問題がございまして、内心の自由のないわば虚偽性の判断が難しいものではなくて、客観的に明らかに事実と違う、例えば、被告人の会社に雇われて人間であつたという人が、本来は被告人との関係を理由に裁判に関与できないにもかかわらず、裁判員となつて、そして被告人に仮に有利に事を運ぼうというようなことで虚偽の陳述をしたということになれば、これはやはり悪質性が高いということになってくるのではないと思われまして。

ただ、これはもちろん具体的な事実関係いかんによりまして決められることでありまして、今軽々にこうだということは申し上げられませんけれども、悪質性が高いというのはそういう趣旨でございます。

○保坂委員 先ほど川内委員からも守秘義務についていろいろありました。

例えば、生涯、墓場まで評議の秘密は人に漏らしてはならないというかなり厳しい規定になっているわけですね。十年、二十年、三十年たつてもということでもあります。例えば、そういう守秘義務の厳しい縛りもあつて、裁判員に実はなりたくないという方が、先ほどの死刑の話題でもいいです、あるいは、自分はどうも裁判員なんかできないと思うとか、そもそも守秘義務なんか守れない、あるいは守りません、こういうふう陳述をした場合とか、それが本心というよりは、裁判員と選任されることを避けるためにこう言つていろいろ場合、刑事局長、どう考えますか。

○大野政府参考人 済みません、ちよつと今御質問の趣旨が必ずしも理解できなかったんですけれども、殊さらにそういうことを言うのが虚偽陳述に当たるとか、こういう御趣旨でしょうか。

明らかに実際に自分が考えていることと違えば、理屈の上ではこれは虚偽陳述になるんだらうというふうに思いますけれども、しかし、実際問題は、なかなかその内心のところは何が虚偽かと決めたいところもございまして。したがって、理屈としてはそれは虚偽陳述だということになると思ひますけれども、現実それが過料あるいは場合によっては罰金というような、そういう制裁の対象になるかどうかと言われると、そこはどうかというふうに思ひます。

○保坂委員 もう一つ確認なんです、守秘義務のところ、例えば、裁判長が殺意の説明をしたんだけれどもこれがなかなかわかりやすくてよかつた、これは大体いいのではないかと聞かれていて、そして、その殺意について、必ず殺してやる、死んでも構わない、この二つの殺意についての解釈の違い、定義をめぐって評議が行われたんだ、こういうふう言つと守秘義務違反になる。こういうのは、どうも、衆参両院で附帯決議で既につけられているはずの、守秘義務の範囲がより明確になるようにすべきだということを実現してないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか、刑事局長。

○大野政府参考人 守秘義務の範囲につきましては、附帯決議の趣旨も踏まえまして、広報啓発活動等の場面で、守秘義務とはこういうものである、こういうことは許されるけれどもこういうことは守秘義務の対象になりますよというようにことを申し上げているところでございます。そうしたやり方で説明、周知に努めてきたところでございます。

○保坂委員 いや、ですから、では大臣に聞きませう。大臣、よろしいでしょうか、ちよつと必ずしも予定していない質問で、今の応用なんですけれども、前回も聞いたんですけれども、死刑などが想定される事件で、この人はやっていないというふう

に思つた裁判員の方がそういう意見を言つた、でも、おつしやるように多数決ですから、アメリカの幾つかの州がそうだとはいませんが、ほとんどの国で多数決で死刑が判断できる国はないので、その無罪だと言つた人が、量刑を判断しなきゃいけないわけですね、そして、そのとおり死刑になつたとしても、というときに、自分は死刑だといふふうには到底思えなかつた、自分のことで、そのことを言うことも守秘義務違反だ、これは罰則の対象になる、なりかねないんじゃないかと言われているんですね。そこはどうですか。

自分のことをきちつと話すというのは、これは人間の、ある種の原初的な、本能に近いことだと思ひますね。しかも、死刑という重大結果、その判断が出ていく、そのときに自分は無罪だと主張した。しかし、全体としてその声は少なく、違うんだ、そう言うことは許されたいんですか。これはちよつと法務大臣に聞きたいんです。

○森国務大臣 非常に、ある特殊なケースの仮定の御質問と思ひます。ただ、そういうことがあり得ないということでもないということも理解いたしますが、やはり裁判員は法令に従ひ公平誠実にその職務を行わなければならぬとされておりますが、評議に出席し意見を述べることが裁判員の職務の根幹でありますし、したがつて、その人の信条はともかくとして、やはり相互の、お互いの裁判員の方々のプライバシーとか、それから発言の自由とかを担保する意味で、守秘義務を伴うということとは妥協なことであろうというふうには私に思ひます。

○保坂委員 もうちよつと議論を進めたいので。いや、法律にあるからだめだという議論じゃないんです。では、法律にあつてそれが余計なら削ればいいじゃないですか。我々実はそれを考えている。

刑事局長に今度聞きたい。
毎日新聞の死刑をめぐる連載の中で、アメリカのルイジアナ州ニューオーリンズのキャサリン・

ホーク・ノーマンさん、この方は十二人のうちの陪審長で、ダン・ブライト被告という、これは九六年の事件なんです、陪審の長をやつた。そして、死刑が相当という判決を勧告したわけですね。ところが、その控訴審の弁護人が、検察側の目撃証人が刑務所からの仮釈中で事件当時は飲酒をしてたいたということを探れとあつたんですね。もう一回やり直せと言つたら、検察が訴追を放棄して、○四年には釈放された。このときに、取り返しがつかないと、死刑囚の支援運動を始めたんですね。陪審の長ですよ。自分たちは死刑判決を出してしまつた、とんでもないことになつてしまつた、ですから、何とかこの無実を晴らすと。

そういうことは、日本の裁判員制度であり得ますか。だつて、評議の中で私はこう思つたが、しかし、新たに一番の判決後に出てきた調査とかあるいは報道とかということで、私は大変なことをしてしまつたんじゃないかと救援運動に乗り出す、真相解明、救援の会に出ていって発言をする、あるいは面会をしてその死刑囚を激励する、そのことについて。

○大野政府参考人 先ほど、守秘義務の関係で、自分の意見についてはどうかということについての御質問がございました。

確かに、守秘義務の存在理由として挙げられるもの、他人のプライバシー、それから裁判の公正さ、裁判の信頼、それから評議における自由な意見表明、こうなつていられるわけでございます。あるいは、評議で述べたことが公表されないことによつて、その後、追及や報復のおそれがなくなるというふうなことも挙げられております。

ただ、自分の意見だつたらば、それを承知の上で言つていくからいいじゃないか、あるいはこういうことになるのかもしれないが、ただ、自分の意見でも、それを公表いたしますと、判決結果から照らしてほかの裁判員の意見も推測できる場合が出てくると思ひます。あるいは、例えば、一部の裁判員が自分はこうだつたんだということを

表明いたしますと、ほかの裁判員も、いわば、ではおまえはどうだつたんだというふうなことで事実上意見を表明せざるを得なくなつて、結局、だれがどういふ意見を言つていたのかということを実事上明らかにせざるを得なくなつてしまふ。それはやはり適当でないだろうということでございます。

したがつて、自分の意見についても、やはり評議の内容については秘密にしていただのが妥当だろうというのが現在の法律の考え方でございます。それがまた実質的な理由でございます。それから、救援運動にかかわることはどうかということでございます。

それも守秘義務という角度から申し上げるならば、救援運動にかかわるのほもちろん個人の自由ということになるのかもしれないけれども、そこで評議はこうだつた、自分はこうだつたということ言えば、それは守秘義務にかかわる、守秘義務違反になり得る場合も出てくるだろうということになりますけれども、そのようなことを明らかにしないのであれば、少なくとも守秘義務の関係については、直ちに守秘義務違反ということにはならないだろうというふうには思ひます。

○保坂委員 アメリカでは、自分たちは極刑を選んだけれども、これは大変なまなかつたといつて救援運動をやつた、こういう例も出てきている。日本では、今刑事局長がおつしやつたように、相当の事実というものが一番判決、裁判員裁判終了後に出てきて、その裁判員の一人が、例えば○○さんの無実を晴らす会、冤罪救援集会ということも出てきて発言をする、一般的に賛成ですと

言うのはいいいけれども、評議の内容にかかわると守秘義務違反に問われる場合がある。
では、もう意を決して、自分はどういう評議を経たけれども、やはりこの事実と照らして間違つていたと言つて暴露するわけですね。そうすると、その事実が報道されたりあるいは確認をされた場合に、場合によると逮捕されて起訴されて、守秘義務違反第一号という裁判が始まる。

さあ、その起訴されたときに、自分は守秘義務に違反をしていない、実は評議の本当の内容はこうだつたんだ、守秘義務の違反と当局が言つている内容はこういう集会での発言だ、しかし、本当の評議はこうだということを法廷で述べると、また守秘義務違反になるんですか。

○大野政府参考人 大変込み入つた設例でございますが、もちろん、守秘義務違反の成否は具体的な事案の事実関係に照らして判断されるべきことでありますので、一概にこうだとお答えすることはできないわけでありませう。

ただ、御指摘のように、守秘義務違反の罪で起訴された者が、その審理の過程で、防衛といひましようか、審理のために、さらにその守秘義務の対象である評議の秘密等に陳述が及んだとしても、これは被告人としての防衛活動でありますので、もちろん、それは必要性、相当性の範囲というものはあるかと思ひます、したがつて、それは個別の判断ということになるわけでありませうけれども、そうした一定の範囲内であれば、守秘義務違反が成立しないということも考えられるんじゃないだろうかというふうには思ひます。

○保坂委員 もう一つ聞きます。

そういう冤罪ではないかということの運動も、マスクをして、見えない猿ぐつわをはめながらやるというのは事実上無理ですから、非常にそこは国民の自由を拘束するという面があるかと思ひます。
もう一つ、私が東京地方裁判所で見た模擬裁判ができてよかつたのかどうかわかりませうけれども、これは模擬ですから、評議が秘密ではなくてモニターで流されてました。そのときに、私は捜査段階の調書を何回も読んだんですがこの被告は供述をころころ変えているんですね、一般的に言うところそういう人は信用性が低いというんですよ、こう裁判長が言つていたんですよ。これは衆議院法務委員会で行つていますから。
こういうことを言つていいのかわかりませう。私は、実は模擬裁判を見てかなり決定的におかしいと思つて

なつてしまつたので、これはぜひ究明したい点なんです。裁判長のパーソナリティーによつては、そういう人はゼロというわけじゃないんです。もつと強引に、自分の意見だけを押しつけて裁判員の意見をほとんど聞かない、そういう進行をしてしまつた場合とか、あるいは、いろいろ聞いているんだけれども判決文に書かれていないで、裁判員として述べたこと、評議の中で語られたことを反映されていないかということ、を指摘することも守秘義務違反ですか。

○大野政府参考人 感想にとどまる限りは守秘義務違反にならないと思いますけれども、具体的に評議の中心に入つて指摘をされるということになりますと、これは守秘義務違反になり得る場合も出てくるんじゃないだろうかというふうに思います。

ただ、いづれにしても、これは個別具体的な事情にかんじますので、余り断定的なことは申し上げたくないと思います。

○保坂委員 司法制度改革で、裁判官の中には、やはりだれもが常識的であれば、人の話をよく聞かない、かなり強引な人もいれば、人の話をよく聞くタイプの裁判官もいれば、そうでない人もいろいろわけです。だから、評議のあり方ということ、は、裁判員制度が始まつたらやはり大きな問題になる。

そのときに、こういう議論を判決に反映してないんじゃないかと言つたら、これは評議の内容になります。そういうことを全部守秘義務違反でブロックして、一切の批判を許さないというふうになりませんか。裁判所、どうですか。

○小川最高裁判所長官代理人 一つ、先ほどの衆議院法務委員会でごらんになつた模擬裁判、あれは東京地裁でやつて、私も御一緒でした。

あれは、裁判長は、供述調書をいっぱい読んで、ただそれともいふことではなくて、被告人が自分分は捜査段階では別の供述をしていったんだということ、を法廷で言つたということ、だつたんです。それを裁判長が聞いて、評議の中で、供述が変わ

るといふことは信用性に影響があるんじゃないだろうかということ、を指摘したんだというふうには理解しておるものから、ちよつと申しわけないんですけれども、申し上げさせていた、だいたいいと思います。

今おつちやつたようなことが守秘義務違反に当たるのかどうかというその前として、やはり裁判所が判決を書くときには、それは評議の経過をそのままきちんとならなければいけないものから、そんな、評議で全然出ていないことを後で裁判官が書くというようなことがあつてはいけません。それ、それはやはり評議の経過をきちんと思案に反映してそれを判決に出すということ、だろつと思つておられます。

○保坂委員 法務大臣、今までの話を聞かれています。特に、映画とかにもなりますね、アメリカの陪審の。まさに死刑だということ、いろいろ長い議論で決めた人が実はそうではなかつた。この場合は釈放されたからよかつたですね。場合によつては、アメリカでも処刑されてしまう場合もあるわけですよ。そんなことになつたら、裁く側にとつても一大事なわけですよ。ですから、精神的な負担が非常に重い。

というときに、今の刑事局長の答弁では、救援運動は、黙つて集会に行くくらいはいいかも、しれないけれども、裁判員裁判に自分は裁判員としてコミットしたけれどもというふうなことで評議の内容がちよつとでも、かけらでも入るようになれば、これは逮捕あるいは起訴も覚悟しなければいけません。もうややく裁判では少し言えるかもしれないけれども、というぐらひのペナルティーを国民に科すというのは果たして適当なのか。やはりアメリカの陪審も、判決までは日本よりずっと厳しく制限されて、ブロックされていますね。しかし、その後は、終わつてしまつたらそれぞれ自由に話をして、あるいはブログに書いて、そういうことをもうちよつと考え直す議論をしませんか。

ちよつとこのままでは、余りにも重大な守秘義務違反ということ、で、しかも、線引きが明確じゃないですよ。感想を漏らすならいいつて、人生の勉強になりましたなんていう、では例えばどこが勉強になったの、例えばこれ以上言えないんだよという話になりますよ。どうでしょうか。それを生涯守るんですか。寝言も言えないということになつちやう。

○森国務大臣 どうも委員のお話を伺つております。かなり特異例をおつちやつているように思います。

いろいろな議論を踏まえてこの制度が生み出されて、今まさに五月二十一日から始まるとうして、今までの議論を踏まえてこまめに来たのですから、やはり裁判所においても適切にそういうふうに対応されることを期待しつつ、私としては円滑にスタートできるようにベストを尽くしてまいりたいと思つております。

○保坂委員 それでは、アメリカでできることが何で日本ではできないんですか。

○森国務大臣 別にアメリカと同じじゃなくてもいいでしょう。(発言する者あり)

○保坂委員 そんなの、いい答弁でも何でもありません。

人権とか、人を裁くというものは、重大にしてこれ以上のことはないことですから、もし誤つてしまつたら、良心をかけてその人を救援するのは当たり前じゃないですか。それを要するに刑事罰で封じて、それで国民に参加してもらつて、理解してもらつて、これは、私、重大な点だと思つてます。アメリカと違つていいんだというのには内容がない答弁ですよ。

○保坂委員 特異な事件を対象にして始めることは、私は間違ひだと思つてます。行政訴訟とか国家損害賠償請求訴訟とか公選法違反事件とか政治資金規正法の事件とか、そういうものから市民の感覚を反映させるということであれば、またこの制度は生きてくるのかなと思つてますが、時間です。終わりますが、ぜひ、特異な例ばかり言つているなんて言わないでほしいですね。

○山本委員長 次に、滝実君。

○滝委員 無所属の滝実でございます。

いよいよ裁判員裁判が始まるとうとするこの直前に発言の機会をいただきまして、感謝をいたしたいと思つてます。

今も議論がありましたけれども、東京地裁で行われた模擬裁判に私もこの委員会の視察で参りまして、やはり日本のレベルというのはかなり高いな、あの模擬裁判におけるいろいろな議論は、本當にこの法律ができるときには考えられもしなかつたような議論が行われているとうことに私は感激をした一人でございます。

そういう意味から、やはり裁判員裁判が、これに参加する人たちが、裁判というのはいかに公正な仕組みの中で結論が出されていく、そういう姿を身をもつて感じ取つていただけるとなると、これを、これまでも検察庁も裁判所もおつくりになつてきたと思つてます。それをぜひ現場で本當に実感できるような環境を引き続き整えていくのが我々の仕事ではないかな、こういう意味で幾つか御質問をさせていただきたいと思つてます。

まず、たびたびこういう裁判員裁判で問題になつて取り上げられてきている例で、例の冤罪事件があるわけですね。水見事件あるいは志布志事件、きょうもそのうちの幾つかがここで議論になりましたけれども、それについては、平成十九年の六月でしたが、最高検が素早くこの経緯、いきさつについての調査報告をおまとめになりました。

この水見事件、志布志事件から、具体的に、検

察庁は検察庁で、裁判所は裁判所でどういうことを反省しているのか、それをまず刑事局長さんの方からおっしゃっていただけますか。

○大野政府参考人 今御指摘の水見事件、志布志事件につきましては、検察としても深く反省すべきであるということで、平成十九年の八月に、最高検察庁が問題点を検証し、再発防止のための方策等を指摘した報告書を取りまとめまして、しかもそれを公表したわけでございます。

水見事件、志布志事件は、罪名上は裁判員対象事件ではございませんけれども、しかし、裁判員対象事件の捜査、公判にも通じるところがあるということで、私どもとしては、検察当局といたしましては、この事件の教訓をきちんと踏まえた対応をしなければいけないというふうに考えているわけであります。

具体的な問題点として指摘されましたところについて申し上げますと、アリバイなどの消極証拠の検討が不十分でありました。また、供述の信用性の吟味も不十分でした。検察といたしましては、警察捜査とのかかわりのあり方に対する配慮や内部の捜査体制に関する合理的な検討も十分ではなかったというような指摘がなされております。

また、公判につきましては、争点が拡散することによって公判が長期化してしまったということがございます。また、そうしたことから、被告の身柄拘束期間が長引いたというような点も反省事項でございます。

こうした問題を、裁判員裁判対象事件も含めまして、今後の教訓にしていくものというように承知しております。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

委員御指摘の件は、個別の事件のことでございますので事務当局としてはコメントは差し控えさせていただきますけれども、ただ、そうはいいまして、裁判所としても、無実の人が服役するというようなことは決してあってはならないという

ふうんと考えております。

最高裁といたしましては、今後とも、個々の裁判官がこうした観点を踏まえて、事実認定のあり方でありますとか審理のあり方、そうしたものの全般にわたってしっかりと研さんを行うということが大切で、そういう機会を設けるように配慮をしていきたいと考えております。

○滝委員 確かに、志布志事件も水見事件も、今度の裁判員裁判の対象事件ではありませんけれども、その最高検の報告書を見ますと、明らかにきちんとしていて審理をすればこんなことはなかったのに、こういうのがまずあります。

それからもう一つ、両事件に共通しているのは、やはり自白の取り扱いの問題ではないかというふうな思われる点が一番重要じゃないかというふうな思っています。

最近も、これはそんな重大事件じゃありませんけれども、地裁段階で、被告人の調書について、これはどうも、早く本当のことをしゃべらないと家族を引っ張るとか、いつまでたっても出さないとか、そういうことを言って圧力をかけた疑いがある、したがって、肝心なめの本人の調書が証拠として不採用になった例もあるわけですね。

したがって、そういうところから見ると、捜査当局も含めて、警察も検察も、こういう事態に備えて、やはりもう少しきちんとしてもらう必要があるんじゃないだろうか。そういう重大事件で同じようなことが出てくれば、先ほど申しましたように、そこに参加している裁判員が、やはり日本の司法制度は何かおかしいというふうに思われたいようにするためにも、もうちょっときちんと捜査段階からやっていたらいいというのが第一の私の感想であるし、そういう期待を込めてお願いをしたいと思うんです。

それから、裁判所もそんなんでいいですね。裁判所も、当事者主義の判定役だというだけでは今度の裁判員制度は務まらないですね。やはりみずからプレイングマネジャーをやらないと、今までのように、ただ単に判定者というわけにはいかな

い事情がこれありという点もあるんじゃないかなという感じはします。

余り出過ぎてはいけないと思えますけれども、少なくとも、何が憶測なのか、何が推測なのかというように意識した整理が評議ではやはり必要な点だろうと思つて、先ほど一つ例がありましたが、恐らく、ころころ変わるの信用ならぬという見方もあり得るというのは、憶測とか推測ということの関連でそういう注意を喚起しているのが裁判長の意見だったと思うんですけれども、そういう点も、裁判所は裁判所なりに大変努力も要ることになると思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

いづれにいたしましても、まずは自白調書の扱い方、こういう点について、やはりもうちょっと徹底する必要があるんじゃないかなと思うのでございますけれども、刑事局長の意見があったらお聞かせください。

○大野政府参考人 水見事件、志布志事件を通じて、捜査当局は厳しい批判を受けたわけでございます。その後、さまざまな取り調べ適正確保方策を講じたところでございます。

例えば、逮捕、勾留中の被疑者と弁護人との間の接見でありますけれども、これは、なるべく早期に接見ができるように、きちつと記録にとどめ、きちつと告知をするというような、そうした取り組みをまずしております。この点は、裁判員裁判の実施と同時に、被疑者段階の国選弁護の範囲が広がるということも相まちまして、実質的に捜査段階における被疑者の立場を強化するところにつながるだろうというふうな考えております。

それから、取り調べについて、時に不満が出ることがございます。その不満をいけば握りつぶさず、きちつと記録に残し、そして必要な対処をするというような制度も、警察、検察において採用したところでございます。そのほか、取り調べの時間等についても配慮すること、あるいは調書の作成方法等につきましても一層適正確保を図られるような方策を講じたところであります。

なお、裁判員裁判対象事件の自白の任意性立証のための録音、録画でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、裁判員対象事件、基本的に全件について行うこととしておりまして、その録音、録画の中に、おのずとそれまでの調べの状況というのは出てくるわけでございまして。これは一面、取り調べの適正化に資する部分もあろうかというふうに考えているところでございます。

○滝委員 今の刑事局長の御答弁で、この裁判員制度の発足に当たっての一段と改善されたシステムが出てくるということで、今と違った場面の展開が期待できるということを知りました。

そして、とにかく公判前整理で証拠などもすべて限定されてしまう、こういうようなことが一つ気がかりとして残ってくるわけですね。裁判員の皆さん方が、とにかく、ここまでわかっているという問題について、わかつていないまま、そのまま結審してしまえば、当然、疑わしきは罰せずという結論にならざるを得ないですね。したがって、どこかで重大な事件については証拠という問題が新たに、そういう問題にまで手を伸ばさない、裁判員制度の意味がないんじゃないかな、こういう感じがするんですけれども、それに対して刑事局長はどういうふうにお考えになっておりますか。

○大野政府参考人 公判前整理手続との関係もございまして、裁判員裁判につきましては、しばしば表明される懸念は、裁判員の負担軽減あるいは日程上の制約から、本来行われるべき立証、この立証はもちろん検察側の立証である場合もありませんし、弁護側の立証である場合もありませんけれども、これがやや疎漏になってしまつて、結果において適正な裁判が実現できないのではないかと、こういう点についての御指摘であります。

これにつきましては、検察も、今までのようにいたすに厚い、念の入った立証をすること、これはかえって裁判員の負担を増して、ポイントをわかりにくくしてしましますから、そこは改めな

ければいけませんけれども、しかし、事件のポイントあるいは争点につきましては、手厚く、裁判員の納得が得られるような立証をしなければいけないというように考えております。これは、恐らく弁護側も同じことだろうというふうに思っています。

また、公判前整理手続におきまして、争点、証拠関係が整理されて日程が決まるわけでありませけれども、しかし、訴訟は生き物でございます。その後、事情変更等やむを得ない事由、事情が出てくれば、そこはそこで新たな立証ということもあり得るのかなというふうに考えているところでございます。

○滝委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、この裁判員裁判が、とにかく、そこに参加する裁判員の皆さん方、そして、新しい訴訟制度について国民が、やはりこれによって日本の司法が健在だという意を強くするような場面を期待したいと思うんです。

最後に大臣から、今、刑事局長、あるいは最高裁の刑事局長さんからもおっしゃっていただきましたけれども、そういった意見を踏まえて、大臣の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○森国務大臣 司法制度改革のいわば最後の、一番眼目ともいべき裁判員裁判のスタートがいよいよ目前になりました。今、最高裁また法務省から御答弁申し上げましたように、いろいろと注意すべき点もあると思っております。そういったことを踏まえまして、円滑にスタートし、司法に対する国民の信頼が十分に得られますように、ベストを尽くしてまいりたいと思っております。

○山本委員長 次に、内閣提出、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森法務大臣。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○森国務大臣 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものであります。

その要点は、次のとおりであります。第一に、この法律案の規律の対象となる外国等の意義について定めております。

第二に、外国等に対する民事裁判手続について、外国等が我が国の裁判権に服する場合を定めております。

具体的には、まず、外国等が特定の事項または事件に関して我が国の民事裁判権に服することに明示的に同意した場合及び我が国の裁判所にみずから訴えを提起するなどした場合には、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとしております。

次に、外国等の明示的な同意がないような場合でも、商業的取引、労働契約、人の死傷または有体物の滅失等に関する裁判手続のうち一定のものについて、外国等が我が国の民事裁判権に服することとしております。

第三に、外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を定めております。

具体的には、まず、外国等がその有する財産に対して保全処分または民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保全処分または民事執行の目的を達することができるように特定の財産を担保として提供するなどした場合には、外国等は我が

国の民事裁判権に服することとしております。

次に、外国等の明示的な同意がないような場合でも、その有する商業用財産等に対する民事執行の手続については、外国等は我が国の民事裁判権に服することとしております。

また、外国中央銀行等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、その明示的な同意があるような場合に限り、外国中央銀行等は我が国の民事裁判権に服することとしております。

第四に、外国等に対する訴状等の送達、外国等が裁判所に出頭しなかつた場合の取り扱い等、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を整備することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る七日火曜日午前九時二十分理事

会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時散会

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

第一節 免除の原則(第四条)

第二節 裁判手続について免除されない場合(第五条—第十六条)

第三節 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除されない場合(第十七条—第十九条)

第三章 民事の裁判手続についての特例(第二

附則 十条—二十二条)

第一章 総則

(趣旨) 第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権(裁判権のうち刑事に係るものを除く)及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において「外国等」とは、次に掲げるもの(以下「国等」という。)のうち、日本国及び日本国に係るものを除くものをいう。

一 国及びその政府の機関
二 連邦国家の州その他これに準ずる国の行政区画であつて、主権的な権能を行使する権限を有するもの
三 前二号に掲げるもののほか、主権的な権能を行使する権限を付与された団体(当該権能の行使としての行為をする場合に限る。)

四 前三号に掲げるものの代表者であつて、その資格に基づき行動するもの
(条約等に基づく特権又は免除との関係) 第三条 この法律の規定は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではない。

第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

第一節 免除の原則 第四条 外国等は、この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判権(我が国の民事裁判権をいう。以下同じ。)から免除されるものとする。

第二節 裁判手続について免除されない場合(外国等の同意) 第五条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、特定の事項又は事件に関して裁判権に服することについての同意を明示的にした場合に

は、訴訟手続その他の裁判所における手続(外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執

行の手續を除く。以下この節において「裁判手続」という。のうち、当該特定の事項又は事件に関するものについて、裁判権から免除されない。

一 条約その他の国際約束

二 書面による契約

三 当該裁判手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面による通知

2 外国等が特定の事項又は事件に関して日本国の法令を適用することについて同意したことは、前項の同意と解してはならない。

(同意の擬制)

第六條 外国等が次に掲げる行為をした場合には、前条第一項の同意があつたものとみなす。

一 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立て

二 裁判手続への参加(裁判権からの免除を主張することを目的とするものを除く。)

三 裁判手続において異議を述べないで本案についてした弁論又は申述

2 前項第二号及び第三号の規定は、当該外国等がこれらの行為をする前に裁判権から免除される根拠となる事実があることを知ることができなかつたやむを得ない事情がある場合であつて、当該事実を知つた後当該事情を速やかに証明したときには、適用しない。

3 口頭弁論期日その他の裁判手続の期日において外国等が出頭しないこと及び外国等の代表者が証人として出頭したことは、前条第一項の同意と解してはならない。

第七條 外国等が訴えを提起した場合又は当事者として訴訟に参加した場合において、反訴が提起されたときは、当該反訴について、第五條第一項の同意があつたものとみなす。

2 外国等が当該外国等を被告とする訴訟において反訴を提起したときは、本訴について、第五條第一項の同意があつたものとみなす。

(商業的取引)

第八條 外国等は、商業的取引(民事又は商事に

係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引(労働契約を除く。)をいう。次項及び第十六條において同じ。のうち、当該外国等と当該外国等(国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。)以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間のものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 当該外国等と当該外国等以外の国等との間の商業的取引である場合

二 当該商業的取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合

(労働契約)

第九條 外国等は、当該外国等と個人との間の労働契約であつて、日本国内において労務の全部又は一部が提供され、又は提供されるべきものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 当該個人が次に掲げる者である場合

イ 外交関係に関するウィーン条約第一條(e)に規定する外交官

ロ 領事関係に関するウィーン条約第一條(d)に規定する領事官

ハ 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において当該外国等(国以外のもの)にあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。)を代表するために雇用されている者

二 イからハまでに掲げる者のほか、外交上の免除を享有する者

二 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該

外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合

三 当該個人の採用又は再雇用の契約の成否に関する訴え又は申立て(いづれも損害の賠償を求めたものを除く。)である場合

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て(いづれも損害の賠償を求めたものを除く。)であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立てがあつた時において、当該個人が当該外国等の国民である場合。ただし、当該個人が日本国内に通常居住するときは、この限りでない。

六 当該労働契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合。ただし、労働者の保護の見地から、当該労働契約に関する訴え又は申立てについて日本国の裁判所が管轄権を有しないとすれば、公の秩序に反することとなるときは、この限りでない。

(人の死傷又は有体物の滅失等)

第十條 外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によつて生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによつて生じた損害又は損失の金銭によるてん補に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(不動産に係る権利利益等)

第十一條 外国等は、日本国内にある不動産に係る次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用

二 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用から生ずる当該外国等の義務

2 外国等は、動産又は不動産について相続その他の一般承継、贈与又は無主物の取得によつて生ずる当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(裁判所が関与を行う財産の管理又は処分に係る権利利益)

第十二條 外国等は、信託財産、破産財団に属する財産、清算中の会社の財産その他の日本国の裁判所が監督その他の関与を行う財産の管理又は処分に係る当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(知的財産権)

第十三條 外国等は、次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等が有すると主張している知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二條第一項に規定する知的財産)に關して日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利をいう。次号において同じ。)の存否、効力、帰属又は内容

二 当該外国等が日本国内においてしたものと主張される知的財産権の侵害

(団体の構成員としての資格等)

第十四條 外国等は、法人その他の団体であつて次の各号のいづれにも該当するものの社員その他の構成員である場合には、その資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 国等及び国際機関以外の者をその社員その他の構成員とするものであること。

二 日本国の法令に基づいて設立されたものであること、又は日本国内に主たる營業所若しくは事務所を有するものであること。

2 前項の規定は、当該裁判手続の当事者間に当

該外国等が裁判権から免除される旨の書面に
よる合意がある場合又は当該団体の定款、規約
その他これらに類する規則にその旨の定めがある
場合には、適用しない。

(船舶の運航等)

第十五条 船舶を所有し又は運航する外国等は、
当該船舶の運航に関する紛争の原因となる事実
が生じた時において当該船舶が政府の非商業的
目的以外に使用されていた場合には、当該紛争
に関する裁判手続について、裁判権から免除さ
れない。

2 前項の規定は、当該船舶が軍艦又は軍の支援
船である場合には、適用しない。

3 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船
舶による貨物の運送に関する紛争の原因となる
事実が生じた時において当該船舶が政府の非商
業的目的以外に使用されていた場合には、当該
紛争に関する裁判手続について、裁判権から免
除されない。

4 前項の規定は、当該貨物が、軍艦若しくは軍
の支援船により運送されていたものである場合
又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的
のみに使用され、若しくは使用されることが予
定されているものである場合には、適用しな
い。

(仲裁合意)

第十六条 外国等は、当該外国等(国以外のもの
にあつては、それらが所属する国。以下この条
において同じ。)以外の国の国民又は当該外国等
以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に
基づいて設立された法人その他の団体との間の
商業的取引に係る書面による仲裁合意に関し、
当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該仲裁
合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続につい
て、裁判権から免除されない。ただし、当事者
間に書面による別段の合意がある場合は、この
限りでない。

第三節 外国等の有する財産に対する保
全処分及び民事執行の手続につ

いて免除されない場合
(外国等の同意等)

第十七条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法
により、その有する財産に対して保全処分又は
民事執行をすることについての同意を明示的に
した場合には、当該保全処分又は民事執行の手
続について、裁判権から免除されない。

- 一 一条約その他の国際約束
- 二 仲裁に関する合意
- 三 書面による契約
- 四 当該保全処分又は民事執行の手続における
陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面
による通知(相手方に対する通知にあつて
は、当該保全処分又は民事執行が申し立てら
れる原因となつた権利関係に係る紛争が生じ
た後に発出されたものに限り。)

2 外国等は、保全処分又は民事執行の目的を達
することができると指定し又は担保として
提供した特定の財産がある場合には、当該財産
に対する当該保全処分又は民事執行の手続につ
いて、裁判権から免除されない。

3 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解し
てはならない。

(特定の目的に使用される財産)

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非
商業的目的以外にのみ使用され、又は使用され
ることが予定されている当該外国等の有する財
産に対する民事執行の手続について、裁判権か
ら免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財
産に含まれないものとする。

- 一 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際
機関に派遣されている使節団又は国際機関の
内部機関若しくは国際会議に派遣されている
代表団の任務の遂行に当たつて使用され、又
は使用されることが予定されている財産
- 二 軍事的な性質を有する財産又は軍事的な任
務の遂行に当たつて使用され、若しくは使用
されることが予定されている財産

三 次に掲げる財産であつて、販売されておら
ず、かつ、販売されることが予定されていな
いもの

- イ 当該外国等に係る文化遺産
- ロ 当該外国等が管理する公文書その他の記
録
- ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する
展示物

3 前項の規定は、前条第一項及び第二項の規定
の適用を妨げない。

(外国中央銀行等の取扱い)

第十九条 日本国以外の国の中央銀行又はこれに
準ずる金融当局(次項において「外国中央銀行
等」という。)は、その有する財産に対する保全
処分及び民事執行の手続については、第二条第
一号から第三号までに該当しない場合において
も、これを外国等とみなし、第四条並びに第十
七条第一項及び第二項の規定を適用する。

2 外国中央銀行等については、前条第一項の規
定は適用しない。

第三章 民事の裁判手続についての特例
(訴状等の送達)

第二十条 外国等に対する訴状その他これに類す
る書類及び訴訟手続その他の裁判所における手
続の最初の期日の呼出状(以下この条及び次条
第一項において「訴状等」という。)の送達は、次
に掲げる方法によりするものとする。

- 一 一条約その他の国際約束で定める方法
- 二 前号に掲げる方法がない場合には、次のイ
又はロに掲げる方法
- イ 外交上の経路を通じてする方法
- ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れ
るその他の方法(民事訴訟法(平成八年法律
第九十九号)に規定する方法であるものに限
る。)

2 前項第二号イに掲げる方法により送達をした
場合においては、外務省に相当する当該外国等
(国以外のものにあつては、それらが所属する
国の機関が訴状等を受領した時に、送達が

あつたものとみなす。

3 外国等は、異議を述べないで本案について弁
論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法
について異議を述べた権利を失う。

4 第一項及び第二項に規定するもののほか、外
国等に対する訴状等の送達に関し必要な事項
は、最高裁判所規則で定める。

(外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等)
第二十一条 外国等が口頭弁論の期日に出頭せ
ず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合
における当該外国等に対する請求を認容する判
決の言渡しは、訴状等の送達があつた日又は前
条第二項の規定により送達があつたものとみな
される日から四月を経過しなければすることが
できない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定
する判決についての判決書又は民事訴訟法第二
百五十四条第二項の調書(次項及び第四項にお
いて「判決書等」という。)の当該外国等に対する
送達について準用する。

3 前項に規定するもののほか、判決書等の送達
に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定め
る。

4 第一項に規定する判決に対して外国等がする
上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八
十五条本文(同法第三百十三條(同法第三百十八
條第五項において準用する場合を含む。))にお
いて準用する場合を含む。又は第三百五十七條本
文(同法第三百六十七條第二項において準用す
る場合を含む。若しくは第三百七十八條第一項
本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があ
つた日又は第二項において準用する前条第二
項の規定により送達があつたものとみなされる
日から四月の不變期間内に提起しなければなら
ない。

(勾引及び過料に関する規定の適用除外)
第二十二条 外国等については、民事の裁判手続
においてされた文書その他の物件の提出命令、
証人の呼出しその他の当該裁判手続上の命令に

従わないことを理由とする勾引及び過料に関する民事訴訟法その他の法令の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定は、次に掲げる事件については、適用しない。

一 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件

二 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行に係る事件

理 由

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第三号

法務委員會議録第四号

平成二十一年四月三日

平成二十一年四月十四日印刷

平成二十一年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K